

様式 1-1-1 中期目標管理法 年度評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人中小企業基盤整備機構	
評価対象事業年度	年度評価	令和5年度（第四期）
	中期目標期間	令和元～5年度

2. 評価の実施者に関する事項				
主務大臣	経済産業大臣（法人全般に関する評価） 産業基盤整備業務については財務大臣と共同して担当			
	法人所管部局	中小企業庁	担当課、責任者	長官官房総務課長 貴田 仁郎
	評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	業務改革課長 清水 淳太郎
主務大臣	財務大臣（産業基盤整備業務に関する評価） 経済産業大臣と共同して担当			
	法人所管部局	大臣官房	担当課、責任者	政策金融課長 大江 賢造
	評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	文書課政策評価室長 佐藤 浩一

3. 評価の実施に関する事項
<p>評価のために実施した手続き等については、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和6年5月10日（金）～5月24日（金） ユーザー10先（中小企業：6、公的支援機関：2、民間支援機関（信金）：1、ファンド：1）へのヒアリングの実施 <ul style="list-style-type: none"> 6月20日（木） 中小機構理事長、監事ヒアリングの実施（同日開催） 6月27日（木） 外部有識者からの意見聴取の実施（経済産業省） 7月 3日（水） 外部有識者からの意見聴取の実施（財務省）

4. その他評価に関する重要事項
—

1. 全体の評価						
評価 (S、A、B、C、D)	A：中期計画における所期の目標を上回る水準であると判断した。	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況				
		令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
		A	B	A	A	A
評価に至った理由	<p>項目別評価は以下であり、各項目別評価やその重み付け、及び有識者の意見も踏まえて、全体の評価は「A」評価とした。</p> <p>I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1-1. 事業承継・事業引継ぎ促進：「A」</p> <p>1-2. 生産性向上：「A」</p> <p>1-3. 新事業展開の促進・創業支援、事業再構築支援：「B」</p> <p>1-4. 経営環境の変化への対応の円滑化：「A」</p> <p>2. 業務運営の効率化に関する事項：「A」</p> <p>3. 財務内容の改善に関する事項：「B」</p> <p>4. その他業務運営に関する重要事項：「B」</p>					

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	<p>「1-1. 事業承継・事業引継ぎの促進、1-2. 生産性向上、1-4. 経営環境の変化への対応の円滑化」については、自治体や他の支援機関との連携強化により、支援者数及び広域成約件数が過去最高となったことや、中小企業者のニーズを踏まえた研修内容、極めて高い課題解決率を達成していることなどを勘案し、A評価とした。</p> <p>「2. 業務運営の効率化に関する事項」については、目標策定時には想定していなかった令和6年1月の能登半島地震により被災した地域、中小企業・小規模事業者の復興を進めるための支援行い、機構内の既存業務との両立をしたことも勘案し、「A」評価と判断した。また、「1-3. 新事業展開の促進・創業支援、事業再構築支援、3. 財務内容の改善に関する事項、4. その他業務運営に関する重要事項」の全ての項目について、中期計画に基づき、着実な業務運営がなされ、所期の目標を達成していると認められることから、それぞれ「B」評価と判断した。以上の各項目別評価やその重み付け、及び有識者の意見も踏まえ、法人全体として令和5年度における所期の目標を上回る成果が得られているものと評価し、全体の評価を「A」とした。</p>
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	—

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	—
その他改善事項	—
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	—

4. その他事項	
監事等からの意見	・災害対策については、これまでのノウハウを活かして対応されている。役員会前に毎回報告がなされており、復興支援の中心に位置する組織として期待している。
その他特記事項	—

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書 NO	備考
	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
事業承継・引継ぎ	<u>A</u> ○重	1-1					
生産性向上	<u>A</u> ○	<u>C</u> ○	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○	1-2	
新事業展開の促進・創業支援、事業再構築支援	<u>A</u> ○	<u>A</u> ○	<u>B</u> ○	<u>B</u> ○	<u>B</u> ○	1-3	
経営環境の変化への対応の円滑化	S	A	S	A	A	1-4	

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書 NO	備考
	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		
II. 業務運営の効率化に関する事項	B	B	B	B	A	2-1	
III. 財務内容の改善に関する事項	B	B	B	B	B	3-1	
IV. その他業務運営に関する事項	B	B	B	B	B	4-1	

※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。

※2 困難度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

※3 重点化の対象とした項目については、各標語の横に「重」を付す。

1. 当事務及び事業に関する基本事項			
1-1	事業承継・事業引継ぎの促進		
関連する政策・施策	全国の事業承継・引継ぎ支援センター及び地域の中小企業支援機関等における事業承継・事業引継ぎ支援に関する支援ノウハウの提供、支援上の課題への助言、事業の円滑な承継・事業再編を対象としたファンドへの出資等。	当該事業実施に係る根拠（個別法条など）	独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第1号、5号、23号
当該項目の重要度、困難度	<p>【重要度：高】現状を放置し、中小企業・小規模事業者の廃業が増加すると、今後10年間の累計で約650万人の雇用、約22兆円のGDPが失われるおそれがあると言われていたなか、「新しい経済政策パッケージ」及び「未来投資戦略2018」において、10年間程度を事業承継の集中実施期間とした取組の強化を掲げており、事業承継・事業引継ぎを促進していくことは重要である。</p> <p>【優先度：高】中小企業・小規模事業者の廃業が増加すると、日本経済に多大な影響を及ぼしかねないことから、事業承継・事業引継ぎの促進は最優先で取り組むべき課題である。</p> <p>【難易度：高】事業承継・事業引継ぎが進んでいない要因としては、後継者の不足、経営者の認識不足、小規模な事業引継ぎ案件を担う専門家の不在、金融機関から事業引継ぎ支援センターへのつながりや広域の事業引継ぎ案件の対応が不十分といった多種多様な課題が挙げられる。これらの複合的な課題の解決に向けて、事業承継・事業引継ぎニーズの一層の掘り起こしや早期・計画的な取組の促し、さらには、専門家の育成、事業引継ぎ支援センターへの送客、広域の事業引継ぎ案件の増加に向けた取組など、幅広い対応が求められることから、達成の難易度は高い。</p>	関連する政策評価・行政事業レビューシート	行政事業レビューシート番号：0413

2. 主要な経年データ													
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
事業引継ぎにおける広域の成約件数【基幹目標】	2021年度までに2018年度比2倍以上、中期目標期間において、1,100件以上 令和5年度260件以上		215件	261件	320件	342件	431件	予算額（千円）	7,187,553 千円	17,536,956 千円	22,723,927 千円	25,912,107 千円	56,217,765 千円
機構が支援した事業承継・引継ぎ支援者数	中期目標期間において、50,000者以上 令和5年度10,000者以上		17,443 者	17,327 者	21,649 者	24,327 者	32,958 者	決算額（千円）	5,794,408 千円	3,247,859 千円	13,616,790 千円	13,334,212 千円	18,438,131 千円
								経常費用（千円）	1,493,941 千円	1,185,038 千円	2,616,300 千円	2,420,760 千円	3,407,115 千円
								経常利益（千円）	△649,048 千円	△354,240 千円	△1,667,554 千円	△1,340,248 千円	△2,392,876 千円
								行政コスト（千円）	1,493,941 千円	1,185,038 千円	2,618,868 千円	2,420,760 千円	3,407,115 千円
								従事人員数	715人の内数	727人の内数	731人の内数	749人の内数	766人の内数

※予算額、決算額は支出額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
(別添) 中期目標、中期計画、年度計画					
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価		評価	A
<p><主な定量的指標></p> <p>【指標1-1】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業引継ぎにおける広域の成約件数を2021年度までに2018年度比2倍以上、中期目標期間において、1,100件以上とする。【基幹目標】（〔参考〕2017年度実績：100件） 5年度：260件以上 <p>【指標1-2】</p> <ul style="list-style-type: none"> 中期目標期間において、機構が支援した事業承継・事業引継ぎ支援者数を50,000者以上とする。（〔参考〕2015～2017年度実績：23,976者） 5年度：10,000者以上 <p><目標水準の考え方></p> <p>○指標1-1について</p> <p>事業引継ぎの成約件数は、2018年度末で約1,000件（見込み）であり、うち広域の成約件数は130件（見込み）である。事業引継ぎに係る目標として、中小企業庁は「2021年度に事業引継ぎ支援センターにおける事業引継ぎ件数2,000件/年」を設定しているが、2,000件は、2018年度末見込みの約1,000件</p>	<p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標1-1：431件【基幹目標】 指標1-2：32,958者 <p>【年度計画で定める指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業承継ファンド新規組成数：6本 <p>(1) 事業承継・事業引継ぎへの支援</p> <p>○地域の中小企業支援機関等への支援</p> <p>○地域の中小企業支援機関に対する講習会等</p> <ul style="list-style-type: none"> 各地域本部等において、地域の中小企業・小規模事業者を支える支援機関や金融機関に対し、事業承継に関する支援能力の向上や支援の仕組み作りのため、相談・助言、講習会等を実施（支援者数：19,901者、講習会開催数：630回、相談・助言件数：3,126件） <p>○中小企業・小規模事業者に対する専門家派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> 中小企業・小規模事業者に対する専門家派遣を通じ、事業者の円滑な事業承継と同席する地域の中小企業支援機関への支援ノウハウの移管を実施。 支援企業数：28先、支援回数：72回 <p>○事業承継フォーラムの開催</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業承継を経験した経営者の取組を参考として、円滑な事業承継を促進するため、中小企業・小規模事業者、支援機関等を対象としたフォーラムを2部構成の完全オンラインで開催（フォーラムの動画完全視聴数：139,890回） <p>【事例】 N町・N商工会</p> <ul style="list-style-type: none"> 人口約5,500人のN町は、町と商工会が60歳以上の企業経営者に実施した調査で多くの企業が今後廃業予定と回答したことを受け、事業承継が喫緊の課題であると認識。 町の人口はピーク時から約70年で1/3以下に減少。町内には空き物件が目立ち、職を求める若い世代の流出も危惧される中、町は事業承継支援に取り組むことを決意。具体的な進め方を機構に相談。 町はこれまでも経営者からの事業承継の相談に対しセンターを紹介していたが、機構から、地域課題の解決のために自治体が旗振り役となり町内の支援機関をコーディネートし、面的・継続的に事業承継支援を行うことを助言。 5年度は支援先の掘り起こしに向けたセミナーや個別相談会を実施し、その模様 	<p><評価と根拠></p> <p>評価：A</p> <p>根拠：中期目標・中期計画上の指標に基づく数値目標2項目（「事業引継ぎにおける広域の成約件数」及び「機構が支援した事業承継・引継ぎ支援者数」）いずれも達成率120%以上となる実績を達成。また、機構が支援した事業承継・引継ぎ支援者数において、直近過去2年実績平均との比較において120%を達成。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業引継ぎにおける広域の成約件数（基幹目標） ・県境を越えたM&A等の第三者承継による事業承継の可能性を高めるため、都道府県横断での情報交換会の実施に加え、民間M&Aプラットフォームと連携したマッチングの強化、後継者人材バンクの利用促進等の環境整備を実施。その結果、県境を越える広域成約件数は年度目標260件に対して431件（目標達成率165.7%）と過去最高となった。 ○機構が支援した事業承継・引継ぎ支援者数 ・新規支援機関や自治体との連携の推進による相談の裾野の拡大、人員が増員されたセンターに対する研修の拡充等による支援能力の向上を推進。その結果、事業承継・引継ぎ支援者の支援目標10,000者に対し32,958者（対数値目標329.5%）と目標を大きく上回る実績を達成。また、直近過去2年実績平均との比較においても143.4%を達成。 ○事業承継ファンド新規組成数 ・新型コロナウイルス感染症によるダメージが大きかった食品・観光分野に特化したファンドを含め、合計6ファンド組成。 <p>中小企業・小規模事業者の喫緊の課題である事業承継に対応するため、早期・計画的な承継準備に向けた啓発のほか、相談・助言や講習会を通じて、事業者の身近に存在する地域の支援機関の事業承継支援能力の向上及び支援を実施するための仕組み作りを支援してきたところ。</p> <p>5年度は、より多くの企業に早期相談のきっかけを届けられ</p>	<p><評価に至った理由></p> <p>定量的にAの基準を満たしており、相談の発掘・裾野拡大のため、新規支援機関や自治体との連携等を推進し、支援者数や広域成約件数も過去最高となる等の成果も確認出来たことから、所期の目標を上回る水準であるA評価とした。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <p>(経営に関する有識者からのコメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業承継・引き継ぎ支援は、今後ニーズの高まる分野であり、中小機構の有する専門的ノウハウや経験を活かして引き続き指導的立場でリードして頂くことを期待。 ・ポストコロナにより、経済が大きく変化した中、自治体や他の支援機関との連携強化により、支援者数及び広域成約件数が過去最高となったことは高く評価できる。 		

の2倍に当たることから、広域の成約件数についても、同様に2021年度末において、2018年度末の2倍となる260件を目指し、中期目標期間において計1,100件以上と設定する。

○指標1-2について
機構は、以下の取組を通じて、事業承継・事業引継ぎ支援機関の支援能力向上を図っている。

- ・地域本部の事業承継コーディネーターによる地域の中小企業支援機関等向け講習会
- ・中小企業事業引継ぎ支援全国本部による事業引継ぎ支援センター専門家向け研修
- ・中小企業事業引継ぎ支援全国本部による事業引継ぎデータベース登録機関等向け研修
- ・中小企業事業引継ぎ支援全国本部による事業引継ぎ支援センター向け高度・専門的相談対応

これらの取組による前中期目標期間における支援者数実績は年間8,000者、5年間換算では40,000者となるが、その1.25倍に相当する50,000者を支援することを目指す。

<想定される外部要因>

想定される外部要因として、初年度を基準として、事業遂行上必要な政策資源が安定的に確保されること、国内の政治・経済及び世界の政治・経済が安定的に推移し、着実に成長するこ

を地元のケーブルテレビで放送した。また、町の職員向けの講習会も実施した。
・町と商工会は、信用金庫・信用組合、事業承継・引継ぎ支援センター、よろず支援拠点、日本政策金融公庫も加え、12月19日に「事業承継協議会」を発足。引き続き地域全体での面的な支援体制の強化を推進。

②全国の事業承継・引継ぎ支援センターへの支援

○事業承継・引継ぎ支援センター等への研修等

- ・各都道府県の事業承継・引継ぎ支援センターに対して、中小企業事業承継・引継ぎ支援全国本部として、実施体制や中小企業・小規模事業者のM&Aに関する高度・専門的な相談・助言を実施（支援者数：5,485者）。
- ・事業承継・引継ぎ支援センターにおける支援能力の向上のため、事業承継・引継ぎ支援センターの専門家等に対してロールプレイ形式のM&A相談対応研修やEラーニング研修等を実施（開催数：64回、支援者数：1,819者）。
- ・データベースの活用促進等のため、事業承継・引継ぎ支援センターに登録された地域の支援機関等に対する講習会を実施（開催数：85回、支援者数：5,753者）。

○事業承継・引継ぎ支援センターの周知活動

- ・事業承継・引継ぎ支援センターの認知度向上のため、ポータルサイトリニューアル、フリーペーパー制作3種類、事例動画6本、ダイレクトメール（送付件数120万件）、新聞広告掲載、雑誌広告等を実施。

○事業承継・引継ぎ支援データベースの運営及びノンネームデータベースの稼働による効率的なマッチング支援体制の構築

- ・適切な情報管理の元で事業承継・引継ぎ支援データベースを運営（事業承継・引継ぎ支援データベース登録件数：124,678件、前年度比123.5%）。
- ・登録支援機関に開示するノンネームデータベースの活用を促進（ノンネームデータベース登録件数：18,562件、前年度比137.1%）。
- ・後継者人材バンクでの成約事例の紹介等を通じ、積極的な活用を推進（後継者人材バンクの相談件数1,562件、前年度比116.1%）。
- ・上記データベース等の活用しつつ、ノンネーム情報連絡会等を開催し、県域を越えたマッチング支援を実施。また、民間M&Aプラットフォーム3社と連携し、マッチングの強化を行った。
- ・以上の取組を通じ、事業引継ぎにおける広域の成約件数431件（前年度比126.0%）を実現。
- ・事業承継に先立って経営改善が必要になる等、多様な課題を抱える中小企業・小規模事業者に対し効果的な支援を提供するため、事業承継・引継ぎ支援センター、中小企業活性化協議会、よろず支援拠点との連携強化を推進。5年度は、中小企業庁と協働で、センター・協議会・よろず支援拠点の各全国本部が合同してキックオフミーティングを開催。

るよう、従来連携を進めてきた商工会・商工会議所等の支援機関や金融機関に加え、中小企業診断士協会・司法書士会等の士業団体を含む新規支援機関への働きかけや自治体が関与する広報・セミナー・相談会との連携を強化した。

これにより、支援機関・金融機関等が行う事業承継診断の実施件数は230,907件（前年度比107.5%）、事業承継・引継ぎ支援センターへの相談件数は23,722件（前年度比106.1%）となった。

また、相談件数の増加によりセンターの人員が増員されたことに合わせ、センターの支援能力を向上するため、ロールプレイ形式のM&A相談対応研修や階層別Eラーニング研修の拡充、中小M&Aガイドラインの普及等を推進した。その結果、センターの成約・完了件数3,581件（前年度比121.3%）に貢献した。

このような早期相談の発掘や研修実施を通じ、機構が支援した事業承継・引継ぎ支援者数は過去最高となる32,958者を達成（目標達成率329.5%、過去2年平均比143.4%）。

また、県境を越えたM&A等の第三者承継による事業承継の可能性を高めるため、都道府県横断での情報交換会の実施に加え、民間M&Aプラットフォームと連携したマッチングの強化、後継者人材バンクの利用促進等の環境整備を実施した。その結果、県境を越える広域成約も431件（目標達成率165.7%）と過去最高となった。

そのほか、新規組成数2ファンド以上の年度目標に対して、新型コロナウイルス感染症によるダメージが大きかった食品・観光分野に特化したファンドを合計6ファンド組成し、政策的意義が大きい分野での事業承継を後押しした。また、成長意欲の高い経営人材による第三者承継を促す「サーチファンド型ファンド」の第2回目のファンド募集を行い、新たな事業承継形態の普及に貢献した。

以上のように、各業務において目標を達成していることからA評価と判断。

と、急激な株価や為替の変動がないことなどを前提とし、これら要因に変化があった場合には評価において適切に考慮する。

<その他の指標>

—

<評価の視点>

—

【事例】 広域M&Aの成約事例

- ・ A氏は夫とスタッフ2名で、町内に3軒しかないガソリンスタンドの1つを経営。しかし夫の体調不良をきっかけに、運営の継続が厳しくなった。
- ・ 地元商工会への相談をきっかけに、商工会からセンターに橋渡しがなされた。高齢過疎地域でもあり、後継者探しは難航したが、最終的には業界新聞への掲載を機に他県に本社がある同業者B社とマッチングが実現。
- ・ センターは双方の希望を確認しつつ、要望があれば最優先で動きフォローを実施し、株式譲渡契約の締結を支援した。
- ・ これにより、地域住民の重要なインフラであるガソリンスタンドの事業継続に繋がった。

(2) 事業承継ファンドへの出資の強化

■ 中小企業経営力強化支援ファンドの組成促進

- ・ 令和2年度補正予算・令和3年度補正予算により措置された出資金を活用し、新たに創設した「中小企業経営力強化支援ファンド」への出資事業について、ファンド運営者の公募により組成を促進。地域金融機関等と連携し、コロナの影響により業況が悪化した、地域における食産業や観光業などの中小企業の事業承継を支援していくファンド等6ファンド（総額908.20億円）に対して、計300億円の出資契約を実施。
- ・ 経営者を志す個人であるサーチャーが第三者承継を行う取組を支援する「サーチファンド型ファンド」の第2回募集を実施。

■ 出資実績累計

○ 事業承継ファンド（中小企業経営力強化支援ファンドを除く）

- ・ 出資ファンド数累計 4ファンド
- ・ ファンド総額累計 684億円（うち機構出資契約額累計 194億円）
- ・ 5年度投資先企業数 3社（累計39社）
- ・ 5年度投資金額 22億円（累計425億円）

○ 中小企業経営力強化支援ファンド

- ・ 出資ファンド数累計 21ファンド
- ・ ファンド総額累計 3,248億円（うち機構出資契約額累計 870億円）
- ・ 5年度投資先企業数 45社（累計98社）
- ・ 5年度投資金額 398億円（累計955億円）

■ 出資後のモニタリング・フォローアップの強化

○ ファンド運営状況のモニタリング

- ・ 出資ファンドの組合員集会への出席（30回）のほか、投資委員会へのオブザーバー参加や投資の事前検討会への参加（72回）、その他キーマンとの随時面談等を通じファンドごとのモニタリングシートを整備。運営状況を適時・的確に把握。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ファンドからの投資報告により投資状況を定期的に把握するとともに、ファンドの決算資料により投資先企業の財務状況等を確認し、企業の成長段階を把握。必要に応じて、経営支援を行う部署等と機構の支援ツールの活用についての情報交換を実施。 ○投資先の売上高・従業員数の増減率等の調査・分析等 ・投資から2年経過後の投資先の売上高及び従業員数の増減率等の調査を実施。 <p>■他部門との連携により事業承継ファンド投資先の支援を行った例 (支援事例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・A県で70年の業歴のある農薬・資材の製造・販売会社B社は経営者が70代となり、事業承継を検討。しかし、親族内承継・従業員承継も難しく、機構出資のサーチファンドの仕組みを用いてC氏が第三者承継。機構の専門家派遣を活用し、全社システムの刷新等を支援。 		
--	---	--	--

4. その他参考情報
主にファンド出資実績の減少等により、予算額と決算額に10%以上の乖離が生じることとなった。

1. 当事務及び事業に関する基本事項			
1-2	生産性向上		
関連する政策・施策	I T 導入促進支援、多様な経営課題を解決するための相談・助言、ハンズオン支援、経営の基盤となる人材の育成、地域の中小企業支援機関等への支援機能及び能力の強化・向上支援、中小企業・小規模事業者の連携・共同化の促進等。	当該事業実施に係る根拠（個別法条など）	独立行政法人中小企業基盤整備機構法第 15 条第 1 項第 1 号～6 号、8 号～15 号、17 号、20 号、22 号、24 号
当該項目の重要度、困難度	<p>【重要度：高】「2020 年までの 3 年間で約 100 万社に対して I T ツール導入促進を目指す」という政府目標の達成に向けて、I T プラットフォームを通じた I T 導入促進が重要である。また、人手不足の環境下においては、労働生産性を向上させるため、人材育成にも積極的に取り組むことが重要である。</p> <p>【難易度：高】生産性向上に向けた支援は、機構として新規の取組となること、特に I T 導入促進支援については、専門家の不在や情報不足など、中小企業・小規模事業者の I T 導入に向けた環境が未整備である現状を踏まえると、難易度は極めて高い。</p>	関連する政策評価・行政事業レビューシート	行政事業レビューシート番号：0413

2. 主要な経年データ													
③ 主要なアウトプット（アウトカム）情報								④ 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度		令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
I T プラットフォームを活用した中小企業支援機関数【基幹目標】	中期目標期間において、6,200 機関以上 令和 5 年度 1,800 機関以上		445 機関	1,535 機関	1,800 機関	2,009 機関	2,459 機関	予算額（千円）	440,235,489 千円	488,794,334 千円	217,791,482 千円	226,407,312 千円	222,872,978 千円
機構が支援した I T 導入促進支援者数	中期目標期間において、機構が支援した I T 導入促進支援者数を 28,000 人以上 令和 5 年度 6,629 人以上		6,028 人	7,230 人	7,034 人	9,502 人	12,364 人	決算額（千円）	67,145,634 千円	151,340,154 千円	245,245,980 千円	192,454,599 千円	352,208,836 千円
中小企業大学校が実施する研修に研修生を派遣した企業に対して、研修終了の一年経過後にフォローアップ調査を実施し、研修生が研修内のゼミナールで取り上げた自社の課題研究テーマについて、「自社に持ち	80%以上		97.2%	96.0%	96.2%	96.2%	96.1%	経常費用（千円）	49,187,750 千円	87,965,335 千円	240,304,922 千円	184,998,071 千円	230,469,841 千円

帰った課題を解決済み、又は取組中」と回答した企業の比率														
中小企業・小規模事業者向け及び中小企業支援機関等向け研修受講者数	中期目標期間において、75,000人以上 令和5年度16,100人以上		17,105人	9,763人	17,922人	23,842人	23,339人		経常利益(千円)	△66,323千円	△59,990千円	△1,034,531千円	△1,216,538千円	482,280,738千円
									行政コスト(千円)	49,863,181千円	88,373,107千円	240,655,922千円	185,419,963千円	232,681,992千円
									従事人員数	715人の内数	727人の内数	731人の内数	749人の内数	766人の内数

※予算額、決算額は支出額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
(別添) 中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価
	主な業務実績等	自己評価		評価
<p><主な定量的指標></p> <p>【指標2-1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期目標期間において、ITプラットフォームを活用した中小企業支援機関数を6,200機関以上とする。【基幹目標】(新規設定) ・5年度:1,800機関以上 <p>【指標2-2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期目標期間において、機構が支援したIT導入促進支援者数を28,000人以上とする。(新規設定) ・5年度:6,629人以上 <p>【指標2-3】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業大学校が実施する研修に研修生を派遣した企 	<p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指標2-1:2,459機関【基幹目標】 ・指標2-2:12,364人 ・指標2-3:96.1% ・指標2-4:23,339人 <p>【年度計画で定める指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口相談の役立ち度:99.4% ・ハンズオン支援における支援先企業の課題解決率:96.4% ・ハンズオン支援における支援先企業の「売上高」又は「経常利益」の伸び率が中小企業実態調査の伸び率を上回る割合:1.7割 ・地域の中小企業支援機関等向け講習会による受講機関の課題解決率:100% ・地域の中小企業支援機関等向け講習会の受講者数:19,324人 ・よろず支援拠点向け研修による受講機関の課題解決率:91.5% ・よろず支援拠点向け研修の受講者数:1,388人以上 <p>2. 生産性向上</p> <p>(1) 中小企業・小規模事業者へのIT導入促進支援</p> <p>① ITプラットフォームによる情報提供及び地域の中小企業支援機関等によるITプラットフォーム活用の促進</p> <p>○サイトに掲載するコンテンツ等の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業支援機関等によるITプラットフォームの更なる活用促進を目指し、商工 	<p><評価と根拠></p> <p>評価:A</p> <p>根拠: 中期目標・中期計画上の指標に基づく数値目標4項目の全てで達成率120%以上の実績を達成。また、2項目で直近過去2年実績平均との比較において120%を達成。</p> <p>【指標】</p> <p>○ITプラットフォームを活用した中小企業支援機関数(基幹目標):</p> <p>人手不足や物価高等の喫緊の社会課題に直面する中小企業・小規模事業者の生産性向上をIT導入により解決に導くため、商工会へのアプローチの強化やITプラットフォームのコンテンツの充実により、ITプラットフォームの活用支援機関数は目標1800機関以上に対し2,459機関、(目標達成率136.6%)を達成。また、直近過去2年実績平均との比較においても129.1%を達成。</p> <p>○機構が支援したIT導入促進支援者数:</p> <p>商工会や税理士法人へのアプローチの強化や地域の中小企業支援機関等の関心が高い講習会テーマの設定、オンデマンドによる講習会受講者の利便性向上に取り組んだ結果、機構が支援したIT導入促進</p>		<p><評価に至った理由></p> <p>定量的にAの基準を満たしており、小規模事業者の身近な存在である商工会や税理士法人への支援を強化し、支援者数及び活用支援機関数が過去最高、その波及効果等の成果も確認出来たことから、所期の目標を上回る水準であるA評価とした。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <p>(経営に関する有識者からのコメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インボイス制度の本格導入を控え、小規模事業者のIT化支援を強化するため、身近な存在である商工会や税理士法人へのアプローチを抜本的に拡充したことにより、過去最高の支援者数の実績を得たことは高く評価できる。 ・コロナ禍明けで人的活動が活発化したことにより中小企業の人手不足が深刻化、昨年度同様にリアルとオンラインによる多様なニーズ対応を図って

<p>業に対して、研修終了の一年経過後にフォローアップ調査を実施し、研修生が研修内のゼミナールで取り上げた自社の課題研究テーマについて、「自社に持ち帰った課題を解決済み、又は取組中」と回答した企業の比率を80%以上とする。 (新規設定)</p> <p>・5年度：80%以上</p> <p>【指標2-4】</p> <p>・中期目標期間において、中小企業・小規模事業者向け及び中小企業支援機関等向け研修受講者数を7.5万人以上とする。(前中期目標期間実績(2017年度末実績)：20.7万人(無料セミナー及び無料研修含む。無料分除くと5.6万人。))</p> <p>・5年度：16,100人以上</p> <p><目標水準の考え方></p> <p>○指標2-1について</p> <p>中小企業・小規模事業者の中にはIT導入に対する苦手意識や適切な導入規模等を知らないといった経営者も多く、そのようなITに知見がない中小企業・小規模事業者でも容易にITの活用ができるよう、使いやすいアプリや活用事例などをITプラットフォームに掲載し、快適な閲覧性を追求するとともに、地域の中小企業支援機関等と連携し</p>	<p>会・商工会議所の支援先のボリュームゾーンである小規模事業者の事例や業種別のコンテンツを取りまとめた特集記事として掲載したほか、支援者向けのページとして、『経営指導員のIT支援特集』『金融機関のIT支援特集ページ』を掲載(ユーザーあたりのビュー数が4年度1.87から2.20へ増加)。</p> <p>・5月から「IT経営サポートセンター」を開設し、中小企業・小規模事業者のみならず、中小企業支援機関等の職員等からの相談も受け付け、導入の促進や支援者の支援能力向上を図った。これにより、IT化に関してより幅広い相談に対応することが可能となったほか、従来、地域本部が訪問時等に随時対応していた相談・助言を事前予約によりオンライン上で対応することが可能となった。</p> <p>・「ここからアプリ」に支援機関による支援の事例を掲載したほか、業種に特化した「観光業のデジタル化特集」「飲食店のデジタル化特集」や新たに注目されているテーマである「AI活用特集」「カーボンニュートラルとIT活用」「インボイス直前対策」などの特集記事や動画コンテンツを充実(コンテンツ数：584)。</p> <p>○他機関との連携</p> <p>・中小企業の身近な相談相手である税理士への活用促進を図るため、昨年度から関係を構築している日本税理士会連合会に対して、4年度に開設した『税理士ITサポート』に関するアンケートを実施した。この結果を踏まえて、税理士のニーズにピンポイントに応えるコンテンツを掲載する等の対応を行ったことで、閲覧数の増加に繋がった。(サイトビュー数が4年度129,416⇒5年度159,097)</p> <p>・税理士ITサポートのサイトをリニューアルし、既存のコンテンツも含めて再構成し、要望の高かったテーマに絞って掲載を行った結果、メールマガジンの登録者数も増加(税理士のメールマガジン会員数 5年度末584人)。</p> <p>・信用組合の系統中央金融機関である全国信用協同組合連合会と業務連携協定を締結。業務連携の重点項目として「ITを活用した生産性向上支援」を掲げ、相互に連携したIT支援を展開するため、信用組合向けの講習会等の支援を強化。</p> <p>○講習会等を通じたITプラットフォームの活用促進</p> <p>・地域の中小企業支援機関等に対し、IT導入支援をテーマとした講習会を実施、また日本商工会議所や全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会等の全国組織に対して、ITプラットフォーム活用の働きかけを行い、支援の裾野の拡大を図った。さらに、5年度は、小規模事業者のIT導入を支援するため、日頃向い合う商工会や税理士法人へのアプローチを強化。</p> <p>IT導入促進支援者数：12,364人(前年比130.1%)</p> <p>ITプラットフォームを活用した中小企業支援機関数：2,459機関(前年比122.4%)</p> <p>・地域の中小企業支援機関等による、ITプラットフォームを活用したIT導入促進を支援するため、インボイス、生成AI等のトピックスをテーマとしたオンデマンド講習会を計10回開催(5年度実績：受講者数2,798人、前年比144.9%)。</p> <p>②機構の支援ツールによるIT導入促進支援</p>	<p>支援者数は目標の6,629人以上に対して12,364人(目標達成率186.5%)と大きく目標を上回る実績を達成。また、直近過去2年実績平均との比較においても149.5%を達成。</p> <p>○中小企業・小規模事業者向け研修に研修生を派遣した企業に対して、研修終了の一年経過後にフォローアップ調査を実施し、研修生が研修内のゼミナールで取り上げた自社の課題研究テーマについて、「自社に持ち帰った課題を解決済み、又は取組中」と回答した企業の比率：</p> <p>中小企業・小規模事業者向け研修に研修生を派遣した企業に対して、研修中・終了後の専門家によるアドバイスや機構支援メニューと連携した研修による課題解決の向上に取り組んだ結果、目標80%以上に対して96.1%(目標達成率120.1%)を達成。</p> <p>■中小企業・小規模事業者向け及び中小企業支援機関等向け研修受講者数：</p> <p>中小企業・小規模事業者向け及び地域の中小企業支援機関等向け研修受講者数多様な研修をオンライン等の受講者のニーズに合わせて提供した結果、中小企業・支援者研修受講者数は、目標16,100人以上に対して23,339人(目標達成率144.9%)を達成。</p> <p>中小企業・小規模事業者の生産性向上に貢献し、イノベーションや地域経済の競争力強化・活性化に資する観点から、IT導入促進支援、多様な経営課題を解決するための相談・助言、ハンズオン支援、経営の基盤となる人材の育成、地域の中小企業支援機関等への支援機能の強化・向上及び人材育成を促進。</p> <p>(1) 中小企業・小規模事業者へのIT導入促進支援</p> <p>人手不足や物価高等の経営課題を抱える中小企業・小規模事業者の生産性向上をIT導入により解決に導くため、地域の中小企業支援機関に対してIT導入に係る相談・助言、講習会等を実施するとともに、IT化支援のプラットフォーム(ITプラットフォーム)の活用を働きかけた。特に、IT導入が遅れている小規模事業者へ支援を届けるため、商工会連合会等を通じた活動に加え、身近な存在である各地の商工会や税理士法人等へのアプローチを抜本的に拡充し、IT導入支援の裾野拡大を図った(商工会(県連含む)及び税理士法人への支援5,343人、前年比162.2%)。</p> <p>また、地域の中小企業支援機関等の関心が高いAI活用や人手不足対応などをテーマとした講習会や受講者の利便性が高いオンデ</p>	<p>きた結果として、昨年度同等の受講者数を達成できたことは高く評価できる。</p>
--	---	--	--

<p>て積極的な情報発信を行う。その上で、中小企業・小規模事業者100万社に対するIT導入促進に向けて、その100万社にITプラットフォームを活用した支援が届くよう、全国の主な中小企業支援機関等(約2,500機関)に対し、ITプラットフォームを活用した中小企業・小規模事業者へのIT導入促進の取組を実施するよう働きかけ、5年間でのべ6,200機関が活用することを目指す。</p> <p>○指標2-2について 政府目標である100万社に対するIT導入促進への貢献の一つとして、地域の中小企業支援機関等を通じたIT化支援に取り組む。具体的には、「IT導入による生産性向上」に有用なIT導入事例などの情報やコンテンツを掲載したITプラットフォームを整備し、地域の中小企業支援機関等向けに同プラットフォームの活用方法を説明する講習会を開催する。講習会では、ITに知見のない地域の中小企業支援機関等の職員であっても、プラットフォームを活用することで、容易かつ効果的なIT化支援が可能となることを理解してもらうことを狙いとする。</p> <p>機構による地域の中小企業支援機関等への営業努力と講習会内容の充実により、参加者数10人、年間200回以</p>	<p>中小企業・小規模事業者の生産性向上に資するIT導入を促進するため、以下支援を実施。</p> <p>○IT経営簡易診断</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全体最適の観点から経営課題・業務課題を整理・見える化し、最適なITツールの提案を実施(支援企業数:72社、支援回数:219回)。 <p>○戦略的CIO育成支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ITシステム導入による経営課題の解決・経営改革を計画的に実現するため、経営戦略に基づくIT化計画の策定及びその実施に取り組む中小企業・小規模事業者に対して専門家によるアドバイスを行うとともに、企業内CIO候補者の育成を支援。 ・支援件数58件、支援回数540回 ・5年度に派遣を終了した支援件数37件、所期の目標達成率94.6% <p>(支援事例)戦略的CIO育成支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・半世紀以上歴史のある金属製品の製造業(真空圧力容器、滅菌機、電磁石部品等)。次世代放射光施設に使用されるコア部品の供給や日本最大級の真空圧力容器の製造も可能製な体制を備えている。かつて生産計画の精度向上やタイムリーな生産実態の把握を目的に汎用的な生産管理システムを導入したが、同社の実態にそぐわず、現場での活用・生産性向上につながらなかった。 ・改めてシステムを導入することとなり、本事業を活用し改めて「現場で本当に活用される」システムの検討・導入を行うこととなった。支援に際しては、同社プロジェクトメンバーを中心に検討～導入までの計画を立案。まず検討フェーズとして、全社員に課題ヒアリングを実施し、180の課題を抽出。ここから重要成功課題の設定や、業務フロー分析を行い、情報化推進計画書に取りまとめた。続いて導入フェーズとして、優先度が高い機能を設定し、対応可能なシステム候補を選定して、FIT&GAP調査や、システム利用状況、サポート体制の確認などを行った。システム導入効果を定量面・定性面から行い、導入決定に至るまで中小機構のフォローを受けながらプロジェクトメンバーが主導的に実行した。 ・これらの導入経験を通してプロジェクトメンバー達がCIO候補として成長し、バックオフィスにおけるノーコードツールの活用など、主体的なITツールの導入・活用なども行えるようになった。 <p>(ハンズオン支援事業全体の実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売上高の伸び率:8.7%、経常利益の伸び率:62.0% <p>(参考指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「中小企業実態基本調査」(中小企業庁調べ)結果による中小企業(法人)の売上高等の状況(31年度調査と4年度調査の比較) 売上高の伸び率:.6.2%、経常利益の伸び率:28.2% <p>○生産工程スマート化診断</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産工程の自動化、ロボット化等に向けた設備投資やデジタル技術活用の提案を 	<p>マンド形式での講習会(10回開催・申込数7,143人、前年比119.7%)を実施。こうした取組の結果、IT導入促進支援者数は過去最高の12,364人となった(目標達成率186.5%、過去2年平均比149.5%)。</p> <p>次に、ITプラットフォームの活用促進に向けて「観光業のデジタル化特集」「飲食店のデジタル化特集」の業種に特化したコンテンツを追加した他、「AI活用特集」、「カーボンニュートラルとIT活用」、「インボイス直前対策」など注目度の高いコンテンツを拡充(コンテンツ数:584コンテンツ・前年比115.6%)。</p> <p>さらに、地域の中小企業支援機関等が企業とともに活用できオンラインでのアドバイスを行うIT経営サポートセンターを開設し、中小企業・小規模事業者のIT導入の普及・促進や支援機関の支援能力向上を図った(サイトビュー24万件、支援件数203件)。</p> <p>以上の取組により、ITプラットフォームを活用した支援機関数は過去最高となる2,459機関となり、目標を大幅に達成(目標達成率136.6%、過去2年平均比129.1%)。</p> <p>(2)生産性向上に向けた多様な経営課題への円滑な対応と経営の基盤となる人材の育成</p> <p>中小企業・小規模事業者の経営力の強化や生産性向上を図るため、中小企業・小規模事業者や地域の中小企業支援機関の中核人材に対し、経営課題解決に資する実践的な研修や事業再構築など政策要請に応じた研修を実施。また、研修受講者へのフォローアップや機構の他の支援メニューと連動した取組を実施し、受講者の課題解決率を向上。</p> <p>研修実施に当たって、長年実施してきた大学校施設における研修に加え、多様な受講ニーズに対応するため、第4期中期期間において拡充してきた、オンライン型研修(WEBe-Campus)や大学校施設外で行う研修(地域本部研修、サテライト・ゼミ)を実施。大学校施設研修(長期コースの一部)のオンライン型研修への切り替えや受講者がアクセスしやすい都市型校(九州校・関西校)の開設を実施し、利便性向上を図った。これらの取組により、受講者層は拡大(非製造業受講者10,739人・元年度比166%増、女性受講者3,804人・元年度比149.5%増)。</p> <p>また、昨今の中小企業・小規模事業者の人手不足の深刻化を受け、同課題の解決に資するテーマの研修を増加(26回(前年比2.9倍)、533者(前年比6.1倍))させた他、人手不足オンライン相談窓口を新設し、事業者への支援を充実。</p> <p>以上の取組の結果、研修受講者は23,339人(目標達成率</p>	
---	---	--	--

<p>上開催し、5年間で10,000人以上を目指す。</p> <p>○指標2-3について 人手不足の環境下において労働生産性を向上させるには、人材育成や業務効率化に積極的に取り組むことが必須である。人材育成は中小企業・小規模事業者にとって重要な経営課題の一つであり、特に強化すべきであるとともに、中小企業・小規模事業者の経営の存続や持続的成長につながる点で対応が急務となっている。</p> <p>機構の役割は、中小企業・小規模事業者の経営者や管理者のニーズを踏まえた専門性の高い、実践的な研修を実施することである。研修の効果は、研修で学んだ内容を自社で実践することで初めて得られるものであることから、効果を検証する仕組みを構築するものである。</p> <p>具体的には、研修について、「課題解決済み」「課題解決に取り組中」「課題解決に向け検討中」「課題解決に取り組んでいない」の4肢のうち、上位2項目を回答した割合をもって、課題解決率とし、80%以上を目指す。</p> <p>○指標2-4について 目標の達成に向けて、ニーズを踏まえた専門性の高い、実践的な研修を実施する。受講者の的確な評価を捕捉し、研修内容に活かすため、無料</p>	<p>施し、中小企業の生産工程の効率化、可視化、管理体制の確立を支援。</p> <ul style="list-style-type: none"> 支援企業数73社、支援回数208回 <p>(支援事例) 生産工程スマート化診断事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 創業約120年を超える地域の特産品を製造する食品製造業。生産工程で人手不足が起きており、省力化への取組みが急務であることから、本事業を活用して製造工程の課題の洗い出しを行った。食品の異物を検品するAI機器の導入や、ベルトコンベアやパラレルリンクロボット導入などの提案を実施。包装などの工程の見直しなども合わせて生産ラインにおける理想の姿(生産性70%増・生産時間約20%削減)を提示。これらの実現にむけて設備投資の本格実施の検討と生産工程のあるべき姿に向けて、本事業での支援後に継続してハンズオン支援を行っている。 中小企業・小規模事業者及び地域の中小企業支援機関等向けのIT関連研修を実施(研修回数75回、受講者数987人)。 <p>■Eコマース(EC)活用支援事業</p> <p>○EBIZコンテンツ制作 ECを活用した販路開拓を促進するため、EBIZ上にオンライン講座/コラム(EC市場動向記事)等を展開。EC活用に係るノウハウや機構が提供する支援するツールを手軽に知るコンテンツを充実(オンライン講座:累計20本、コラム:累計16本)</p> <p>○EC活用セミナー・ワークショップ 中小企業・小規模事業者がモール出店や自社ECサイトを構築するために必要な基礎知識や、生産性向上や販路開拓のためのノウハウを習得することを目的としたセミナーおよびワークショップを開催。</p> <ul style="list-style-type: none"> セミナー開催回数:15回(オンライン)、参加者数:2,639人 ワークショップ開催回数:20回、参加者数:311人 <p>○EC活用支援パートナー制度 民間支援事業者をEC活用支援パートナーとして登録する制度を設置(累計登録者数:152社)。</p> <p>○マッチングイベント ECにおける課題解決、IT活用等による生産性向上に資する民間支援事業者と中小企業とのマッチングイベント「EC活用サポートWEEK」「EC活用チャレンジ企画」を開催(オンライン)。</p> <ul style="list-style-type: none"> EC活用サポートWEEK(開催回数:4回、参加者数:1,006人、マッチング件数:167件) EC活用チャレンジ企画(開催回数:6回、参加者数:973人、役立ち度:98.1%) 	<p>144.9%)と大幅に目標を達成。</p> <p>研修による課題解決率の向上に向け、研修終了後に講師が訪問するなど受講生のフォローアップを昨年度から継続して実施。さらに、海外展開やカーボンニュートラルをテーマとした研修において、専門家の個別相談をセットにするなど、機構の他の支援メニューと連携。機構のIT化支援ノウハウを組み込んだオーダーメイド型の研修を実施し、演習時にはITの専門家がサブ講師として同席・サポートした研修を実施するなど、機構の支援メニューと組み合わせた取組を行った結果、課題解決率は96.1%と目標を達成。</p> <p>以上(1)(2)のように、各業務において高い水準で目標を達成していることからA評価と判断。</p>	
---	--	--	--

<p>セミナー受講者数は除くものとする。目標数は、前中期目標期間の実績を5千人上回ることを目指す。</p> <p><想定される外部要因> 想定される外部要因として、初年度を基準として、事業遂行上必要な政策資源が安定的に確保されること、国内の政治・経済及び世界の政治・経済が安定的に推移し、着実に成長すること、急激な株価や為替の変動がないことなどを前提とし、これら要因に変化があった場合には評価において適切に考慮する。</p>	<p>○EC活用支援アドバイス オンライン面談またはメールによる相談を実施。 ・アドバイス件数：505件（下記、内訳） ・国内EC相談：77件、越境EC相談：428件、役立ち度：98.5%</p> <p>(2) 生産性向上に向けた多様な経営課題への円滑な対応と経営の基盤となる人材の育成 ①多様な経営課題への円滑な対応</p> <p>○経営相談事業 ・全国9地域本部において日常的に経営相談を実施。 ・SDGs、カーボンニュートラルの相談窓口を設置（SDGs相談窓口：7地域本部、カーボンニュートラル相談窓口：9地域本部）。 ・経営相談件数3,906件　うち34.4%をWEB相談で対応 ※地域本部別経営相談件数 北海道本部80件、東北本部238件、関東本部227件、中部本部668件、北陸本部246件、近畿本部797件、中国本部570件、四国本部312件、九州本部249件、本部519件 ・利用者の役立ち度　99.4%、今後の利用希望度　99.3%</p>		
<p><その他の指標> —</p>	<p>(支援事例) カーボンニュートラル支援 ・昭和44年創業から続く、大手自動車メーカーの自動車販売業者。2050年のカーボンニュートラル実現に向けた取り組みを開始するため、事業再構築相談・助言の支援を実施。まずは自社のCO2排出量の見える化に取り組み、削減目標を設定。それから、削減目標を達成するための対応策の検討及び削減効果の試算を行った。現在は対応策実行に向けて、中長期的なロードマップの策定と経営計画への落とし込みを進めている。</p>		
<p><評価の視点> —</p>	<p>○経営相談チャットサービス「E-SODAN」 ・中小企業・小規模事業者及びその支援者を対象とした、AIチャットボットを活用した経営相談チャットサービス「E-SODAN」により、24時間365日オンラインで相談対応を行っている（一部有人チャットにより相談対応）。 ・機構が保有する経営相談Q&Aデータ等を活用したFAQの作成に加え、カーボンニュートラルに関わるQ&Aやインボイスに関するQ&Aなど、中小企業者に届けたい情報や関心が高いと思われるテーマについて、Q&Aの拡充を行った。 ・利用者増加を目的に、LINEのアカウントを開設。また、創業の相談から創業後の経営相談まで、一気通貫で相談ができるよう、創業・ベンチャー支援部の起業ライダーマドルとLINEアカウントを5年11月末に統合した。 ・チャットボットの利用者数6,335人、うち、有人チャットで510人に対応。</p>		
	<p>○IT経営簡易診断、生産工程スマート化診断(生産性向上(1)②に記載)</p>		

<p>○専門家継続派遣事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IT化、販路開拓、製品開発、生産性の向上、営業力の強化等、多様な経営課題へ円滑に対応するため、経営基盤強化に取り組む中小企業・小規模事業者に対して、経営課題を適格に把握し、ニーズに応じた支援を実施。 ・全国規模の専門家ネットワークから最適な専門家を選定し、職員と専門家でチームを編成。案件毎に、支援計画を策定し、企業の社内チームと一体的なプロジェクトチームで支援に取り組み、企業の自立的な成長基盤を強化。 ・支援件数247件、支援回数2,218回、 ・5年度に派遣を終了した支援件数115件、初期の目標達成率：95.7% <p>(支援事例) 専門家継続派遣事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1985年創業の精密プレス金型製造業。通信機器や半導体パッケージの内部配線に使われる薄板金属などの金型を製造販売して成長してきた企業で、精密金型の技術を活かし車載用精密部品製造ラインを確立、地域の雇用の創出にも貢献している。 ・近年の金型製造に求められる原価低減の要求や、納期遅れの解決や、また社員の定着率向上のための人事制度の構築のため、本事業を活用し幅広い活動に取り組んだ。1期では製造現場の生産性改善を目指し、「今日の仕事」と「合理的な生産計画」の見える化に取り組んだ。加工順番カードを活用し、生産進捗の見える化を行った。また、全行程の標準工数を設定し、段取り時間短縮のために動画マニュアルの制作を行った。 ・製造現場の改善に続いて、2期では全従業員が納得できるわかりやすい人事制度の構築に取り組んだ。「自分は何を求められているのか」「何をすれば評価されるのか」を明確にするために、職能要件表と等級制度を議論しながら作成。これらに結びつく、職能評価基準・業績評価基準を決定。目標達成度だけでなく、成果に結びつく行動面も評価を行う制度とした。 ・1期目の成果として、慢性化していた納期遅れは解消し、回答納期遵守率は100%で維持できるようになった。また、生産性向上で生まれた余力で内製化率を向上させ損益の改善にもつながった。2期目の成果として、同社に合った明文化された人事制度の構築を行うことができた。またプロジェクトメンバーによる制度構築を行ったため、今後の環境変化に応じたカスタマイズも対応できる体制を構築した。 <p>○戦略的CIO育成支援事業（生産性向上（1）②に記載）</p> <p>○経営実務支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小・小規模事業者の経営課題の解決を図るため、大企業・中堅企業で豊富な実務経験を積んだ専門家を派遣して支援を実施。 ・支援件数24件、支援回数159回 ・5年度に派遣を終了した支援件数17件、所期の目標達成率：100.0% <p>(支援事例) 経営実務支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・創業約90年に及ぶ、地域特産品である漆器の製造業。伝統的な漆器だけでなく、電子レンジや食洗器対応の漆器などの機能性に優れた食類の製造も行い、従業員数の拡大などにも意欲的に取り組んでいる企業である。 		
---	--	--

- ・近年の材料資材の高騰により、収益は減少の傾向にあり、企業としてコスト要因である不良品の削減に取り組む必要があった。中小機構の支援として、これまで当社内で職人任せの傾向が強かった不良内容の把握、原因分析、改善計画の立案について、QCサークルを設立しその実行に向けて専門家が伴走し助言を行った。
- ・活動の結果、不良品の削減を前期比1/2にするという目標を達成。また、QCサークルの活動により、メンバーやメンバー以外の組織も活性化し、経営層とのコミュニケーションがより促進されるなどの副次的な効果もあった。支援終了後も、自主的なQCサークル活動を継続し発展させながら取り組んでいる。

○販路開拓コーディネート事業

- ・新規性の高い優れた新製品・新技術・新サービスを持ちながら販路開拓が困難な中小企業・小規模事業者に対し、マーケティング企画のブラッシュアップの支援を行い首都圏若しくは近畿圏を舞台とした支援を実施（支援件数80件、支援回数405回）
- ・5年度に派遣を終了した支援件数41件、所期の目標達成率100.0%
（支援事例）販路開拓コーディネート事業
- ・創業1935年の金属製品製造業。高い耐久性と安全性が求められる原子力発電所や石油プラント、風力発電所などの大型インフラで用いられるボルトを製造。製品の高付加価値化を目指し、独自の表面処理技術の研究開発にも積極的に取り組んでいる。自社開発した特殊な防錆コーティングを行ったボルトナットの販路開拓を目指していたが、他社商品との差別化ポイントを訴求しきれず、発電所の大型案件を失注してしまったため、本事業を活用し、マーケティング企画からプレゼン資料の作成、テストマーケティングの実施について支援を行った。
- ・複数の新サービスのアイデアについて検討を進め、既存技術による新市場開拓の方向性を取りまとめたマーケティング企画書を作成。その後プレゼン資料の作成においては、社内の当たり前を言語化し、他社にも伝えることができるように顧客目線の資料作成を行った。次に、テストマーケティングとして、5つの業界9社にアプローチし、対錆性・耐久性について高い評価を受けた業界とそうでない業界を把握し、顧客の抱える課題に対して自社の技術力で解決するというソリューション営業の足掛かりができた。

○事業再構築ハンズオン支援事業

- ・成長・発展を目指す中小企業・小規模事業者の新分野展開や事業転換等の事業再構築が円滑に進むよう相談・助言及びハンズオン支援を実施
- ・事業再構築相談・助言：支援企業数442社、支援回数1,146回
- ・再構築ハンズオン：支援件数273件、支援回数2,461回
（支援事例）事業再構築ハンズオン支援
- ・同社は国内外の大手自動車メーカーへエンジン部品を製造・供給している製造業である。地域未来牽引企業に認定されるなど、長年にわたって地域経済へ貢献してきた企業であるが、近年のEVシフトやカーボンニュートラルの機運の高まりなどにより、将来的にエンジンに対する需要がピークアウトする可能性を感じており、新規事業の必要性を感じていた。

- ・新規事業として、I o Tビジネスとして製造現場のCO2排出量の見える化を行うことができる機器を開発。この新規事業の実施にあたり、中小機構の事業再構築ハンズオン支援を活用し伴走支援を受けることとなった。モニター企業の発掘やモニター結果に関する助言を行うとともに、パッケージについて量産品仕様に仕上げるため、新規設計・制作・組立・信頼テストのステップを改めて行った。CO2などの環境の可視化に加えて、稼働の可視化を行うことができるパッケージとなり、電波法やPL法など法規制についてもクリアしていった。
- ・製品はシンプルかつ安価なシステム構成で、古い設備にも後付けできるなどのメリットがある。測定機器だけでなく、分析用ソフトもパッケージとして含まれる課題解決ツールの新規事業の立ち上げに成功した。

○研究開発・技術の高度化に取り組むものづくり中小企業に対する支援

- ・各地域本部にもものづくり支援の専門家を配置。研究開発・技術の高度化に取り組むものづくり中小企業に対して、G o - T e c hを中心とした研究開発計画のブラッシュアップ支援及び事業化に向けたサポートを実施（支援件数1, 160件）。
- ・各地域本部において、経済産業局等と連携しながら研究開発の成果普及や事業化の促進等を目的としたセミナー・フォーラム・ビジネスマッチング等をオンラインも活用しながら開催（開催回数38回。支援企業数883社）。
- ・ものづくり中小企業の支援ニーズに対応すべく、地域支援機関や経済産業局と連携した地域支援機関関連会議、G o - T e c h管理機関向け勉強会等を開催するなど、各支援機関等と連携した活動を展開。
- ・またG o - T e c hの個別プロジェクトの事業化を促進すべく、機構が有する各種支援ツールを紹介、提供。

○ものづくり補助金

- ・元年度補正予算（第1号）により、中小企業・小規模事業者の設備投資支援を実施。
- ・3年度補正予算（第1号）により、現行の通常枠の一部見直しを行うとともに、経済対策に基づき、デジタル枠、グリーン枠を創設し限られた時間の中で事業実施体制を迅速に整備し、公募を開始。
- ・4年度補正予算（第2号）により、グリーン枠に3段階の補助上限額を設け、グローバル展開型は支援内容を拡充しグローバル市場開拓枠を創設し、大幅賃上げ促進のための定額補助を上乗せする特例を措置。
- ・5年1月公募以降、補助事業終了後3～5年で大幅な賃上げに取り組む事業者に対して補助上限額の上乗せを実施。
- ・5年度補正予算により、申請枠を省力化(オーダーメイド)枠、製品・サービス高付加価値化枠、グローバル枠へリニューアルし、省力化に資する支援を充実。

申請件数

通常枠： 12, 247件（累計47, 381件）

デジタル及びグリーン枠：3, 920件（累計 7, 837件）

採択件数

通常枠： 6, 058件 (累計25, 823件)
デジタル及びグリーン枠：2, 012件 (累計 4, 494件)

○持続化補助金の採択

- ・元年度補正予算（第1号）により、小規模事業者等が取組む販路開拓支援を実施。
- ・3年度補正予算（第1号）により、現行の通常枠の一部見直しを行うとともに、新たに事業者の利便性重視を目的に「賃金引上げ枠」、「卒業枠」、「後継者支援枠」、「創業枠」、「インボイス枠」を創設し公募を開始。
- ・5年度補正予算により、能登半島地震の被害を受けた事業者等を支援する「災害支援枠」を創設。

申請件数：

通常枠： 28, 037件 (累計135, 756件)
賃金引上げ枠：16, 957件 (累計26, 081件)
卒業枠： 234件 (累計 436件)
後継者支援枠： 12件 (累計 23件)
創業枠： 7, 279件 (累計11, 001件)
インボイス枠： 1, 090件 (累計3, 170件)

採択件数：

通常枠： 17, 046件 (累計83, 476件)
賃金引上げ枠： 9, 503件 (累計15, 337件)
卒業枠： 135件 (累計239件)
後継者支援枠： 3件 (累計11件)
創業枠： 4, 071件 (累計6, 259件)
インボイス枠： 586件 (累計 1, 658件)

○IT導入補助金の採択

- ・元年度補正予算（第1号）により、中小企業・小規模事業者等が生産性向上に資するITツールの導入支援を実施。
- ・3年度補正予算（第1号）により、現行の通常枠の一部見直しを行うとともに、インボイス制度への対応を見据え、補助率を引き上げ、ハードの導入費も補助対象となる「デジタル化基盤導入枠」を創設。本枠は事業者の利便性向上を目的に毎月2回程度の採択を実施。
- ・4年4月の「コロナ禍における『原油価格・物価高騰等緊急経済対策』」を受け、サーバー攻撃によって生産性向上を阻害するリスクを低減することを目的とした「セキュリティ対策推進枠」を創設。
- ・4年度補正予算（第2号）により、「通常枠」「デジタル化基盤導入枠」「セキュリティ対策推進枠」を継続、インボイス制度に対応した受発注システムを商流単位で導入する企業を支援することを目的とした「デジタル化基盤導入枠（商流一括インボイス対応類型）」を創設。なお、事務局新規公募を行い事務局が変更。

<p>申請件数</p> <p>通常枠： 24,888件（累計79,258件）</p> <p>デジタル化基盤導入枠</p> <p>デジタル化基盤導入類型：68,045件（累計113,881件）</p> <p>複数社連携IT導入類型： 9件（累計16件）</p> <p>セキュリティ対策推進枠： 269件（累計566件）</p> <p>採択件数</p> <p>通常枠： 18,747件（累計47,067件）</p> <p>デジタル化基盤導入枠</p> <p>デジタル化基盤導入類型：51,759件（累計89,398件）</p> <p>複数社連携IT導入類型： 8件（累計12件）</p> <p>セキュリティ対策推進枠： 228件（累計515件）</p> <p>○事業承継・引継ぎ補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3年度補正予算（第1号）により、中小企業・小規模事業者等の生産性向上や円滑な事業承継・引継ぎを一層強力に推進するために、中小企業等の事業承継・引継ぎ支援を実施。 ・4年度補正予算（第2号）により、事業承継・事業再編・事業統合等を契機として一定の賃金引上げを実施する事業者や事業承継前の後継者の取組への支援を拡充するため、「経営革新事業」の補助上限の引き上げを実施。 <p>申請件数</p> <p>経営革新事業： 979件（累計1,829件）</p> <p>専門家活用事業： 1,419件（累計3,557件）</p> <p>廃業・再チャレンジ事業：102件（累計214件）</p> <p>採択件数</p> <p>経営革新事業： 594件（累計1,057件）</p> <p>専門家活用事業： 856件（累計2,021件）</p> <p>廃業・再チャレンジ事業：50件（累計101件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課題設定型の伴走型支援に必要な知識やノウハウを修得する研修プログラム（経営力再構築伴走支援研修）をオンライン形態及び全国9ヵ所におけるリアル形態にて実施（研修回数69回、受講者数871人）。 <p>②経営の基盤となる人材の育成・経営戦略、組織マネジメント、人事・労務、マーケティング・営業強化や、IT活用、デジタル化、生産性向上、カーボンニュートラルなど国の政策課題に対応した、経営課題解決に資する実践的な研修の実施。</p> <p>研修回数835回、受講者数14,587人（「中小企業大学校等の研修を通じた支援能力の向上」との合計は、研修回数1,180回、受講者数23,339人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自社の経営課題抽出と解決策の策定を少人数ゼミナールや課題研究を通じて検討し、講師によるきめ細かい指導を通して、自社の経営革新を実現する実践力を身に付ける

ことに重点を置いた経営後継者研修、経営管理者研修・工場管理者研修、高度実践型経営力強化コースを実施。

(フォローアップ調査での課題解決例)

(1) 課題研究で作成した取り組みを受講修了者が工場側の責任者となって実施した事で、外注に依頼していた作業を内製化し工場加工高が10%程度向上。

(2) 研修修了者が講師となり、管理監督者へマネジメント教育を実施したことにより、2023年度経営目標である生産性+5%・不良率0.30%以下の目標を、5か月目で達成。

○受講のための利便性の向上に向け、以下の取組を実施。

- ・少人数ゼミナール方式で双方向型リアルタイムのオンラインで行う研修を実施（研修回数138回、受講者数1,027人）。
- ・オンデマンド形態による政策要請テーマに関する研修を実施。（受講者数265人）
- ・直方校及び関西校について、新拠点の開設準備等を着実に実施し機能移転を完了。
- ・中小企業等のアクセスを改善するため、各地域で中小企業支援機関等と連携した「サテライト・ゼミ」を実施（研修回数98回、受講者数1,229人）。また、地域の都市部など地域本部等で研修を実施（研修回数192回、受講者数3,418人）。
- ・機構の知見やノウハウを活用し全国団体、業界団体、商工団体および中小企業等からの要請に基づく自主研修を実施（研修回数54回、受講者数1,125人）。
- ・小規模事業者などの学習意欲の喚起やノウハウの習得に資する講座「ちょこゼミ」をYouTubeで配信（141講座、再生回数約417,000回）。
- ・中長期間の研修内ゼミナール等で取り上げた自社の課題研究テーマに関する取組状況のフォローアップ調査を実施（課題解決率（実施済、実施中）：96.1%）。
- ・中長期間の研修等を受講した企業と、「中小企業実態基本調査」（中小企業庁調べ）の回答企業における3年間での1企業当たりの売上高・従業員数の伸び率を比較。中長期間の研修等を受講した企業の伸び率は売上高▲4.7%、従業員数で2.5%、「中小企業実態基本調査」回答企業の伸び率は売上高6.2%、従業員数1.3%。
- ・中小企業・小規模事業者等に対し、VUCA時代を乗り越えていく経営に必要な人材獲得や新商品開発等のテーマ、また脱炭素や海外展開といった話題性の高い経営手法など環境変化に係る情報を提供するセミナー等を機構本部等において実施。（開催回数21回、受講者数613人）

■中小企業・小規模事業者向け及び中小企業支援機関等向け研修受講者数合計
 研修回数1,180回、受講者数23,339人
 研修受講者の役立ち度98.1%、今後の利用希望96.6%

(3) 地域の中小企業支援機関等への支援機能及び能力の強化・向上支援

①地域の中小企業支援機関等への支援機能の強化

1) 地域の中小企業支援機関等への訪問活動、講習会等を通じた支援機能及び能力の強化・向上

- ・地域の中小企業支援機関等が中小企業・小規模事業者に対して生産性向上に対応す

るための支援等を行うにあたり必要な知識・能力・ネットワーク等を把握し、施策情報等の提供、支援課題に対する相談・助言や国の政策課題等に則した支援能力向上のための講習会を実施。

接触先数 3,608機関、開催回数 770回（対前年度比130.1%）、参加者数 19,324人（対前年度比105.0%）、役立ち度 93.1%
課題解決率 100%

- ・日本商工会議所、全国商工会連合会など中小企業支援機関の全国組織に対して情報提供等を実施（84回）。

○認定経営革新等支援機関への支援

- ・認定経営革新等支援機関が抱える支援上の課題等に対して、専門家による助言や情報提供等を実施。

○事業分野別経営力向上推進機関への支援

- ・事業分野別経営力向上推進機関が実施する生産性向上の取組を普及拡大することを目的として開催したセミナーに対して、講師として専門家を派遣。

○時機を捉えたテーマによる講習会の実施

- ・時機を捉え、支援機関の支援者が知っておくべきテーマとして、カーボンニュートラル及び『物流の2024年問題』に関する講習会を実施。

(2) よろず支援拠点全国本部事業の実施

○拠点ごとのきめ細かな支援の実施

- ・本部に担当職員と専門家、地域本部にも担当職員と専門家を配置し、よろず支援拠点全国本部として各拠点の活動支援等を実施する組織体制を整備。
- ・全国本部専門家が担当拠点を訪問するなどして問題の把握に努め、その解決に向けた支援を実施。なお、5年度においても、オンラインを活用し効率的に実施。
各拠点への巡回訪問回数361回（オンラインを含む）
- ・4年度の評価結果等に基づき要改善点がある拠点に対して、改善計画の策定やその実施のための課題整理、解決のためのフォローを実施。
- ・支援スキル向上、支援ノウハウの共有化等を目的として各拠点が実施する研修等に専門家を派遣する「サポーター派遣事業」を実施（サポーター派遣回数18回）。
- ・中小企業活性化全国本部、中小企業事業承継・引継ぎ支援全国本部との連携については、『事業承継・引継ぎ支援』（1）②に記載。

○環境変化等を踏まえ支援に役立つ実践的な研修の実施

- ・各拠点のチーフコーディネーター等を対象に5年度の事業実施方針の浸透に加え、最新の施策情報を提供する全国研修や、着任以降に適切に拠点運営及び相談対応を行うことができるよう、全国本部職員及び専門家、サポーターを講師とした新任チーフコーディネーター研修や新任コーディネーター研修、「知的財産」「人手不足対応」「IT活用」等、政策要請に基づくテーマ別の研修、更に、支援能力を向上させるこ

とを目的として、コーディネーターが他の支援機関等における支援ノウハウを学ぶOJT研修等を実施。

- ・研修の実施にあたっては、現状の問題への気づきと、具体的な相談対応へのイメージが得られるよう、カリキュラムに事例研究やディスカッションを適宜盛り込むとともに、先進的な拠点の取組の共有化を実施。相談者数の増加策や拠点マネジメント力の向上等に向けた活動を後押し（研修回数51回、受講者数1,574人、役立ち度95.6%、課題解決率91.5%）。

○各拠点の広報支援

- ・よろず支援拠点と他の支援機関との連携促進のため、商工団体、金融機関等の全国組織を通じたPRを実施したほか、支援機関向けセミナー等においてよろず支援拠点事業を紹介。その他、機関紙等への掲載を実施。
- ・よろず支援拠点の成果事例集（53事例）を作成、関係機関及び機構HPで公開（67先、約9,640部）。
- ・よろず支援拠点事業の理解促進を図るため、ホームページで支援事例や支援実績等の情報を適宜発信。

○各拠点の評価の実施

- ・5年度評価方針を策定及びフィードバック委員会を全国本部に設置し、各都道府県のよろず支援拠点事業を受託している実施機関及びチーフコーディネーターへのヒアリングや実績確認により定性的・定量的な観点からフィードバックを実施。
- ・評価にあたっては、顧客満足度調査を実施。その結果については、評価に活用するだけでなく、各拠点にフィードバックすることにより各拠点の業務改善に向けた取組を促進。

②中小企業大学校等の研修を通じた支援能力の向上

- ・都道府県、地域の中小企業支援機関、および認定経営革新等支援機関等の職員等に対し、支援人材の育成及び支援能力の向上を目的とした実践的な研修や政策課題に対応した研修を実施（研修回数345回、受講者数8,752人）。
- ・中小企業のIT化支援に関する相談対応能力を向上させるため、IT化の相談ケースをもとに、対応方法、支援方法について演習を交えて習得する研修やIT活用による生産性向上の事例研究等を交えた研修を実施。
- ・中小企業の販路開拓や事業承継等に関する相談対応力や支援手法習得のため、演習等を交えた研修を実施。
- ・支援担当者等向け研修である『税務・財務診断』につき、Eラーニングで追加実施。
- ・中小企業等経営強化法における経営革新等支援機関として認定を受けるために必要な専門的知識や実務経験に関する認定申請の資格要件を付与するための中小企業経営改善計画策定支援研修を実施（研修回数14回、受講者数578人）。

③情報収集・提供の積極的な推進

○中小企業景況調査

- ・約19,000社の中小企業を対象に四半期毎に業況判断、売上高、経常利益等の動向を産業別・地域別等に把握する「中小企業景況調査」を実施し、全国及び地域別の結果を公表。
- ・調査結果は、中小企業白書に活用されたほか、日本銀行、内閣府、地方公共団体等に提供（提供先数 1,312機関、マスメディア掲載件数 延べ75件）。
- ・調査業務の効率化を図るため、調査オンライン化に向けたシステム開発に着手。

○政策課題や支援のあり方に関する調査

- ・中小企業の経営課題に関する最新の情報や支援ノウハウ、経営ノウハウ等に関する調査研究を実施。また、機構の業務に関する政策課題や、施策の有効性に関する調査研究を実施。

(調査研究テーマ)

- ・中小企業のDX推進に関する調査、中小企業の海外展開に関する調査
- ・マスメディア掲載件数 延べ15件
- ・26年度までに作成した中小企業診断士養成課程向けのケース教材については、中小企業診断士養成研修で活用のほか、教育機関等に提供（提供回数：24回）。

(4) 中小企業・小規模事業者の連携・共同化、経営の革新、産業集積活性化の促進

①高度化事業の推進（都道府県等と連携・協働した診断・助言と資金支援）

■制度の普及・PR及び現地支援

○事例調査の実施と事例の公開

- ・今後の参考となる貸付先を成果調査で訪問する際に、併せて事例調査を実施。3先の高度化事業活用事例を作成し、高度化ポータルサイトで公開。

○説明会・研修の実施

- ・支援機関職員を対象とした東京校での研修において、高度化事業の貸付制度について講義（参加者51人）。
- ・都道府県の担当者を対象として、新規案件対応研修を行った（参加者69人）。
- ・支援機関職員、中小企業組合等に対して現地またはWEBにより高度化事業の説明会を開催（計8回）。
- ・金融機関と連携した取り組みにより組成された1件に対して、相談助言・診断助言を実施。

■令和5年度貸付実績

○一般高度化事業

- ・貸付決定額32.1億円、貸付決定先17先
- ・資金交付額27.1億円、資金交付先17先

○小規模企業者等設備貸与事業の着実な実施

- ・小規模企業者等に対する設備貸与制度（割賦・リース事業）の実施に必要な財源の一部として、12道府県に対して26.2億円を貸付け。
- ・419件、54.7億円の設備貸与（割賦・リース）を決定。

	<p>■個人・法人保証に依存しない債権保全手段</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年2月に、個人・法人保証を劣後させ債務者から要請があった場合に限定する目的で作成した「都道府県の債権保全に係る運用指針」に追随する形で、各都道府県が貸付規則等を変更するよう助言と情報提供を実施（都道府県ブロック会議5回） ・32都道府県で、金融機関保証による債権保全方法に対応。 ・全国卸商業団地協同組合連合会、全国工場団地協同組合連合会が主催する会議等で、その趣旨等を説明（商団連：ブロック会議7回、工団連：ブロック会議6回）。 <p>■貸付先へのフォローアップ体制と経営支援</p> <p>○成果調査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付後一定期間（3年）経過した利用者に対する事業目的の達成度、有効度、満足度に関する高度化成果調査を実施。 <p>目的達成度81.8%（元年度貸付先令和5年度訪問11先による結果） （事業者の声）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「知名度及び信用力の向上」「組合の求心力や組合員の結束力が高まった」「雇用の維持・増大」等、事業者の経営課題の解決が図られたなどの調査結果を得た。 <p>②中心市街地、商店街等への支援</p> <p>■情報提供</p> <p>まちづくり推進室内に設置している「中心市街地活性化協議会支援センター」により、以下の情報提供を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地活性化協議会等からの相談対応：142件 ・まちづくりサイト「まちかつ」による情報提供：294,069ビュー ・メルマガ有効配信先数：18,381先 ・研究会・交流会の開催件数：3回、参加者228人 <p>■専門家による助言等【中心市街地経済活性化診断・サポート事業】</p> <p>中心市街地活性化協議会の活動に資するセミナー等の開催支援やプロジェクト形式による長期的な専門家派遣を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・巡回支援：79地域 ・セミナー型支援：17地域、開催数22回、パッケージ型支援：2地域 <p>【中小企業アドバイザー（中心市街地活性化）派遣事業】</p> <p>中心市街地活性化に関わる様々な課題解決を推進するため、相談内容に精通した専門家の派遣を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援回数：14地域、48.0回、アドバイスの役立ち度：100.0% <p>③その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未譲渡となっている賃貸用地について、賃貸先企業と譲渡に関する協議を継続。 		
--	---	--	--

4. その他参考情報

主に生産性革命推進事業の実績の増加等により、予算額と決算額に10%以上の乖離が生じることとなった。

1. 当事務及び事業に関する基本事項			
1-3	新事業展開の促進・創業支援、事業再構築支援		
関連する政策・施策	イノベーションや地域活性化の担い手の創出・成長などイノベーションや地域経済の競争力強化・活性化に資する観点から、新たな成長発展を目標とする中小企業・小規模事業者への投資を行うファンドの組成、インキュベーション施設の入居企業に対する新事業創出に向けた事業化の促進等、地域中核企業等の創出のためのベンチャー企業等に対する支援ネットワークの構築と機構の多様な支援ツール等を活用した資金調達及び事業提携並びに事業再構築等の実現に向けた支援等。	当該事業実施に係る根拠（個別法条など）	独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第1号、2号、5号、6号、9号、15号、21号、24号
当該項目の重要度、困難度	<p>【重要度：高】国内の少子高齢化や市場縮小等により、国内市場を取り巻く環境が変化するなか、中小企業・小規模事業者が成長・発展していくためには、海外需要を獲得することがより重要である。また、日本の開業率の向上や日本経済を牽引するイノベーションの担い手であるベンチャー企業の創出に向けた貢献を図るため、地域を牽引する中小企業の創出が重要である。さらに、ウィズコロナ・ポストコロナの時代の経済社会の変化に事業者が適応し、新常態において事業者が成長できる環境を整備することが重要である。</p> <p>【難易度：高】海外企業との取引は、コスト、言語、商習慣、各種規制、法務、税務の問題など、海外市場独特の参入障壁から難易度が高い。また、ベンチャー企業の創出についても、上場に至る年数は企業によりバラつきがあることや経済変動に左右されることから、難易度が高い。さらに、事業再構築には新分野への展開や新たな業態への転換といった思い切った取組が必要であることから、難易度が高い。</p>	関連する政策評価・行政事業レビューシート	行政事業レビューシート番号：0413

2. 主要な経年データ													
⑤ 主要なアウトプット（アウトカム）情報								⑥ 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期 目標期間 最終年度 値等）	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
中小企業・小規模事業者と海外企業との商談会終了後の成約率 【基幹目標】	中期目標期間の最終年度に成約率33%以上 令和5年度33%以上		40.1%	30.8%	38.9%	71.0%	86.4%	予算額（千円）	37,165,570 千円	27,726,173 千円	1,791,658,538 千円	1,830,847,983 千円	1,128,890,010 千円
海外展開支援企業数	中期目標期間において2万社以上 令和5年度4,000社以上		5,202社	5,368社	5,725社	8,442社	12,871社	決算額（千円）	33,960,656 千円	36,277,334 千円	60,079,702 千円	534,884,030 千円	600,239,463 千円
機構が出資したファンドの投資先における上場時の時価総額が50億円以上となる割合	新興市場全体の同割合を、2割以上、上回る		5.6割	4.7割	2.6割	2.3割	2.2割	経常費用（千円）	8,935,550 千円	7,667,331 千円	19,756,027 千円	424,451,176 千円	595,375,533 千円

起業支援ファンド及び中小企業成長支援ファンド新規組成数	中期目標期間において40本以上 令和5年度8本以上		10本	12本	10本	10本	10本	経常利益(千円)	1,345,044 千円	29,857,760 千円	5,713,827 千円	8,843,058 千円	2,239,610 千円
								行政コスト(千円)	8,994,508 千円	8,083,859 千円	19,772,071 千円	424,554,338 千円	595,264,026 千円
								従事人員数	715人の内数	727人の内数	731人の内数	749人の内数	766人の内数

※予算額、決算額は支出額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

(別添) 中期目標、中期計画、年度計画

主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評定	B
<p><主な定量的指標></p> <p>【指標3-1】</p> <ul style="list-style-type: none"> 中期目標期間において、中小企業・小規模事業者と海外企業との商談会終了後の成約率(商談継続中を含む。)を最終年度に成約率33%以上とする。【基幹目標】(新規設定) 5年度: 33%以上 <p>【指標3-2】</p> <ul style="list-style-type: none"> 中期目標期間において、海外展開支援企業数を2万社以上とする。(2015~2017年度実績: 1.1万社) 5年度: 4,000社以上 <p>【指標3-3】</p> <ul style="list-style-type: none"> 機構が出資したファンドの投資先の中期目標期間における上場時の時価総額が50億円以上となる割合が、新興市場全体の同割合を、2割以上、上回ることとする。(新規設定) ([参考] 2014~2017年: 1.8割) 	<p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標3-1: 86.4% 【基幹目標】 指標3-2: 12,871社 指標3-3: 2.2割 指標3-4: 10本 指標3-5: 7.3割 <p>【年度計画で定める指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> インキュベーション施設の退去企業の施設退去時における売上計上率: 83.5% <p>(1) 販路開拓・海外展開支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 中小企業・小規模事業者の海外展開の取組促進のため「新規輸出1万者支援プログラム」の実施を中心に、マッチングプラットフォームの活用、商談会の実施、専門家による助言等により支援。また、日本政策金融公庫、日本貿易保険と「海外ビジネス支援パッケージ」を構築。110の地域金融機関との連携等により、企業紹介及び海外展開に関する課題やニーズの把握からマッチング等を支援。 <p>■ジェグテック事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 国内中小企業約25,000社が活用しているビジネスマッチングのプラットフォーム「J-GoodTech(ジェグテック)」を活用し以下の取組を実施。 大手企業や海外企業等の取引ニーズ獲得し、中小企業の登録情報の充実、新規登録の拡大等を通じて、マッチングプラットフォームとして機能を強化。5年度においては、WEBマッチング件数11,367件を達成。 「海外マッチングスクエア」の開設(4月27日) ジェグテックの海外マッチング案件を一体的に確認できる特設サイトを設置し、海外ニーズ発信を強化。サイト開設後、370件の海外ニーズを掲載(海外WE 	<p><評定と根拠></p> <p>評定: B</p> <p>根拠: 中期目標・中期計画上の指標に基づく数値目標5項目の全てで目標を達成。また、3項目で120%以上の実績を達成し、うち2項目で直近過去2年実績平均との比較においても120%を達成。</p> <p>【指標】</p> <p>○指標3-1</p> <p>海外政府機関等と連携した実需を見込める海外企業の発掘や商談精度向上のための取組の定着に取り組んだ結果、商談会終了後の成約率は86.4%と大幅に目標を達成(目標達成率261.8%、過去2年平均比157.2%)。</p> <p>○指標3-2</p> <p>「新規輸出1万者支援プログラム」を踏まえ、地域金融機関との連携等により海外展開に、意欲的な日本企業の発掘を推進した結果、海外展開支援先企業数は目標の4,000社以上に対して12,871社(目標達成率321.7%、過去2年平均比181.7%)と大きく目標を上回る実績を達成。</p> <p>○指標3-3</p> <p>ファンドとのGP個別面談を通じ、投資先企業の状況に応じた機構支援施策の紹介等により、企業価値を高める取り組みを行った結果、目標の2割以上を上回る2.2割(目標達成</p>	<p><評定に至った理由></p> <p>所期の目標を達成しており、B評定とした。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <p>(経営に関する有識者からのコメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> 海外展開について、地道な活動が定着し成果に結びついていることを評価。 投資環境が冷え込んでいる中、リスクマネー供給の裾野拡大により新規のファンド組成目標を達成できたことは評価できる。 	

<p>・5年度：2割以上</p> <p>【指標3-4】</p> <p>・中期目標期間において、起業支援ファンド及び中小企業成長支援ファンド新規組成数（事業承継ファンドを除く。）を40本以上とする。（前中期目標期間実績（2017年度末実績）：53ファンド（うち、第4期中期目標期間には対象としない事業承継ファンド11本を含む。））</p> <p>・5年度：8本以上</p> <p>【指標3-5】</p> <p>・中期目標期間終了時において、中小企業等事業再構築促進事業により事業再構築に取り組んだ事業者のうち、付加価値額又は従業員1人当たり付加価値額の年率平均増加率が3.0%以上となる者の割合を5割以上とする。【基幹目標】</p> <p>・5年度：5割以上</p> <p><目標水準の考え方></p> <p>○指標3-1について</p> <p>商談会を通じて、海外での販路開拓や現地拠点の設立の実現を支援する。商談内容には、製品販売以外に、合弁会社設立、代理店契約、技術提携、製造委託なども含まれ、成約まで数年要することもあるため、商談継続も含めた目標値として、33%以上を目指す難易度の高い目標である。</p> <p>○指標3-2について</p> <p>基幹目標の達成に向け、中小企業・小規模事業者の海外展開への取組を補完・支援するため、機構</p>	<p>Bマッチング件数：3,708件）。</p> <p>・政策課題等に対応したマッチングの推進について、SDGS・カーボンニュートラル商談会を実施。WEBマッチング件数1,870件。消費財系中小企業に対し、海外向け企業22社との「SDGS、エシカル分野の海外販路開拓商談会」を実施。オンラインでは88社を展示し、128件の商談を実施。</p> <p>・輸出・海外展開を希望する中小企業・小規模事業者へのプッシュ型の支援を実施。海外企業からの商談を受けるために、企業ページのブラッシュアップ、英語ページの作成支援を行うとともに、3,708件の海外案件のWEBマッチング（前年比約3倍・1,024件）により海外企業とのマッチングサポートを実施（海外展開支援者数5,163社）。</p> <p>・能登半島地震の復旧復興に向けた支援のため、ジェグテック内に「令和6年能登半島地震 復旧・復興マッチングサイト」を開設（1月30日）。被災地域の復旧復興の連携・取引ニーズを確認し、全国の手企業、中小企業とのマッチングを実施（相談件数260件、ニーズ掲載数57件、提案数118件）。</p> <p>■海外CEO商談会事業</p> <p>○日本の中小企業・小規模事業者の輸出、海外進出、販路拡大等でパートナーとなりえる海外企業とオンラインと招聘によるハイブリッド型商談会を実施。</p> <p>・新規海外政府機関の連携を拡大し、フランス投資貿易庁やタイ投資委員会、インドネシア協同組合・中小企業省、インドネシア商工会議所等と新たにMOUを締結し、日本企業との連携に意欲の高い海外企業を多く発掘し、結果多くの海外企業が参加。選考においては、マニュアルに即したきめ細やかな対応を実施し、日本製品の購入、日本企業への発注、日本企業との合弁会社設立、共同開発を希望する海外企業と商談を促進し、質・量ともに商談を拡大。</p> <p>・海外企業がジェグテックを活用し、商談を希望する日本企業を指名することに加え、海外企業の商談目的をジェグテックで開示することにより事前マッチングを実施。また、商談実施前に全ての海外企業に対しWEBヒアリングによる商談目的の深堀りを実施。全ての日本企業に対しても、商談の進め方、課題確認、成約ゴール設定等の支援を実施し、商談の質の向上。</p> <p>【成約事例】</p> <p>○工具（デジタルトルクレンチ）のインドネシアへの輸出</p> <p>・海外企業の商談目的を詳細に確認した上で、海外展開が初となる日本企業に向け、英語によるプレゼン資料に係るアドバイスや、商談当日の進め方等についての支援を実施し、輸出を実現。</p> <p>・防災、ドローン用機器及びソフトウェアのマレーシアへの輸出</p> <p>・海外企業の商談目的を詳細に確認した上で、成約に向けて日本企業の課題の整理や、当日の進め方等をアドバイスし、商談後も継続して課題解決に向けた支援等を実施し、輸出を実現。</p> <p>・日本企業の支援数：795社、日本企業の商談会参加社数：440社</p> <p>・商談件数：642件、商談成約率：86.4%</p>	<p>率110.0%)を達成。</p> <p>人口減少、国内市場の縮小を踏まえ、中小企業・小規模事業者が成長・発展していくために、新たな事業展開や需要の取り込みが必要であるという認識から、中小企業・小規模事業者による成長分野への展開や成長著しい海外市場等の獲得、事業の再構築などにより新たな付加価値の創出に向け、補助金事業による支援やソフト支援を実施。また、日本経済を牽引するイノベーションの担い手であるスタートアップの創出に向け、ファンド組成等の取組を実施。</p> <p>(1) 海外展開支援</p> <p>海外展開を通じて中小企業・小規模事業者の成長・発展を促進するため、「新規輸出1万者支援プログラム」に基づき経済産業省、中小企業庁、日本貿易振興機構と共にそれぞれの支援施策を用いて一体的な支援を実施。上記の取組を加速し、海外展開に取り組む中小企業・小規模事業者への支援を強化するため、日本政策金融公庫、日本貿易保険と「海外ビジネス支援パッケージ」を構築し、地域金融機関（全国110行）と連携。海外展開に意欲的な日本企業を1,353社発掘し企業の取組状況に応じた支援を実施。</p> <p>また、ビジネスマッチングサイト「J-GoodTech（ジェグテック）」を活用し、海外案件ニーズを集約する特設サイトを開設。海外展開に関心が高い企業を広く呼び込むとともに、海外向け情報発信の支援を実施。</p> <p>これらの取組の結果、海外展開支援先企業数は12,871社と過去最高を達成(目標達成率321.7%、過去2年平均比151.4%)。</p> <p>フランス貿易投資庁等欧州を中心とした海外支援機関との新たな7件のMOU締結や、70機関との連携促進により日本企業と取引希望が強い海外企業を発掘。また、航空宇宙やAI等の先端技術、環境や医療等の成長性の高いテーマやSDGs・カーボンニュートラル等社会課題に即した商談会を設定し、日本企業の輸出や売り上げ拡大に繋げた。</p> <p>更に、商談成約率の向上に向け、海外企業に対し事前ヒアリングを行い、商談ニーズを深堀するとともに、日本企業に対して海外企業の商談目的を共有し、商談時のポイントや留意点等の助言を徹底。</p> <p>これらの取組により商談の質を高めることで、商談参加者の増加する好循環に繋がり、商談件数及び成約率が向上（商</p>	
---	--	--	--

の海外展開支援ツールの複合的な活用促進を図る。海外展開を初めて志す者への相談対応から、海外との取引開始に至るまで一貫したハンズオン支援を行う。基幹目標に寄与する重要性を鑑み、2015～2017年度の実績である1.1万社の単年度平均3,800社の5年間換算である1.9万社を上回ることを目指す。

○指標3-3について

ベンチャー支援強化に係る政府目標として、「企業価値又は時価総額が10億ドル以上となる、未上場ベンチャー企業（ユニコーン）又は上場ベンチャー企業を2023年までに20社創出」がある。

一方、機構の役割は、メガベンチャーの創出に直接的に貢献することではなく、地域を牽引していくにふさわしい中小企業の創出に向けて、創業初期のベンチャー企業等に対して資金面及び経営面から支援すべく、ファンドへの出資を通じてリスクマネーの供給の円滑化や経営支援の促進を図ることにある。

地域を牽引していく中小企業の規模は一般的に時価総額50億円程度と言われていることを踏まえ、「機構が出資したファンドの投資先の中期目標期間における上場時の時価総額が50億円以上となる割合が、新興市場全体の同割合を、2割以上、上回る」ことを目指す。なお、新興市場全体とは、JASDAQスタンダード、マザーズ、JASDAQグロース、アンビシャス、セントレック

【開催一覧】

○分野別商談会

開催月	商談会等	海外企業数	日本企業数	商談件数
9月	環境技術CEO商談会	53社	89社	113件
11月	先端技術CEO商談会（第1期）	70社	104社	146件
12月	先端産業CEO商談会（第2期）	27社	27社	30件
1月	医療機器CEO商談会	74社	103社	155件
合計		224社	323社	444件

○国別商談会

開催月	商談会等	海外企業数	日本企業数	商談件数
7月	インドネシアCEO商談会	44社	117社	198件

【各CEO商談会開催概要】

- ・環境技術CEO商談会（9月・ハイブリット開催）
省エネ、カーボンニュートラル等をテーマとした商談会。
- ・先端産業CEO商談会（第1期）（11月・ハイブリット開催）
航空機、ロボット、半導体等先端分野をテーマとした商談会。
- ・先端産業CEO商談会（第2期）（12月・オンライン開催）
産業用機械・電子機器、ロボット、自動車等分野をテーマとした商談会。
- ・医療機器CEO商談会（1月・ハイブリット開催）
医療機器、ヘルスケア、介護をテーマとした商談会。
- ・インドネシアCEO商談会（7月・ハイブリット開催）
医療・ヘルスケア、エネルギー、IT、自動車等をテーマとした商談会。

■海外バイヤーとの商談を目的とした展示会の実施「展示会事業」

販路拡大や海外展開を目指す中小企業・小規模事業者に対して、販売先・業務提携先等の開拓を支援するマッチングの場として、中小企業総合展等を実施。

■展示会の成果

- ・新価値創造展 in 機械要素技術展2023の実施後、
成約企業率：40.0%（回答70社のうち、28社が成約）
成約件数：120件（うち海外0件）

○新価値創造展 in 機械要素技術展2023

- ・会期：5年6月、出展者数：80社、海外ニーズとの商談企業数：29社

○中小企業総合展 in Gift Show2024

- ・会期：6年2月、出展者数：98社、海外ニーズとの商談企業数：59社

○中小企業総合展 in FOODEX2024

- ・会期：6年3月、出展者数：74社、海外ニーズとの商談企業数：64社

■Eコマース（EC）活用支援事業：「生産性向上」（1）記載

談件数：642件（前年比196%）、成約率：前年比121%。成約率（商談継続中を含む）は、86.4%と大幅に目標を達成（目標達成率261.8%、過去2年平均比131.1%）。

（2）起業・創業・成長支援

スタートアップへの資金供給の裾野拡大とファンド運営者の育成のため、リスクや採算性の調査・分析を行いつつ、継続的なファンド出資によるノウハウを生かして、初号・2号ファンドへ多く出資（5年度：7本）。また、資金力や海外展開ノウハウを有するグローバルVCへの出資も開始し、海外展開を志向するスタートアップを支援。

以上の取組により、新興市場が冷え込む中でも、目標を上回る10本のファンドを組成しリスクマネー供給の裾野拡大に貢献（目標達成率125.0%）。

ファンドGPとの346回（前年比：170%）の個別面談を通じ、投資先企業の状況に応じた販路開拓等の機構支援策を提案するなど企業価値を高める支援を実施した結果、5年度は上場時の時価総額が50億以上となる割合が2.2割となり目標を達成。

また、国内新興市場が低迷し、大型案件の上場が見送られる中で上場までに必要となる資金調達として、デットファイナンスに対するニーズの高まりに応えるべくベンチャーデット債務保証制度による資金調達支援を実施し、6件の債務保証契約を締結（前年比150%）。

（3）事業再構築支援

売上減少や人手不足等で厳しい事業環境に置かれている中小企業・小規模事業者等の新分野進出等の事業再構築に向け、補助金事業を通じて支援。累計11回の公募を行い、78,738件を採択（5年度：18,434件）。5年度は、物価高等により業況が厳しい中小企業等への支援として「物価高騰対策・回復再生応援枠」を設置する等、中小企業が置かれている社会情勢や課題に応じて4つの新枠を設置。

補助金採択者の事業再構築の取組の実効性を高めるため、採択者データを活用し事業者の課題に応じた販路開拓や研修等の機構支援策について、プッシュ型で展開（2.6万件）し、専門家による相談・助言、ハンズオン支援による課題整理、計画策定や計画実行等のソフト支援を実施。

また、事業再構築を支援する者の裾野拡大に向け、地域の

<p>ス、Q-BOARDの6市場をいう。</p> <p>○指標3-4について 機構からの出資が民間資金の呼び水となり、ベンチャー企業、中小企業等へのリスクマネーの供給となることを目指す。</p> <p>経済環境の変動によって、ファンドの組成本数は大きく変動する状況下において、機構は安定してリスクマネーの供給を行うため、前中期目標期間と同等の本数を目標とする。</p> <p>○指標3-5について 中小企業等事業再構築促進事業の成果目標は、事業終了後3～5年で、付加価値額の年率平均3.0%以上増加又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%以上増加に設定されている。事業実施期間は2021年度又は2022年度であり、また、事業計画は3～5年に設定されているため、中期目標期間終了時(2024年3月)は事業計画期間中となるが、途中時点においても5割以上の事業者が、目標とする付加価値額成長率又は一人当たり付加価値額成長率を順調に達成していることを目指す。</p> <p><想定される外部要因> 想定される外部要因として、初年度を基準として、事業遂行上必要な政策資源が安定的に確保されること、国内の政治・経済及び世界の政治・経済が安定的に推移し、着実に成長すること、急激な株価や為替の変動がないこと、海</p>	<p>■海外展開支援企業数 ○越境EC活用支援による海外展開支援企業1,040社(重複削除) ・越境ECアドバイス:428社、越境ECワークショップ:234社 ・EC活用サポートWEEKのマッチング者数:149社 ・EC活用チャレンジ企画利用者数:597社</p> <p>■海外展開ハンズオン支援事業 ○専門家による助言 ・海外投資や国際取引等の海外ビジネスに悩みを持つ中小企業等に対して豊富な実務経験等を有する海外ビジネスの専門家が経営支援の観点から助言。また、新規輸出1万者支援プログラムにより経済産業省貿易経済協力局、中小企業庁、(独)日本貿易振興機構と連携し、全国の商工会・商工会議所等とも協力し、輸出に関心のある企業の発掘、輸出相談を実施(アドバイス件数:9,333件、アドバイス企業数:5,373社、役立ち度:98.5%)</p> <p>○海外展開ハンズオン(長期支援) ・海外展開を検討する中小企業等に対して、プランを具現化するために支援計画を作成し、海外事業計画策定から海外現地での商談・調査等についてアドバイスを実施(実施企業数:90社(うち現地同行支援社数:50社))</p> <p>○都道府県等中小企業支援センター、金融機関等との連携 ・国際取引や海外展開における留意点等について、都道府県等中小企業支援センター、金融機関等との共催または機構主催で海外展開セミナーを開催し、海外展開を目指す中小企業等に対して情報提供を実施。 ・セミナー回数:77回、参加人数:3,077人、役立ち度:91.5%</p> <p>■中小企業の海外展開等に係る事業環境の整備 ①MOUの締結等各国の海外機関との連携 ・CEO商談会の海外企業の呼び込み等を目的に7機関とMOUを締結したほか過年度はつながりの希薄だった欧米機関とも積極的に連携。 ・また、海外政府・関係機関からの表敬訪問の対応やフランス等へのトップ外交の手配等により、海外機関との連携強化に努めた。 ・以上により、海外からの来訪者や面談者数は、のべ161機関639人(前年度のべ27機関136人)と、過去最高を記録。</p> <p>②会議・会合等の対応 ・政府等の要請に基づく政策協力として、特定国との定期会合やAPEC等の国際会議に参加し施策の発信と各国の情報収集を実施。</p> <p>③海外調査業務 ・経済産業省より委託を受け、インド太平洋地域における社会課題解決企業等の海外展開調査事業として、アフリカ、東南アジアなど計10カ国を対象にした日系</p>	<p>中小企業支援機関等に対し中小企業大学校等における研修や講習会を実施(参加者数:5年度1,713人(累計4,679人))。</p> <p>これらの取組により、事業再構築に取り組んだ事業者の付加価値額等の増加率が年率3.0%以上となる者の割合は7.3割となり、目標を大幅に達成。</p> <p>以上、(1)(2)(3)のように、各事業において着実に目標を達成していることからB評価と判断。</p> <p>■債務保証業務(財務省共管業務) 事業拡大ステージにあるディープレックベンチャーを対象とする債務保証制度により、小型SAR衛星開発事業者2件及び発芽大豆由来の植物肉開発事業者、プリント基板製造装置開発事業者、自動調理・業務ロボット開発事業者、石灰石を主原料とするプラスチック代替品・紙代替品開発事業者の6件の契約を締結。また、指定金融機関に新たに8機関が指定を受け、計18機関となった。</p> <p>5年度末時点で保証先11社、保証残高9,885百万円(革新的技術研究成果活用事業円滑化債務保証制度及び革新的データ産業活用円滑化債務保証制度)。</p>	
---	---	---	--

外における輸入規制、外資規制の改善など輸出環境の整備が進むことなどを前提とし、これら要因に変化があった場合には評価において適切に考慮する。

<その他の指標>

—

<評価の視点>

—

及び現地スタートアップ企業やベンチャーキャピタルの事例調査を実施。

④機構内への取組

- ・機構職員のグローバルマインドの醸成に貢献すべく、大使館職員や機構担当職員を講師とし、国際や海外をテーマとした勉強会を定期開催（147人）。
- ・国際会議や海外の中小企業支援に関する情報を発信（年2回）
- ・その他、各事業部の紹介資料を英訳し公開する等機構の国際化に貢献。

（2）新事業展開による新たな市場開拓等への支援

地域中核・成長企業等が行う新事業展開を支援するため以下の取組を実施。

○多岐にわたる分野の専門家等の知見を活用

- ・新事業展開を行う支援先企業の事業遂行上の課題を解決するため、新商品・新サービスの開発、企画・マーケティング、販売・営業管理、情報システム・IT、知的所有権、着地型観光・インバウンドなどの知見を有したアドバイザーを派遣（派遣社数・回数：8社・43回）。

○販路開拓における民間企業との連携拡充

- ・大手百貨店、高質スーパー、大手食品卸等の民間企業を「地域活性化パートナー」として登録し、商品・サービスの大都市圏等における販路開拓の機会（商談会・展示会の開催等）を提供。商談会時には、商品の合否だけでなく、商品評価や今後の商品改良に向けたアドバイス等フィードバックを併せて提供し、今後の商品改良等に繋げる。
- ・コロナ禍等、変化する支援ニーズに対応するため、海外展開、ITサービス業やEC、ライブコマース、通販等、パートナー分野を拡充・強化するとともに、オンラインを活用した企画を実施。
- ・地域活性化パートナー企業登録数187社（5年度新規登録31社）。
- ・地域活性化パートナー活用による支援企画：65件、支援企業数：3,340社

○虎ノ門オンラインアドバイスの実施

- ・地域活性化パートナーと連携したオンラインアドバイス「虎ノ門オンラインアドバイス」を実施。商品開発・改良や販路開拓に関する課題解決に向けたワンポイントアドバイスを実施。支援機関と連携したアドバイス会、他の販路マッチング企画と組み合わせて実施することでより効果的な支援実施。支援企業数201社

（企画事例）

○展示商談会「ヒットをねらえ！地域のおすすめセレクション2024」

リアルとオンラインのハイブリッド型で開催。出展者に対し商品表示や展示のノウハウ支援、当日の商談、出展後のアフターフォローまで支援。

- ・出展カテゴリー：SDGS・ソーシャルグッドをテーマにした消費財
- ・出展企業数：128社、オンライン商談数：372件
- ・海外バイヤー21社を招聘、60商談を実施
- ・「虎ノ門オンラインアドバイス」において、岡山県商工会連合会と商品開発支援

した8社の商品を出展、岡山県商工会連合会主催の展示会場と東京の同会場をオンラインで接続し、首都圏及び海外バイヤーとも商談を実施した。

○新規輸出企業1万者支援プログラムとの連携

・新規輸出企業1万者支援プログラムを受け、ウェビナー、虎ノ門オンラインアドバイス等を活用する形で海外現地に商流を有する地域活性化パートナー等と連携し、海外展開の初期段階の事業者を対象に支援を実施。ウェビナーではアメリカ、イギリス・EU、中国等のマーケット情報や現地での日本商品の取り扱い状況等を伝えながら、併せて各国の商品募集を実施。また、海外輸出商社とのマッチングや海外バイヤーとの商談会等も実施し、新たに輸出を志向する企業へ販路開拓の機会も提供した（海外展開企画 20企画、支援企業数：749社）。

(3) 起業・創業・成長支援

日本の開業率の向上や日本経済を牽引するイノベーションの担い手であるベンチャー企業の創出に向け、以下の取組を実施。

①中小企業・小規模事業者・地域中核企業等の成長段階に応じたリスクマネー供給の円滑化等（起業支援ファンド、中小企業成長支援ファンドの組成促進等）

■ベンチャー・中小企業の成長を支援するファンドの組成促進

・ライフサイエンス分野やインパクト投資にフォーカスしたファンドなど、政策的意義の高いファンドの組成に注力し、新たに10件・計147.6億円の出資契約を締結。機構出資が呼び水となり、民間資金の出資を促進（ファンド総額394.8億円を実現、約1.7倍の呼び水効果）。

○起業支援ファンド

・IT分野、大学発等のシード・アーリーステージを中心とするベンチャー企業を支援するファンド等（総額252.0億円）に対して計82.6億円の出資契約を実施。

○中小企業成長支援ファンド

・シード・アーリーステージからレイターステージまで継続的に投資を行い、ユニコーン企業の創出を目指すファンドや、インパクト投資にフォーカスしたファンド等（総額142.7億円）に対して65.0億円の出資契約を実施。

■グローバルメガスタートアップを創出するためのファンドの組成

・令和4年度第二次補正予算において200億円が予算措置され、新たに創設された「グローバルスタートアップ成長投資事業」において、新たに2件・計107億円の出資契約を締結。グローバルメガスタートアップ創出に向けスタートアップの成長に必要なリスクマネー供給と海外展開ノウハウの提供を促進。

○グローバルスタートアップ成長投資事業

・資金力やグローバル展開支援力のある有力な海外VC（日系）ファンド及びファンドオブファンズ（総額122.3億円）に対して計107億円の出資契約を实

施。

■出資実績累計

○起業支援ファンド

- ・出資ファンド数累計 147ファンド（うち清算終了済82ファンド（組合員の地位譲渡を含む）、清算手続中6ファンド）
- ・ファンド総額累計5,832億円（うち機構出資契約額累計1,594億円）
- ・5年度投資先企業数 216社（累計4,134社）
- ・5年度投資金額（追加投資額も含む）373億円（累計3,658億円）
- ・5年度株式公開企業数 7社（累計210社）

○中小企業成長支援ファンド（事業承継ファンドを除く）

- ・出資ファンド数累計 128ファンド（うち清算終了済44ファンド（組合員の地位譲渡を含む）、清算手続中6ファンド）
- ・ファンド総額累計10,051億円（うち機構出資契約額累計2,728億円）
- ・5年度投資先企業数 103社（累計2,202社）
- ・5年度投資金額（追加投資額も含む）376億円（累計7,585億円）
- ・5年度株式公開企業数 18社（累計153社）（※）

（※）うち4社（累計では36社）は起業支援ファンドとの重複投資先

■外部有識者等の意見を踏まえた迅速かつ適切な出資審査

- ・事前審査においては、要件の確認に加え、外部専門家から意見を聴取し、提案内容の妥当性等について審査を実施するとともに、概ね1ヶ月で結果を通知。
- ・事前審査通過者に対する本審査においては、監査法人による現地調査を行うとともに、外部有識者からなる出資先候補評価委員会を年間を通じて計17回開催。出資提案者やファンド組成計画について意見を聴取した上で出資を決定。

■外部有識者によるファンド事業評価・あり方の検討

- ・外部有識者からなるファンド出資事業評価・検討委員会を開催（1回）。ファンド出資事業の実績と取組について説明。事業評価と課題について意見を聴取。

■外部コンサルタントによるファンド出資の投資領域のリスク・採算性調査

- ・機構の過去の出資先ファンドのトラックレコードについて、投資手法、業種、投資ステージ、若手キャピタリスト（初号・2号）等を踏まえたリスク・リターンの調査・分析や市場分析等により、機構のポートフォリオ管理や審査手法の整理や見直しの方向性について検討。

■出資後のモニタリング・フォローアップの強化（事業承継ファンドを除く）

○ファンド運営状況のモニタリング

- ・既存ファンドの組合員集会への出席（133回）、投資委員会へのオブザーバー参加や投資の事前検討会への参加（465回）、その他キーマンとの面談等を通

じファンド毎のモニタリングシートを整備、運営状況を適時・的確に把握。

- ・ファンドからの投資報告により投資状況を定期的に把握するとともに、ファンドの決算資料により投資先企業の財務状況等を確認し、企業の成長段階を把握。必要に応じて機構内の支援ツールの活用について情報交換を実施。
- ・投資から2年経過後の投資先の売上高及び従業員数の増減率等の調査を実施。

○ファンドクローズに向けた具体的な取組み

- ・モニタリングシート（ファンドクローズ管理用）を活用し、終期の近いファンドについて、計画的なクローズが行われるよう、半年毎のモニタリングを実施。
- ・5年度中にベンチャーファンド1件、事業継続ファンド1件、起業支援ファンド2件、中小企業成長支援ファンド5件のファンドクローズ手続きを完了。

■ファンド運営者等に対する情報提供等

- ・機構が実施するJAPAN VENTURE AWARDSやFASTARのピッチイベント、海外企業とのビジネス商談会等の開催情報等について、ファンド運営者に対してメールマガジンを配信（年間20回）。
- ・地域本部等、機構の支援先企業や、他支援機関の支援先企業等のうち、ファンドからの資金調達ニーズを有する企業の情報を提供。

■投資先事例の収集・発信

- ・出資ファンドからIPOした投資先企業2社に対しヒアリング調査を行い、成功事例として、5年度中にホームページに公開し支援ノウハウを共有。

■投資先企業に対する支援

- ・モニタリングを通じて投資先企業の実態を適切に把握。ファンド運営者との投資先企業に係る情報共有と連携支援への取組を推進。
- ・ファンド投資先における5年度専門家継続派遣事業の活用企業12社。
- ・「中小企業総合展」（「新価値創造展2023」）に出展したファンド投資先1社。
- ・機構が運営するインキュベーション施設に入居するファンド投資先は34社。
（いずれも清算終了済ファンドからの投資先を除く）
- ・ジェグテックのスタートアップ特設ページ開設に向けて、販路支援部と連携し、機構出資ファンドのGPがジェグテックの支援機関会員として投資先を推薦登録できる仕組みを導入、49社のGPを新規登録。

（中小企業成長支援ファンドを活用した支援事例）

- ・インターネット上で、ユーザーがコンテンツ取引できるプラットフォームとサービスを提供するベンチャー企業に対して、機構出資ファンドがリードインベスターとして資金を提供。ファンド運営会社は取締役を派遣し、顧客紹介、必要なコーポレート人材の獲得、追加資金調達に向けたVCの紹介の他、事業シナジーのある大手事業会社を複数紹介し、資本業務提携を通じた資金調達に至った。投資から9年間に渡り支援を実施し、その結果IPOを果たすまでに成長。

■投資先企業の成長

- ・株式公開企業数（IPO数）20社（累計322社）
- ・国内新興市場IPO企業のうち機構出資ファンドの投資先割合：16.5%

○地域毎の企業への投資状況

- ・5年度の起業支援ファンド、中小企業成長支援ファンド（事業承継ファンドを除く）の投資先 合計

東京都 198社（累計3,601社）、関東地域 25社（累計652社）

近畿地域 17社（累計674社）、その他地域 79社（累計1,409社）

- 「第23回 JAPAN VENTURE AWARDS」において機構の出資ファンド投資先企業の経営者が経済産業大臣賞を受賞したほか、計6者が各賞を受賞。

■債務保証業務

- ・事業拡大ステージにあるディープテックベンチャーを対象とする債務保証制度により、小型SAR衛星開発事業者2件及び発芽大豆由来の植物肉開発事業者、プリント基板製造装置開発事業者、自動調理・業務ロボット開発事業者、石灰石を主原料とするプラスチック代替品・紙代替品開発事業者の6件の契約を締結。また、指定金融機関に新たに8機関が指定を受け、計18機関となった。
- ・5年度末時点で保証先11社、保証残高9,885百万円。（革新的技術研究成果活用事業円滑化債務保証制度及び革新的データ産業活用円滑化債務保証制度）
- ・5年度補正予算において120億円の予算措置がなされた「中小グループ化・事業再構築支援ファンド出資事業」について要件、運用等の調整を実施するとともにGPの募集を開始した。

②インキュベーション施設におけるハイテクベンチャー支援

■入居者のニーズ・課題に対応した支援

○インキュベーションマネージャーによる支援

- ・施設数：29施設、入居者数：485者
- ・インキュベーション施設における支援活動の一環としてセミナー、ワークショップ、勉強会等を実施（開催回数117回、延べ参加者数4,109人）。
- ・入居者等に対するコーディネート支援を1,589件実施

○機構の支援ツール等の活用

- ・入居企業に対し、専門家派遣、機構出資ファンドからの投資等機構の支援ツールを活用して支援（専門家継続派遣・経営実務支援・販路開拓コーディネート事業の活用企業4社、ファンドの投資先企業34社）。

<p>○他機関と連携した支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体や地域支援機関等が実施する展示会への出展、補助金・助成金の獲得、大学研究者とのマッチング等を支援。 ・「BIO JAPAN 2023」に、「中小機構ブース」として入居企業等30社とともに出展。機構ブース出展社全体で2,316件のマッチング（名刺交換数）、商談引き合い396件。 <p>○ベンチャー・新事業開拓への社会的関心の創出・連携構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メディア掲載数704件。入居企業の技術力、新規製品のPRに貢献。 ・ベンチャーキャピタルや事業会社等の投資機関及びクラウドファンディング事業会社等の投資仲介機関との連携により投資受入額15,596百万円、銀行等の金融機関との連携により融資借入額6,103百万円の資金調達に貢献。 ・入居企業7社が当年度内に5億円以上のエクイティでの大型資金調達を実施しIPOに向け事業を加速。他にも大学ファンド等、国内外のベンチャーキャピタルや事業会社から出資を受けるなど、入居企業に多くの投資機関が注目。 <p>■支援の質の向上に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インキュベーションマネージャーのスキル向上、情報・支援ノウハウの共有化、支援ネットワークの強化等のためスタートアップ支援会議を計2回開催。 <p>■他のベンチャー支援機関等とのネットワーク強化</p> <p>○機構の広域ネットワークを活用し、各地域で機構インキュベーション施設をハブとして、特徴的な支援リソースを保有するベンチャー支援機関等と連携した効果的・効率的な支援、支援対象企業の拡大を実施。</p> <p>■売上計上化達成企業の輩出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売上計上化達成企業数66社、売上計上化率83.5% <p>(入居企業に対する支援事例)</p> <p>○パワー半導体向け新規機能性材料の社会実装を目指すスタートアップ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・VCからの資金調達を目的とした事業計画の策定・資本政策、また、人材獲得を課題としていた。そこで、インキュベーションマネージャーが、NEDO・INPIT等他機関の担当者や県のプロフェッショナル人材拠点を紹介するなどして助成金や特許、人材マッチングの支援を行った。さらに、機構内事業を活用するようアドバイスを行い、スタートアップ挑戦支援事業による専門家のアドバイス、FASTAR事業による伴走支援を受けて、事業を進めた。その結果、80百万円の資金調達が完了。副業人材3名をマッチングし、1名はCFO人材として契約に至った。今後はさらなる資金調達、大手企業との共同開発が加速することに期待。 <p>(施設退去時と施設退去後2年経過後の比較)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売上高平均伸び率 36.1% (22.2%) ・従業者数平均伸び率 1.3% (7.5%) 		
--	--	--

<ul style="list-style-type: none"> ・資本金平均伸び率 14.5%、地域への定着率72.7% <p>※括弧内は「中小企業実態基本調査」（中小企業庁調べ）より算出（2年度と5年度調査の比較）</p> <p>③ベンチャー支援</p> <p>■アクセラレーション事業（FASTAR）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来のユニコーン及び上場ベンチャーや地域中核企業に成長し得るベンチャー企業から、起業を目指す個人まで対象を拡充し全国から発掘し、1年間集中支援を行う事業を実施。 ・183社の中から35社を採択し、4年度からの継続26社を含め計459回の支援を実施。また、4年度採択企業が投資家向けにプレゼンテーションを行うピッチイベントを2回開催、マッチングを促進（参加者624人）。加えて、全採択企業を対象に資金調達・資本政策や起業マインドをテーマにしたセミナー開催（2回、参加者53人）。 <p>■スタートアップ挑戦支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門家の拡充を図り、スタートアップのあらゆる相談に幅広く対応。地域本部にも専門家を配置し、地域のエコシステムへの参画、スタートアップの発掘、支援を実施するとともに地域本部において発掘したスタートアップに対し、本部の専門家が助言するなど連携（807件）。 <p>■インキュベーションプログラム強化・発展事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域のスタートアップの成長に寄与することを目的に、大学や自治体等が運営するインキュベーション施設にインキュベーションマネージャーを派遣し、機構がもつソフト支援のノウハウ等を共有、実践を図った。5年度までに4先への派遣を行い、大学内におけるシーズの発掘や支援体制の構築、地域におけるスタートアップ支援にかかるエコシステムの構築に貢献。 <p>④創業に対する情報提供・助言等</p> <p>■JVA（JAPAN VENTURE AWARDS）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・創業の啓発と促進に向けて、モデルとなる起業家を表彰する「第23回JVA（JAPAN VENTURE AWARDS）」を実施。応募者187人の中から、経済産業大臣賞、科学技術政策担当大臣賞、中小企業庁長官賞、機構理事長賞など、計12人のベンチャー企業経営者を表彰。これに加えて、ベンチャーキャピタリスト奨励賞を表彰し、ベンチャー企業に対して成長実績を挙げており、今後一層の活躍が期待されるキャピタリスト3人を表彰。 ・アントレプレナーシップの醸成及びチャレンジ精神の普及を目的に、JVA過去受賞者によるキーノートスピーチ、ベンチャーキャピタリストと起業家によるピッチイベント及びノミネート者によるパネルディスカッションを実施。 ・リアル参加者：112人、オンライン視聴者：245人、満足度：90.0% 	
---	--

■ AIを活用した起業支援チャットボットによる情報提供

- ・起業関連情報を学習したAIによる起業相談チャットボット「起業ライダーマール」をLINE上での運用を実施。
- ・経営相談チャットサービス「E-SODAN」とLINEアカウントを統合。
- ・LINEの累計友だち登録者数104,114人（6年3月末）に対して、起業に関する情報提供や相談対応（相談者数7,411人）、事業計画書作成支援（事業コンセプト作成機能利用者数9,729人）を実施。
- ・地域の創業支援機関のニーズに対応し、起業に関するセミナー・イベント情報を配信し、参加を誘発。（88回の配信を実施）

■ 起業家教育事業

- ・起業家教育プログラムを10校、起業家教育出前講座を50校に対し実施。

■ 創業機運醸成イベントの開催

- ・創業希望者等に対し、対話型のオンラインワークショップ（TIP*S）を実施（39回、延べ709人）。また、認定自治体等との共催でTIP*Sを実施（52回、1,665人）

■ 認定自治体の支援スキル向上研修

- ・認定自治体の支援スキル向上のため、創業支援担当者向け講習会を12回開催し、計646人（リアル60人、オンライン586人）が参加。
- ・中小企業大学校東京校施設の一部で、創業者の育成を行う地域の拠点（Business Nest）を運営し、創業者等への支援を実施。
- ・創業者支援・会員支援のイベントを開催。会員を対象としたスキルアップ講座に加え、他の支援機関との連携セミナーやオンラインセミナー等を実施。
- ・Business Nestの創業ノウハウを活用し、東京校での研修やオーダーメイド研修を実施。
- ・SNS活用やWEBマーケティング、女性創業やシニア創業を担う専門家を配置することで入会希望者及びイベント参加者の増加を図る体制を構築。
- ・延べ会員数808人 会員数：38人（6年3月末）
- ・スペース利用率 62.9%（37.75/60スペース）
- ・セミナー138回 参加者数：1,309人
- ・相談会 52回 参加者数：75人

（4）事業再構築支援

○事業再構築補助金の採択

- ・2年度補正予算（第3号）により、ポストコロナ・ウィズコロナの時代の経済社会の変化に対応するために中小企業等の事業再構築支援を実施。
- ・加えて、3年度補正予算（第1号）により、グリーン分野での事業再構築を通じて高い成長を目指す事業者を対象に、従来よりも補助上限額を引き上げ、売上高減少要件を撤廃した「グリーン成長枠」を創設。ポストコロナ社会を見据えた未

- 来社会を切り拓くための取組を重点的に支援。
- ・より幅広い中小企業・小規模事業者の事業再構築が進むよう、事業再構築計画の事業化率向上に資するオンデマンド研修を実施。（受講者数224人）
 - ・4年度補正予算（第2号）により、枠組を見直し、「成長枠」・「産業構造転換枠」・「サプライチェーン強靱化枠」の創設、「グリーン成長枠」の要件緩和及び補助金の上乗せを行い、感染症等の危機に強い事業への大胆な事業再構築の取組を重点的に支援。
 - ・特にコロナや物価高等により依然として業況が厳しい事業者に対する措置として、「物価高騰対策・回復再生応援枠」を設け、累計で4,838件を採択。
 - ・令和5年度補正予算（第1号）により、省力化支援を措置。事務局を選定。

申請件数

通常枠： 12,439件（累計111,855件）
 大規模賃金引上枠： 14件（累計 79件）
 緊急事態宣言特別枠： 0件（累計 24,151件）
 卒業枠： 0件（累計 210件）
 グローバルV字回復枠： 0件（累計 3件）
 最低賃金枠： 709件（累計 2,289件）
 回復・再生応援枠： 2,668件（累計7,745件）
 グリーン成長枠： 2,034件（累計3,070件）
 原油価格・物価高騰等緊急対策枠： 5,762件（累計 8,742件）
 成長枠： 5,242件（累計 5,242件）
 産業構造転換枠： 517件（累計 517件）
 物価高騰対策・回復再生応援枠： 12,446件（累計 12,446件）
 サプライチェーン強靱化枠： 157件（累計 157件）
 卒業促進枠： 2件（累計 2件）
 大規模賃金引上促進枠： 381件（累計 381件）

採択件数

通常枠： 5,692件（累計43,737件）
 大規模賃金引上枠： 7件（累計 43件）
 緊急事態宣言特別枠： 0件（累計15,503件）
 卒業枠： 0件（累計 106件）
 グローバルV字回復枠： 0件（累計 1件）
 最低賃金枠： 366件（累計 1,621件）
 回復・再生応援枠： 1,469件（累計4,761件）
 グリーン成長枠： 770件（累計 1,184件）
 原油価格・物価高騰等緊急対策枠： 3,041件（累計 4,693件）
 成長枠： 1,940件（累計 1,940件）
 産業構造転換枠： 155件（累計 155件）
 物価高騰対策・回復再生応援枠： 4,838件（累計 4,838件）

	<p>サプライチェーン強靱化枠：79件（累計 79件） 卒業促進枠： 0件（累計 0件） 大規模賃金引上促進枠： 77件（累計 77件）</p> <p>○事業再構築ハンズオン支援事業（生産性向上（1）②に記載） ○課題設定型の伴走型支援に必要な知識やノウハウを修得する研修プログラム（経営力再構築伴走支援研修）（生産性向上（2）①に記載）</p>		
--	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>主に事業再構築補助金の実績の減少等により、予算額と決算額に10%以上の乖離が生じることとなった。</p>

1. 当事務及び事業に関する基本事項			
1-4	経営環境の変化への対応の円滑化		
関連する政策・施策	将来の事業の廃止等に備えるための小規模企業共済制度及び連鎖倒産の防止のためのセーフティネットである中小企業倒産防止共済制度の確実な運営、自主的な努力だけでは対応が困難な状況にある中小企業・小規模事業者の事業再生を促進する支援等を実施。 東日本大震災及び大規模な自然災害等への対応については、国の政策展開と連携しつつ、これまでの知見とノウハウを活用し機動的に復興・再生を支援。	当該事業実施に係る根拠（個別法条など）	独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第1号、2号、3号、4号、6号、9号、13号、15号、16号、18号、19号
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビューシート	行政事業レビューシート番号：0413

2. 主要な経年データ													
⑦ 主要なアウトプット（アウトカム）情報								⑧ 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
小規模企業共済制度の在籍率 【基幹目標】	中期目標期間終了時において、前中期目標期間終了時より16%ポイント以上向上 令和5年度 16%ポイント以上向上	前期中期目標期間末の在籍率 49.9%	3.3%	7.0%	11.2%	14.4%	18.1%	予算額（千円）	1,148,467,712 千円	3,026,117,931 千円	1,631,245,016 千円	1,477,766,205 千円	1,731,271,447 千円
小規模企業共済制度の委託機関等への支援件数	中期目標期間において、2万件以上 令和5年度4,000件以上		8,319 件	7,524 件	9,998 件	11,454 件	13,800 件	決算額（千円）	1,191,373,805 千円	1,223,806,071 千円	1,840,767,580 千円	1,407,042,608 千円	1,758,372,222 千円
								経常費用（千円）	1,226,887,042 千円	1,250,487,822 千円	1,530,105,516 千円	1,669,110,248 千円	1,624,480,099 千円
								経常利益（千円）	△108,248,327 千円	418,548,921 千円	9,982,668 千円	△117,208,320 千円	273,595,115 千円
								行政コスト（千円）	1,228,448,071 千円	1,250,495,353 千円	1,530,111,846 千円	1,669,116,546 千円	1,624,956,788 千円
								従事人員数	715人の内数	727人の内数	731人の内数	749人の内数	766人の内数

※予算額、決算額は支出額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
(別添) 中期目標、中期計画、年度計画					
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価		評価	A
<p><主な定量的指標></p> <p>【指標4-1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期目標期間終了時において、小規模企業共済制度の在籍率を、前中期目標期間終了時より16%ポイント以上向上させる。【基幹目標】（新規設定）（[参考]2017年度末実績：46.8%） ・5年度：16%ポイント以上 <p>【指標4-2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期目標期間において、小規模企業共済制度の委託機関等への支援件数を2万件以上とする。（新規設定）（[参考]前中期目標期間実績（2017年度末実績）：役員等による委託機関等への訪問件数473件） ・5年度：4,000件以上 <p><目標水準の考え方></p> <p>○指標4-1について</p> <p>機構発足以降の在籍率について、対前年度比の増減率が年平均1%ポイントであることを踏まえ、毎年度1%ポイントずつ向上させることを目指す。なお、機構が直接コントロールできない脱退者数によっても左右される在籍率を一定割合で向上させることを目標とすることは困難を伴うことから、達成の難易度は高い。</p> <p>※目標水準を見直し、令和4年</p>	<p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指標4-1：18.1%ポイント向上【基幹目標】 ・指標4-2：13,800件 <p>【年度計画で定める指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国本部の協議会に対する相談・助言による協議会の課題解決率：93.6% <p>（1）小規模企業共済制度及び中小企業倒産防止共済制度の確実な運営</p> <p>○以下の取組を通じ、小規模企業共済における5年度末の在籍率は68.0%となり、前中期目標期間末49.9%を18.1%ポイント向上。委託機関等への支援件数も、年度目標4,000件に対し、13,800件を達成した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「5年度加入促進計画」等に基づき、関係省庁、地方公共団体、地域支援機関、中小企業団体、金融機関等と連携しつつ、加入促進活動を実施。具体的には、委託機関の加入促進活動へのインセンティブを付与するモデル団体・モデル代理店制度のエントリー時期の前倒し、地域本部における重点支援先の設定・訪問、地域本部長によるトップセールスの推進、委託機関の関心に合わせて他の支援策と一緒に共済制度を紹介する取組を実施した。 ・小規模企業共済制度の普及及び加入促進のために、複数の委託機関を集めた説明会を開催して、効率的な加入促進を実施。また、支援機関の共済以外の担当者にも制度を理解してもらうために、他の中小企業施策のセミナー等と組み合わせ、共済制度を説明する等の取組を実施した。 ・9月より開始した一部の共済手続きのオンライン化について、主に金融機関を対象に利用者及び委託機関の双方の業務効率化に寄与することをPRし、オンラインによる加入手続きを喚起 ・効率的・効果的な加入促進を実施するため、新規加入者を対象に実施している認知媒体調査の結果を踏まえ、情報収集ツールとして利用率が高いインターネットを活用した広報を前年度より強化することで、認知度向上に貢献。 ・顧客層拡大のために、オンラインとの親和性が高いと見込まれる新規創業者や、加入率が低い観光関連業（飲食・宿泊業）及び農業等の関係団体等へ積極的なアプローチを実施。 ・制度の内容や加入手続きを分かりやすく説明し、疑問点を利用者自らで解決できる共済特設ページ「共済サポートナビ」を2月に新設。 ・一部の共済手続きのオンライン化についてシステムのテスト検証、マニュアルの整備、教育の実施等に取り組み、計画通り5年9月からサービスの提供を開始。 ・オンライン利用率の向上のために、既契約者へ画面イメージや操作方法等を記載した利用案内を送付。また、前掲の「共済サポートナビ」に、オンライン手続きを分かりやすく説明。 	<p>評価：A</p> <p>根拠：中期目標・中期計画上の指標に基づく数値目標2項目において目標達成。また、委託機関等への支援件数において、直近過去2年実績平均との比較でも128.6%を達成。</p> <p>【指標】</p> <p>○指標4-1：新規加入者・契約者の利便性の向上のため、契約者への経営支援情報の提供、契約手続きのオンライン化等を実施。その結果、目標を上回る在籍率68.0%（前中期目標期間終了時（49.9%より18.1%ポイント向上）を達成（目標達成率113.1%）。</p> <p>○指標4-2：金融機関・委託機関等への説明会等の実施に加え、特に創業支援者や加入率が低い業種等の関係団体へ周知拡大。その結果、委託機関等への支援件数は目標4,000件に対し、過去最高の13,800件（目標達成率345.0%、過去2年平均の128.6%）を達成。</p> <p>経営環境の変化への対応の円滑化については、将来の事業の廃止等に備えるための小規模企業共済制度及び連鎖倒産の防止のためのセーフティネットである中小企業倒産防止共済制度の着実な運営及び自主的な努力だけでは対応が困難な状況にある中小企業・小規模事業者の経営改善・事業再生を促進する支援を行った。</p> <p>また、大規模な自然災害等への対応については、能登半島地震への迅速な対応等で国の政策展開と連携しつつ、これまでの知見とノウハウを活用し機動的に再建・復興を支援した。</p> <p>（1）小規模企業共済制度及び中小企業倒産防止共済制度の確実な運営</p> <p>より多くの企業に共済制度を届けることができるよう、金融機関・支援機関等の委託機関に対し、共済制度の手続きに関する説明会や営業推進の研修、加入促進キャンペーンの強化等を実施。また、自治体・シェアオフィスをはじめとする創業支援に注力している事業者等へ周知を拡大した。さらに、観光関連業（飲食・宿泊業）や農業等の加入率が低い業種に向けても、関係団体等への周知を推進した。</p>	<p><評価に至った理由></p> <p>定量的にAの基準を満たしており、契約者への経営支援情報の提供、契約手続きのオンライン化等の実施した結果、目標を上回る在籍率を達成した等の成果が確認出来たことから、所期の目標を上回る水準であるA評価とした。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <p>（経営に関する有識者からのコメント）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入率が低い観光関連業（飲食・宿泊業）等の関係団体への積極的な支援や手続きのオンライン化により支援件数及び在籍者数ともに目標を上回ったことは評価できる。 		

<p>度及び令和5年度の目標値の引き上げを実施。</p> <p>○指標4-2について</p> <p>加入促進に当たって、従来は、機構の役員や地域本部長による訪問（トップセールス）を中心とし、これを実績として計上してきたが、第4期中期目標期間においては、在籍率をさらに向上させるため、職員等による委託機関等への訪問及び説明会の開催、業界団体等の新規チャネルの発掘等の取組もこの対象に加えることとし、新たに設定した。</p> <p><想定される外部要因></p> <p>想定される外部要因として、初年度を基準として、事業遂行上必要な政策資源が安定的に確保されること、国内の政治・経済及び世界の政治・経済が安定的に推移し、着実に成長すること、急激な株価や為替の変動がないこと、不可抗力によるアクシデントが発生しないことなどを前提とし、これら要因に変化があった場合には評価において適切に考慮する。</p> <p><その他の指標></p> <p>—</p> <p><評価の視点></p> <p>—</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・委託機関向けの説明会、共済ホームページでの案内、商工共済ニュースを通じた案内により、オンライン化の全体概要・スケジュール等を説明。また、6月から7月にかけて、具体的な手続きに関する説明会も実施。 <p>(2) 中小企業・小規模事業者の事業再生等への支援</p> <p>①中小企業・小規模事業者の再生支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ■中小企業活性化協議会（以下「活性化協議会」という。）による中小企業・小規模事業者への経営改善・事業再生支援活動に対し、中小企業活性化全国本部（以下「活性化全国本部」という。）による支援を実施。 <p>○活性化協議会に対する助言等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活性化全国本部は、中小企業・小規模事業者の収益力改善、経営改善、事業再生及び廃業（以下「再生等支援」という。）案件に活性化協議会が対応できるように27名の専門家を配置し、地区担当を定めるなど体制を整備した上で、各協議会への助言や情報提供を実施した。 ・利用企業等に対するアンケートを実施。業務運営の改善に向け、集計結果を中小企業庁、各経済産業局、認定支援機関、活性化協議会にフィードバック。 ・活性化全国本部の相談・助言による活性化協議会の課題解決率93.6% ・中小企業活性化協議会事業にかかる業務効率化システム（ITを活用したネットワークシステム）利用の満足度は、66.0% <p>○研修・セミナー・会議の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活性化協議会のプロジェクトマネージャー及びサブマネージャーの支援能力向上のための研修を実施（プロジェクトマネージャー向け研修46人参加、満足度100%。サブマネージャー向けオンデマンド研修10,500回視聴）。 ・活性化協議会に協力する専門家の質や能力の向上と人材確保のため士業向けの実務的な研修を実施。弁護士向け研修（参加者数574人）、会計士向けの研修（参加者数259人、オンデマンド視聴者数934人）を実施。また、新たに事業専門家（中小企業診断士等）向けの研修をオンデマンドで開催（参加者数3,246人、再生回数18,465回）。加えて、再生支援ノウハウの地域還元を目的として、活性化協議会が採用したトレーニー（金融機関職員、信用保証協会職員）に対する集合研修を実施（受講者数127人）。 ・活性化協議会における円滑な事業実施を図るため、プロジェクトマネージャー及びサブマネージャーを対象とした会議を2回オンラインで開催。活動実績や新たな再生等支援施策等の業務運営に必要な情報の提供や理解の促進を実施。 <p>○事業再生等の支援に係る普及・啓発・連携・協働</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国銀行協会等による「中小企業の事業再生等に関する研究会」や「経営者保証に関するガイドライン研究会」について、統括事業再生プロジェクトマネージャーが委員として参画することで、成果物のとりまとめに協力。 ・地域金融機関、商工団体等が主催する研修に全国本部専門家を24回講師派遣（419機関から1,967人参加）。 	<p>その結果、委託機関等への支援件数は13,800件と過去最高（目標達成率345.0%、過去2年平均128.6%）。</p> <p>また、新規加入者・契約者の利便性の向上のため、契約者への経営支援情報の提供等を実施したほか、契約手続きのオンライン化により休日や夜間の対応を実現した。同時にネットバンク利用者等に対応した手続きの整備を進め、共済制度や手続きを分かりやすく解説する特設ページ「共済サポートnavi」を開設する等の取組を行った。その結果、目標を上回る在籍率68.0%（前中期目標期間終了時（49.9%より18.1%ポイント向上）を達成（目標達成率113.1%）。</p> <p>(2) 中小企業・小規模事業者の事業再生等への支援</p> <p>コロナ禍後のゼロゼロ融資返済が本格化する中、早期段階での経営改善・再生の支援や地域全体での支援の体制整備に注力した。</p> <p>また、令和6年能登半島地震においても罹災中小企業への支援体制を迅速に整備。そのほか、自然災害や感染症等に対する事前対策として事業継続力強化計画策定に取り組む中小企業を支援。</p> <p>①中小企業・小規模事業者の再生支援</p> <p>中小企業活性化協議会の協力専門家や地域の経営改善・再生支援者の対応力向上のため、新たに事業再生における事業デューデリジェンスの進め方等の実践的な研修を拡充。また、昨年度に引き続き、地域金融機関等から受け入れたトレーニーに対する研修を実施し、全国の再生支援ノウハウの地域への還元を推進。さらに、相談内容が複雑化する中でも切れ目のない支援を提供するため、よろず支援拠点及び事業承継・引継ぎ支援センターとの連携強化を推進した。</p> <p>加えて、新型コロナウイルス感染症の影響で経営が悪化した企業等への再生支援を全国的に届けるべく、全国型再生ファンドを含む5ファンドとの出資契約を締結。また、中小企業活性化協議会において再生ファンドの活用法を普及した。</p> <p>②大規模災害等への対応</p> <p>令和6年能登半島地震により罹災した中小企業の早期復興支援のため、被災自治体による仮設施設の整備を助成するとともに、事業再建に向けた相談・助言を行う復興支援アドバイザー派遣を実施（2月中旬より開始し、36人日・99件の支援を実施）。</p> <p>災害等発生時における事業の強靱化を推進するため、セミナー・シンポジウムを通じ事業継続力強化計画（感染症対策を含む）策定に取り組む事業者を掘り起こすとともに、前年度比1.</p>
---	---	--

- ・業界紙（ニッキン、商工金融）への取材協力等を通じ積極的な広報を実施。
- ・事業再生等に関心を持つ金融機関や士業等を対象とした中小企業活性化セミナーを実施。金融庁、経済産業省中小企業庁から後援を受けるとともに、事業再生研究機構、一般社団法人事業再生実務家協会、一般社団法人全国サービサー協会、全国事業再生・事業承継税理士ネットワーク、全国倒産処理弁護士ネットワーク、一般社団法人全国信用保証協会連合会等の協力を得て、周知を行った。会場参加とオンライン（ライブ配信+オンデマンド）のハイブリッドで開催（会場参加者225人、オンライン参加者1,486人）。施策情報や中小機構の支援策の紹介に加え、中小企業の事業再生等に関するガイドラインと活性化協議会の活用のあり方等について、事例を交えてディスカッションを行った。

○再チャレンジ支援、経営者保証ガイドライン単独型、収益力改善支援の普及

- ・早期に事業清算を決断して新事業に再挑戦する経営者を支援するため活性化全国本部では協議会の弁護士サブマネージャーの公募等により支援体制を拡充するとともに、再チャレンジ支援の報告ツールの改訂等により、手続の明確化や集計作業の効率化を図り、研修等を通じて普及（再チャレンジ支援完了件数：884件）。
- ・経営者保証ガイドラインの取組みについて、令和5年度に活性化協議会におけるガイドラインを利用した支援案件数312件。うち単独型は128件

○事業承継・引継支援センター、中小企業活性化協議会、よろず支援拠点との連携については、『事業承継・引継ぎ支援』（1）②に記載。

■経済産業大臣への報告

- ・産業競争力強化法に基づき、2022年度再生支援協議会事業の評価を実施、結果を取りまとめ、経済産業大臣に報告。

②中小企業・小規模事業者の経営改善

■地域における支援の最大化を図るため、認定経営革新等支援機関が中小企業・小規模事業者の依頼を受けて実施する経営改善計画策定支援事業及び早期経営改善計画策定支援事業等の活用を促進。財務状況などに経営上の課題を抱える企業から債務を抱えるものの今後の飛躍のため事業改善を行いたいという企業まで、様々なニーズの中小企業・小規模事業者の経営改善を後押しした。

- ・活性化協議会の助言機能の活用を促すとともに、全国本部として事業運営基準の整備を行った上で、年2回検査を実施し、適正な執行を確認。併せて効率化に向けた業務運営方法の提案を行った。
- ・5年度の経営改善計画策定支援事業に係る利用申請受付2,163件（うち、中小版ガイドライン枠139件）。早期経営改善計画策定支援事業に係る利用申請受付748件。

■ベンチャーリブート支援事業

- ・資金繰りや事業内容の見直しで事業の再発進・再挑戦に取り組むベンチャー企業

45倍となる2,477件(単独型2,056件、連携型421件)の計画策定を支援した(前年度実績:1,702件、うち単独型1,342件、連携型360件)。

以上(1)(2)のように、各業務において高い水準で目標を達成していることからA評価と判断。

■債務保証(財務省共管業務)

産業競争力強化法に規定する事業再編や事業再生を図るための借入等、農業競争力強化支援法に規定する事業再編や事業参入を図るための借入等及び中小企業等経営強化法に規定する事業再編投資計画の認定を受けたファンドの借入に対する債務保証制度の取り扱いは無し。

制度の活用には至らなかったが他の支援施策情報の提供等も含めた相談対応を実施。

からの相談に対応（役立ち度：98.1%）。

③再生ファンドによる事業再生支援等

■中小企業再生ファンドの組成促進

- ・地域のニーズに応じた中小企業再生ファンドの組成及び活用を促進。また、令和2・3年度補正予算により中小企業再生ファンドに係る出資金が措置されたことを受けて、ファンド運営者の公募により組成を促進。中小企業再生ファンド5ファンド（総額179.5億円）に対して103.4億円の出資契約を実施。また、中小企業活性化協議会等との連携の下、中小企業活性化協議会の制度・事例紹介、再生ファンドの説明・事例紹介等を実施。

○新規組成及び活用促進等に向けたファンド運営候補者等との面談

- ・面談等を行ったファンド運営候補者数 8者
- ・出資ファンド数累計 77ファンド（うち清算終了済41ファンド）
- ファンド総額累計 2,618億円
- 機構出資契約額累計 1,243億円
- 5年度投資先企業数 47社（累計732社）
- 5年度投資金額（追加投資額も含む）96億円（累計1,586億円）
- 5年度再生完了先企業 24社（累計532社）

（参考）再生完了企業の雇用者数
1,816人（累計30,561人）

■ファンドに対するモニタリングと情報提供

○ファンド運営状況のモニタリング

- ・既存ファンドの組合員集会への参加（30回）のほか、ガバナンスの強化のため、投資委員会にもオブザーバー参加（83回）するとともに、キーマンとの随時面談等を通じファンドごとのモニタリングシートを整備、運営状況を適時・的確に把握。
- ・ファンドからの投資報告により投資状況を定期的に把握するとともに、ファンドの決算資料より投資先企業の財務状況等を把握。

（支援事例）

- ・地域で多店舗展開する洋食チェーンに対して、ファンドが債権の買取を実施。コロナ禍による厳しい事業環境の中、ファンドは、経営管理機能を強化し固定費の見直しを行うとともに、店舗運営においても徹底したオペレーションの見直しによる合理化を進めるなど多岐にわたるハンズオン支援を実施。これにより投資から3年半で、再生計画通りの業績を達成し、メインバンクのリファイナンスにより事業再生を完了、地域雇用（70名含むパート）の確保に大きく貢献した。

○投資先企業の存続状況

- ・期首投資先企業166社のうち期末存続企業164社（存続率98.8%）

○支援終了企業の雇用維持率

・ 5年度支援終了企業24社の雇用維持率80.9%（うち雇用を7割維持した企業数18社）

■債務保証業務

- ・ 産業競争力強化法に規定する事業再編や事業再生を図るための借入等、農業競争力強化支援法に規定する事業再編や事業参入を図るための借入等及び中小企業等経営強化法に規定する事業再編投資計画の認定を受けたファンドの借入に対する債務保証制度の取り扱いはなし。
- ・ 事業者からの具体的な相談対応先11件。

(3) 大規模な自然災害等への機動的な対応

①東日本大震災の復興・再生支援

■仮施設整備事業

- ・ 53市町村、累計648案件、累計3,639区画、累計230,069㎡
- ・ 現事業者数 70事業者（前年同期比8者減）
- ・ 現従業員数 575人（前年同期比53人減）

■仮施設有効活用等支援事業（助成）

○機構が整備し、市町村に譲渡した仮施設について、復興の促進と仮施設の有効活用を図るため、一定の要件を満たした場合、市町村に対して仮施設の移設、撤去等に係る費用を助成（2事業、26百万円（交付決定ベース））。

■福島の産業復興の加速化への取組

○福島相双復興官民合同チームへの参画

- ・ 国・福島県・民間からなる「福島相双復興官民合同チーム」の創設に伴い、機構は「国」の一員として同チームの事業者支援グループに参画。同チームは総勢約261人の体制で福島県内（福島、南相馬、いわき）及び東京都内の計4支部に駐在し、被災事業者に5,283回訪問。
- ・ 関係省庁と自治体等が主催する事業者向け説明会（4月茨城県水戸市、10月宮城県・岩手県）を通じて、特別相談窓口・アドバイザー派遣制度、販路開拓支援メニューの情報を周知した。
- ・ 5年8月24日付処理水放出に伴い特別相談窓口を全国の地域本部に拡充するとともに、連絡体制の整備を図り、本部や地域本部関係者への積極的な情報共有・展開等を通じて機構内部の連携強化を図った。さらに、関係機関（ジェトロ、経産省、東電）との情報共有会議の場を通じて、相互の活動状況の共有等を図るなど外部とも連携して対応した。

○警戒区域等地域の復興に向けた賑わい回復支援事業

- ・ 原子力発電所事故に伴い、警戒区域等に設定された福島県の12市町村を対象に、住民の帰還や賑わいの回復を通じて、地元中小企業者等の活性化を図るための復興イベントを実施するために必要な経費を助成（2町2回）。

■二重債務問題への対応

○産業復興機構（ファンド）への出資

- ・東日本大震災で被害を受けた中小企業等の二重債務問題に対応するため、県及び地域金融機関との共同出資により5県（岩手・宮城・福島・茨城・千葉）で設立した産業復興機構（総額370億円）に対し、1.3億円を出資。（機構出資契約額296億円）
- ・債権買取実績：債権買取先数 実績なし（累計335先）
- ・債権買取額 実績なし（累計206億円）
- ・組合員集会への参加（5回）のほか、ガバナンスの強化のため、投資委員会にもオブザーバー参加（2回）するとともに、その他運営者との随時面談等を通じ、運営状況を適時・的確に把握。

○各産業復興機構の運営者に対する事務経費の支援

- ・交付要領に基づき助成を実施（助成件数 20件、助成金額 27百万円）。

○中小企業再生支援協議会の再生計画策定支援等を受けた被災中小企業者等に対して利子補給を行う基金の運営

- ・中小企業活性化協議会（産業復興相談センター）の支援を受けて事業再生を図る被災中小企業者等に対して、旧債務（再生計画等の対象となる債務）に係る利子の補てんを行うための基金を創設し、その運営体制を整備。県の財団法人を經由して被災中小企業者等に利子補給を実施（2件、57百万円）

■東日本大震災復興特別貸付等への対応

○利子補給を行う基金の運営

- ・日本政策金融公庫及び商工組合中央公庫が行う「東日本大震災復興特別貸付」等の借入行う被災中小企業者等のうち、事業所が全壊又は流出、または計画区域等に事業所を有していた被災中小企業者等や、一旦廃業した事業者であって新たに事業を開始する中小企業者等を対象として、借入後3年間利子補給を行うための基金を機構に創設し、その運営体制を整備。県の財団法人等を經由して被災中小企業者等に利子補給を実施（48件、176千円）。

■被災中小企業施設・設備整備支援事業（三セク貸付）の実施

- ・被災6道県（北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、千葉県）に対し、23年度から累計1,402.3億円の貸付を実施。
- ・23年度から累計1,091先の事業者に対し、705.4億円の貸付承認。うち、5年度は13先の事業者に対し、9.1億円の貸付承認。
- ・被災道県及び財団が実施する貸付審査等への助言協力を実施（対象県2県、4先、4日計15人）。
- ・東日本大震災で被害を受けた中小企業等の復旧の支援のための貸付、条件合致先への償還猶予などの措置を継続して柔軟に実施。

■特定地域中小企業特別資金貸付（原発事故対策）の実施

- ・福島県に対して、同県の原発事故により甚大な影響を被る中小企業等に対して、福島県内の移転先や避難区域が解除された地域等での事業継続・再開に必要な事業資金を貸し付ける融資制度の財源の一部を貸付（23年度からの累計703億円の貸付）。
- ・23年度からの累計946先の事業者に対し、158億円の貸付決定。うち令和5年度は、3先の事業者に対し、69百万円の貸付決定。

②大規模な自然災害等への対応

■特別相談窓口等の設置

- ・以下の災害について、速やかに特別相談窓口等を設置するなどして、被災中小企業の要望に対処するための体制を整備し、相談を受け付けた。また、機構・関係機関の災害支援施策等の情報提供も実施。加えて、前年度から引き続き設置している窓口においても、相談等の対応を実施。
- ・令和5年石川県能登地方を震源とする地震：5／8北陸本部（実績1件）
- ・令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号による災害：6／5関東本部、中部本部、近畿本部
- ・令和5年6月29日からの大雨による災害：7／3中国本部
- ・令和5年7月7日からの大雨による災害：7／10 東北本部、北陸本部、中国本部、九州本部（実績2件）
- ・令和5年台風第6号による災害：8／7九州本部、沖縄事務所（実績1件）
- ・令和5年台風第7号に伴う災害：8／16近畿本部、中国本部
- ・令和5年台風第13号に伴う災害：9／11 東北本部、関東本部

○ALPS処理水の処分に伴う経営の対策に関する特別相談窓口

- ・8／24 各地域本部（実績：44件）

○令和6年能登半島地震に係る災害

- ・1／4 関東本部、北陸本部（実績：59件）

■専門家派遣事業の実施

- ・被災中小企業・小規模事業者等の経営課題に対して、豊富な支援実績を有する専門家のノウハウを活用したアドバイスを実施。
- ・令和2年7月豪雨の復興支援
- ・令和元年台風第19号災害の復興支援（36回、21人日）

■被災中小企業施設・設備整備支援事業（三セク貸付）

- ・令和元年台風19号の際、被災3県（宮城県・福島県・栃木県）に対して37.1億円を貸付。
- ・平成30年7月豪雨の際、被災3県（岡山県・広島県・愛媛県）に対して200.5億円を貸付。

<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年熊本地震の際、熊本県に対して385.4億円を貸付。 <p>■事業継続力強化計画の策定支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業単体による単独型の事業継続力強化計画に加え、連携型の事業継続力強化計画の認定を目指す連携体等に対し、専門家を派遣し計画策定支援を実施 ・計画策定支援件数：2,477件（連携型421件、単独型2,056件） <p>■強靱化支援人材の育成及び情報提供・普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業継続力強化計画認定制度や平時からの強靱化の取組の重要性等の理解促進を目的とした事業者向けセミナーを開催。また関係機関が主催する施策説明セミナーへ講師派遣も実施。 ・各大学校による研修開催（9回開催） 177人参加 ・セミナー開催（33回開催） 1,243人参加 ・講師派遣セミナー（33回開催） 2,632人参加 <p>○計画策定及び策定した計画の見直しの重要性を伝えるため、被災経験に基づいた講演等によるシンポジウムを、東京・大阪で開催。また、過年度に開催したシンポジウムの総編動画を制作し、配信。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シンポジウム（2回） 1,224人視聴 ・シンポジウム総集編動画配信 12,647人視聴 <p>■新型コロナウイルス感染症特別貸付等への対応 (新型コロナウイルス感染症特別利子補給事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、商工組合中央公庫及び日本政策投資銀行が行う「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等の貸付により借入を行った中小企業者等のうち、売上が一定の水準以上減少した中小企業者等を対象として、借入後最長3年間利子補給を行うための基金を機構に創設（3,370億円。5年8月に一部国庫返納。返納後、2,203億円）し、その運営体制を整備。中小企業者等に直接利子補給を実施（交付決定件数：63,011件、交付決定（補給）額：8,554百万円） <p>■新型コロナウイルス感染症制度融資への対応 (新型コロナウイルス感染症制度融資利子補給事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信用保証協会を有する都道府県及び4市（横浜市、川崎市、名古屋市、岐阜市）が実施する制度融資により借入れを行った中小企業者等を対象として、借入後3年間利子補給を行うための基金を機構に創設（15,127億円。4年2月及び5年8月に一部国庫返納。返納後8,303億円）し、都道府県等を経由して利子補給を実施（交付決定自治体数：51、交付決定額：178,270百万円）。 <p>○新型コロナウイルス感染症特別貸付及び制度融資等への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症特別貸付等への対応については、10,506億円の 	
--	--

	<p>「新型コロナウイルス利子補基金」を造成し、政府系金融機関貸付を対象とする利子補給事業（新型コロナウイルス感染症特別利子補給事業）と、民間金融機関貸付を対象とする利子補給事業（新型コロナウイルス感染症制度融資利子補給事業）を着実に実施</p> <p>■新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業・小規模事業者の経営相談対応等を行う支援機関等向けの専門家派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業・小規模事業者の経営相談対応等を実施する支援機関等に対し、中小企業診断士、税理士、企業経営や店舗経営の経験者等の専門家を無料で派遣（117人、403社） <p>■令和2年7月豪雨災害への対応</p> <p>○なりわい再建資金利子補給事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なりわい再建支援事業を活用し復旧する被災事業者等に対して、政府系金融機関による特別貸付及び熊本県による制度融資を対象に、熊本県を經由して借入後3年間の利子相当額を助成（利子補給件数：31件、利子補給額 3,293千円） <p>■令和6年1月能登半島地震への対応</p> <p>○仮施設整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災市町村等が行う仮施設の整備等に係る費用を被災市町村等に対して助成（6年2月26日から公募開始） ・水守町堂端地区仮施設整備事業（輪島市） 6年3月8日交付決定、6年3月29日竣工 <p>○専門家派遣事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災中小企業・小規模事業者等の経営課題に対して、豊富な支援実績を有する専門家のノウハウを活用したアドバイスを実施（派遣人日数 36人日） <p>○能登半島地震復興支援ファンド</p> <ul style="list-style-type: none"> ・能登半島地震で被災した地域の復旧・再生の促進を目的に、過剰債務・二重債務問題への対応を中心に経営支援を通じて被災地の中小企業の事業再生を支援する総額100億円の「能登半島地震復興支援ファンド」に対してREVICと合算して8割の出資を決定した。 		
--	---	--	--

4. その他参考情報

—

1. 当事務及び事業に関する基本事項			
2	業務運営の効率化に関する事項		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビューシート	

2. 主要な経年データ							
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等	基準値 (前中長期目標期間最終 年度値等)	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	(参考資料) 当該年度までの累積値等、必要な情報
毎年度平均で前年度比1.05%以上の効率化		▲3.5%	▲3.3%	▲3.4%	▲2.9%	▲2.5%	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価				
(別添) 中期目標、中期計画、年度計画				
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価	評価	A
<p><主な定量的指標> -</p> <p><その他の指標> -</p> <p><評価の視点> -</p>	<p>1. 顧客重視</p> <p>(1) 顧客重視の業務運営</p> <p>・原料高・人手不足など経営環境の変化に伴う中小企業者・小規模事業者のニーズを踏まえ支援策・提供方法などを柔軟に見直し。またカーボンニュートラルや海外展開など国の成長戦略に貢献。</p> <p>■組織体制の見直し</p> <p>・地域における支援機能の強化を目的に、静岡県を管轄する地域本部を関東本部から中部本部へ変更。また、中小企業施策普及の強化等のため、静岡県浜松市、兵庫県神崎郡福崎町、福岡県直方市へエリアマネージャーとして常駐職員を配置。エリアマネージャーを中心に地域支援機関との連携をより強化し、地域本部が一体となって当該活動をバックアップすることにより、中小企業・小規模事業者向けのセミナー、支援機関職員の支援能力向上を図る講習会及び地域支援機関から支援要請を受けた中小企業・小規模事業者へのハンズオン支援等を精力的に実施。</p> <p>・令和6年能登半島地震による罹災中小企業の復興支援に関して、6年1月に、復興支援に関する対策等の業務を統括する組織として災害対策本部を、対策等の検討を行う組織として幹事会を設置。また、被災地域における中小企業の支援ニーズを機動的かつ能動的に把握し、適切な施策の提供につなげるため、北陸本部に中小企業復興機動チームを設置した。また、これまでの知見・ノウハウを生かし、復興に向けた各種支援を迅速に展開。</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価：A</p> <p>根拠：限りあるリソースのなか、国民に対してサービスを的確に提供し、効率的かつ着実に成果を上げていくために、理事長によるリーダーシップの下、機構の過去の復興支援の知見や支援ツールを部門横断的に活用し、令和6年能登半島地震に対し迅速に対応するとともに、既存業務と両立。これらを踏まえ、本セグメントをA評価とした</p> <p>(1) 大規模災害への迅速な対応</p> <p>令和6年能登半島地震に対し、被災した地域、中小企業・小規模事業者の復興を進めるため、国・県等と歩調を合わせ、企業の被災状況・復興フェーズに応じた総合的な支援を展開。特になりわい再建支援補助金等においては、職員・専門家の現地派遣等を通じて活用を側面支援。これらの支援を機構内の既存事業と両立して実施。</p> <p>復興支援に関する対策等の業務を統括する組織として、令和6年1月に災害対策本部を設置。また、被災地域における中小企業の支援ニーズを機動的かつ能動的に把握し、適切な施策の提供につなげるため、中小企業復興機動チームを設置して、支援の具体化を図った。さらに、これまでの災害対応の知見・ノウハウを生</p>	<p><評価に至った理由></p> <p>能登地震対応では、企業の被災状況・復興フェーズに合わせた総合的支援をこれまでの災害対応と比べて迅速に展開し、機構内の既存業務を滞らせることなく、支援を実現した等の成果も踏まえ、所期の目標を上回る水準であるA評価とした。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>-</p> <p><その他事項></p> <p>(経営に関する有識者からのコメント)</p> <p>・能登半島地震により被災した地域、中小企業・小規模事業者の復興支援に際し、機構内各部門の各種支援を横断的に展開できたことは、業務体制整備の賜物と思われる。</p> <p>・支援に関する組織知が蓄えられ、今回は比較的スピーディかつスムーズに支援ができており、評価できる。</p>	

■地域プレゼンスの強化

- ・遠隔地における支援機能強化のため、地域本部における都道府県等地域別にチーム制による支援を関東本部、近畿本部、中部本部、九州本部に加え、四国本部でも新たに開始。遠隔地の地方公共団体や地域支援機関等との協力関係をより強固なものにし、サービス向上と業務パフォーマンスの向上を図った。

■地域ニーズに対応した事業展開（創意工夫による地域本部独自の取組）

- ・業務運営の効率化を進めつつ、関係機関との連携や独自の創意工夫により、地域ニーズに対し、組織横断的な複合支援の取組又は他機関との協業を進め、より質の高い支援を展開。

[北海道本部]

- ・事業承継の機運を高めるため、北海道経済産業局、北海道事業承継・引継ぎ支援センターと連携し、「北海道事業承継キャラバン」を道内主要都市（札幌・旭川・函館・釧路・北見）で開催。事業承継案件発掘の動きを道内各地域に拡大させること、事業承継を当事者のみならず地域の関係者が一体となって推進する体制を構築すること、事業承継が新たな付加価値を見出すイノベーションの好機であることを理解してもらうことを狙いとして、道内事業承継の現状等の解説、当事者と支援者による事例対談、支援者向け実践型ワークショップ等でプログラムを構成。全5回の開催を通じ、306人が参加（リアル237人、オンライン69人）。

[中部本部]

- ・温泉地のホテル・旅館等は、溪谷沿いや活火山の近傍にあることが多く、自然災害による影響を受けやすいことから、下呂温泉旅館協同組合員を対象に、連携型事業継続力強化計画（37者が参加）の策定を支援。災害発生時における宿泊客・従業員の安全確保、迅速かつ正確な情報発信による風評被害の回避、「安全・安心な下呂温泉」をPRし、温泉地へのさらなる集客強化を図ることを目的とした計画策定を支援。緊急時の対応、宿泊施設の相互利用、復旧支援のための人員派遣等による災害からの早期復旧や顧客対応での連携を推進。

■関係機関との連携・協働の強化

○金融庁・金融機関・支援機関との連携の更なる強化

- ・金融庁及び財務局との連携を引き続き強化。新任財務局長業務説明会を実施。
- ・（一社）全国地方銀行協会等の金融機関等の全国団体と情報交換の他、四半期毎に機構の最新の施策情報を提供。また、（一社）第二地方銀行協会からの要請を受け、会員行の東京事務所長等向けに機構の施策説明会を実施（27行）。
- ・全国信用協同組合連合会と「業務連携に関する合意書」を締結し、全国の信用組合向けに機構の施策説明会を実施（105組合、156人が参加）。

○業務提携に係る協定等の締結

かし、以下のとおり機構全体で各種支援策を迅速に展開。仮施設整備支援事業においては、震災発生から第1号案件申請受付開始までの期間を短縮（28年熊本地震：105日、30年北海道胆振東部地震：81日、6年能登半島地震：67日）。

○機構支援の一覧（5年度実施）

■情報提供・相談・助言：

- ・特別相談窓口の設置（1月4日）
- ・施策情報提供サイトの開設／復興に向けた情報提供（1月16日～）
- ・本部職員の増員派遣（1月29日～）
- ・中小企業アドバイザー（復興支援）派遣（募集開始：2月13日）

■生活再建：

- ・中小企業大学校三条校の提供

■事業基盤の再建・事業再建：

施設・設備の復旧・再建

- ・仮施設整備支援事業（案内開始：2月7日）

資金面の支援

- ・小規模企業共済災害時貸付（適用：1月4日）
- ・小規模企業共済特例災害時貸付（適用：1月11日、追加特例措置：1月26日）
- ・高度化貸付先に対する償還猶予等の負担軽減措置（適用：1月30日）
- ・能登半島地震復興支援ファンド（出資決定：3月29日）

■売上の回復・拡大、本格的な復興・風評への対応：

- ・中小企業総合展（Gift Show/FOODEX）被災地域出展者のPRの実施（Gift Show（2月6日～8日）、FOODEX（3月5日～8日））
- ・販路開拓・EC活用パートナー事業を活用したバイヤー等とのマッチング（食品雑貨等の展示商談会への出展：1月25日～26日、東京駅「復興応援フェア」開催：3月28日～31日）
- ・マッチングプラットフォームを活用した販路開拓等（特設サイト開設：1月30日）
- ・小規模事業者持続化補助金（災害支援枠）の創設（1次公募開始：1月25日）
- ・販路開拓パートナーとの協業によるクラウドファンディングの活用相談（相談窓口開設：2月9日）

(2) 顧客重視の業務運営 ～機構DXの推進～
業務改革を進め顧客に提供できる価値を高めサービスを向上す

	<p>・ 5年度における新たな業務提携協定等締結機関 15機関</p> <p>海外支援機関7機関（ウズベキスタン（雇用・貧困削減省マハラバイ労働・起業家開発庁、インドネシア（協同組合・中小企業省）、フランス（フランス貿易投資庁）、インド（ベンガルール商工会議所）、韓国（韓国中小企業中央会）、タイ（タイ王国投資委員会）、インドネシア（インドネシア商工会議所））</p> <p>金融機関等5機関（全国信用協同組合連合会、沖縄振興開発金融公庫、愛知県信用保証協会、阿波銀行、日本政策金融公庫徳島支店）</p> <p>支援機関等2機関（日本貿易保険、経済産業省九州経済産業局）</p> <p>地方公共団体1機関（大分県）</p> <p>・ 業務提携覚書締結機関（累計）394機関</p> <p>金融機関等240機関、支援機関等87機関、大学15大学、地方公共団体27機関、海外支援機関等25機関</p> <p>■DXの推進</p> <p>・ 4年度に策定したDX推進計画に基づき、5年度は、顧客への提供価値と業務品質向上及び付加価値作業時間の創出に向け、19の個別情報システムの整備を行い、順次運用を開始。データベース基盤の整備、データの一元化・蓄積を実施。</p> <p>・ 5年度に運用を開始したシステムの例</p> <p>共通申込システム：262の事業で事業申込を共通・オンライン化。顧客登録件数は312,047件。</p> <p>支援機関営業管理システム：接触履歴データの蓄積、見える化、ニーズに沿った組織横断的な提案・支援を実現。33,072件のデータを蓄積。</p> <p>(2) 機構の認知度向上による支援施策の利用促進</p> <p>○情報発信の強化による支援施策の利用促進</p> <p>・ 人手不足、物価高騰、事業承継・引継ぎ、スタートアップ等の社会的関心の高い課題や重点政策に関する情報を積極的に発信し、全国紙、テレビ局等の全国メディアに加え、全国地方新聞社連合会との意見交換会を開催するなど地方メディアともリレーションを強化し、パブリシティ活動を積極的に実施。また、デジタルメディア（ウェブ、ソーシャル）の活用も推進。</p> <p>・ J-Net21では、経営課題への対応に取り組む中小企業・小規模事業者に対し、課題解決に繋がる情報を積極的に発信。特に、人手不足、物価高騰、万博、スタートアップ等の特集を開設・拡充。また、能登半島地震の発生を受け、機構、国、自治体等の復興支援施策の情報を集約した特設ページを設けることで、被災地域の事業者や支援機関へいち早く提供。</p> <p>・ これらの結果、メディア掲載件数は4,773件（前年度4,761件）となった。また、機構の認知度は37.4%（前年度：33.1%）と前年を上回る結果となった。</p>	<p>べく、業務の充実と業務の効率化の両輪で機構DXを推進。</p> <p>4年度に策定したDX推進計画に基づき、5年度は、顧客への提供価値と業務品質向上及び付加価値作業時間の創出に向け、19の個別情報システムの整備を行い、順次運用を開始し、データベース基盤の整備、データの一元化・蓄積に取り組んだ。</p> <p>■運用を開始したシステムの一例</p> <p>・ 共通申込システム：5年6月運用開始。262の事業で事業申込を共通・オンライン化。顧客登録件数：312,047件。</p> <p>・ 支援機関営業管理システム：5年4月運用開始。接触履歴データの蓄積、見える化、ニーズに沿った組織横断的な提案・支援を実現。接触実績：33,072件。</p> <p>(3) 組織パフォーマンス、組織力の向上</p> <p>機構が実施する補助金事業の効果的かつ効率的な運用のため、機構内で複数の部門に分散する補助金事業を集約する組織の見直しを図り、5年4月に「イノベーション助成グループ」を新設。事業再構築補助金において、審査プロセスの見直し等を進め、交付を迅速化。</p> <p>中小企業大学校において、顧客のニーズに応え、アクセス面など更なる利便性の向上のため、九州校と関西校の都市型新拠点を開設し、地域本部との一体化でリソースを統合。</p> <p>デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行うPJMO（Project Management Office（プロジェクト推進組織））を支援するため、PMO（Portfolio Management Office（全体管理組織））を設置。</p> <p>(4) 5年度調達等合理化計画に基づく対応</p> <p>調達等合理化計画に基づき、一者応札・応募を回避し、競争性のある調達に取り組んだ。具体的には、毎年度継続して実施している業務の調達について、仕様書とあわせて前年度実績報告書等を提示。企画書提出型の調達においては、類似の内容でかつ調達時期の近い案件は、調達時期を調整することにより競争参加の機会の拡大を図った。</p> <p>また、入札公告掲載までに6か月以上の期間を設けた年間調達計画の公表、年6回の契約担当者情報共有会議で一者応札・応募削減の意識づけや調達の留意点の共有を行い、さらに調達合理化計画にある11項目のチェックシートの活用を徹底。</p> <p>5年度、新規競争契約における競争性のある契約は204件と</p>	
--	--	--	--

	<p>○関係府省等による支援施策の横断的な情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ J-Net 21 等、機構の運営するサイトでは関係府省や関係機関、地方公共団体等の支援情報を集約して掲載。特に地方公共団体の情報は、都道府県、政令指定都市等に加え、市町村まで情報を掲載（1,046万セッション）。 ・ e-中小企業庁&ネットワーク推進協議会の事務局として、巻頭コラムなど読者に関心の高いコンテンツを執筆するなどして、「e-中小企業ネットマガジン」を配信（実配信先数：58,982先） <p>○機構自らが実施する支援情報の発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機構ホームページは、利用者が必要とする情報を探しやすくするため、顧客目線による全面リニューアルを実施（1,409万セッション）。併せて、サイト更新業務の負担軽減などによる事務効率化を実現。 ・ 機構ホームページの特設ページや各施策の特設サイト、メルマガ「中小機構インフォメーション」の配信、SNS、YouTubeによる動画等、様々なメディアから積極的な情報発信を実施。 ・ 機構内の様々な支援情報を取りまとめ、「中小機構に聞こう！」（偉人シリーズ）をキャッチフレーズに、事業横断的な普及啓発業務を実施。中小企業・小規模事業者にとって身近な事例動画や記事を作成したほか、新聞やインターネット等を通じた情報発信を継続して実施。 ・ 機構公式SNS（Facebook・Twitter等）フォロワー合計：51,077（前年度：45,403） <p>○中企庁との連携による情報の発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業庁と緊密に連携し、コンテンツを協働して作成するとともに、J-Net 21の新規記事や企業事例をミラサポPLUSにも掲載し、ミラサポPLUSユーザーにメール配信を行うなど、中小企業・小規模事業者等に利便性の高い情報提供を行った。 <p>2. 組織パフォーマンス、組織力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新入職員研修や階層別研修において、機構の行動指針をテーマとした研修を実施。併せてその浸透と定着を図るため、役職員が行動指針を日頃から目にする機会を持てるよう、執務室での掲示や機構内ポータルサイトでのバナー掲載、社内報での周知・啓蒙等を行った。 ・ 業務効率向上と組織活性化を図るため、全部門・地域本部にて「みんなで改善実行運動」を実施。また、業務改善に係る社内報「かいぜんだより」での職場・職員紹介、社内ポータル内に設置した「機構スクエア」での各部門の取組発信等により、組織内の業務理解及びコミュニケーションの活性化を図った。加えて、業務の生産性向上を図るため、新たに規程管理システム及び名刺管理システムを導入。 ・ 新たな働き方の模索と執務環境改善を図るため、若手職員を中心としたプロジェクトチームで検討を進め、モデルオフィスの構築（一部執務室のリニューアル） 	<p>昨年度より3件増加。うち、一者応札件数は18件と昨年度より5件減少。</p>	
--	--	---	--

を実施。ABW（アクティビティ・ベースド・ワーキング）の考えに基づいたフリーアドレスを試行し、組織パフォーマンス向上に取り組んだ。

- ・機構内の複数の部門がそれぞれ担当していた補助金の交付・管理に係る業務について、同業務に係る知見や情報の共有及び活用による業務の質の向上並びに事務の効率化等の観点から組織を集約し、大規模な補助金の交付・管理に係る業務を担うイノベーション助成グループを設置。
- ・4年度に実施した人事評価制度の評価結果について、5年度の職員の賞与及び昇給の処遇に反映。

○データ利活用の促進

- ・中小機構のDXおよび各部門におけるDXを推進するにあたり、機構共通の各種システム（支援機関営業管理、共通申込、経営管理ツール等）の活用促進に向けたサポート及び要望対応を随時実施、システム説明会を実施するとともに、データ分析・活用に向けた先行事例説明会・ヒアリングを実施。また、機構内におけるシステム構築におけるノウハウや、データ分析・活用手法の共有を目的として、情報共有の場を開催。
- ・小規模事業者統合データベースでは、定期的な企業情報更新と支援実績データの月次名寄せ処理と併せ、名寄せAPIの開発などのユーザー利便性改善を目的とした機能追加を行った（名寄せ連携企業数 2,661,729件）

3. 業務改善と新たなニーズへの対応

- ・人手不足など喫緊の経営課題に対し支援策を見直しパッケージ化を図った。
- ・業務遂行上の問題を早期に発見し、迅速に対応することができるよう、四半期ごとの損益状況等の確認や事業の評価指標等の内部指標により、事業の進捗状況を把握した。

4. 業務運営の効率化

- ・運営費交付金を充当して行う業務については、第4期中期目標期間平均で2.5%の削減（新規追加分等を除く）

○給与水準の適正化とコスト削減に向けた改革の取り組み

- ・地域手当の適用率を自主的に抑制（国家公務員は1級地（東京特別区）20%のところ12%を維持。）。
- ・広域異動手当の適用率を自主的に抑制（国家公務員は300KM以上10%のところ3%を維持。）。

○対国家公務員給与比較

114.5ポイント（4年度113.9ポイント）
 地域勘案108.1ポイント、学歴勘案112.1ポイント、
 地域・学歴勘案106.6ポイント

■調達等合理化計に基づき、また以下の取組により、一者応札・応募を回避し、競

争性のある調達及び事務処理効率化等に取り組んだ。

○一者応札・応募削減に向けた取組

- ・毎年度継続して実施している業務の調達について、仕様書と併せて前年度実績報告書等を提示。
- ・企画書提出型の調達のうち、類似の内容でかつ調達時期の近い案件は、調達時期を調整することにより競争参加の機会の拡大を図った。
- ・入札公告掲載までに6か月以上の期間を設けた年間調達計画の公表を実施。
- ・発注担当者の競争性の確保に向けた意識づけのため、調達合理化計画にある11項目のチェックシートの活用を徹底。
- ・新規競争契約における一者応札件数は18件
- ・競争性のある契約：204件に対して18件（8.8%）

○事務処理効率化等を目的とした調達の改善

- ・年6回の契約担当者情報共有会議を開催し、調達等合理化計画の浸透を図るなど事務処理の効率化を図った。
- ・「調達の勘所」を作成し、一者応札・応募回避に向けた仕様書作成の注意点、業者ヒアリング等のポイント、予算積算のポイントなどを機構全体で共有。

○障害者就労施設等への優先調達

【評価指標】前年度実績額を上回ること

- ・5年度実績：139.1百万円（前年実績：155.0百万円）

○随意契約に関する内部統制の確立

【評価指標】入札・契約手続委員会による点検の実施

- ・5年度新たな随意契約：16件（前年実績：9件）

○不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

【評価指標】研修等の実施回数および各地域本部等への訪問指導回数

- ・各会計機関の会計担当職員を対象とした「契約担当者情報共有会義」を6回、「官製談合防止法研修会」（1月）を1回実施。

○大規模調達案件に係る再委託、外注に関する費用の適切性の確認

- ・契約監視委員会において、IT導入補助金、ものづくり・商業・サービス補助金、小規模事業者持続化補助金（一般型）、小規模事業者持続化補助金（共同・協業型）及び事業承継・引継ぎ補助金に係る事務局の履行体制の適切性について事後的に評価。

○5年度調達等合理化計画及び自己評価結果、契約監視委員会審議概要、関連法人との契約等については、機構ホームページで公表。

	<p>5. 業務の電子化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DX推進計画に基づき、機構横断的な業務を担う支援機関営業管理システム及び共通申込システムの運用を開始。運用定着に向けたサポート及び要望対応等を随時実施。 ・また、専門家管理業務の効率化を図る専門家管理システムの開発や、機構内データの活用に向けた経営管理ツールの構築を行い、6年度から運用を開始予定。 ・機構DXで目指す「顧客本位のサービスの充実」を図るべく、経営管理ツールを活用したデータ分析・活用に向けた先行事例を12月に策定し役員や関係部署、地域本部に説明を実施。 <p>【参考：稼働実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援機関営業管理システムの運用開始（5年4月）：案件登録件数34,929件 ・共通申込システムの運用開始（5年6月）：顧客登録件数210,841件（内本登録2,627件）、登録事業数289件 ・経営管理ツールの構築にともなうダッシュボード先行事例の作成（6年4月稼働に向けた先行事例）：7件 ・専門家管理システムの構築（6年4月稼働に向けた開発）：一次開発（公募プロセスのシステム化、専門家情報のデータベース化）実施および関連する人事規程の見直し等の実施 ・小規模事業者統合データベースで保持している企業情報と支援実績の情報を経営管理ツールへ連携。今後他の機構内データとの結合し、効果的な支援施策策定に活用をしていくための基盤を整備。 ・4年度、旧仮想化共通基盤上に所在するシステムについて、すべて新仮想化共通基盤への移行を完了していたが、5年度は旧仮想化共通基盤以外に所在していたシステムや新規のシステムについて仮想化共通基盤上での構築を進めた。 <p>6. 情報システムの整備管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報システムの整備及び管理を行うPJMOを支援するため、機構でのPMOが担う機能について検討し整理したうえで、PMOを設置。 ・引き続き、情報システムの開発案件について、委員会を開催して、投資対効果の観点も含めて議論したうえで、案件の調達に着手すべきかを判断。 ・オンプレミスで運用していた共通基盤上の各種システムのクラウド移行に加えて、新規で構築するシステムについても置き場所をクラウドとした。 ・クラウドサービスの利用率は、現状で95.7%。 ・オンライン手続きの利用実績は、現状で6,925件。 		
--	---	--	--

4. その他参考情報
—

1. 当事務及び事業に関する基本事項			
3	財務内容の改善に関する事項		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビューシート	

2. 主要な経年データ							
② 主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等	基準値 (前中長期目標期間最終 年度値等)	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	(参考資料) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
(別添) 中期目標、中期計画、年度計画					
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
	主な業務実績等	自己評価		評価	B
<p><主な定量的指標> —</p> <p><その他の指標> —</p> <p><評価の視点> —</p>	<p>1. 財務内容の改善その他の財務の健全性の確保に関する取組</p> <p>○小規模企業共済</p> <ul style="list-style-type: none"> 小規模企業共済資産の運用の基本方針に基づき、共済制度を安定的に運営していく上で必要とされる収益を長期的に確保するため、共済金の支払いに必要な流動性を十分に確保するとともに、安全かつ効率的な運用を行った。 4年度の運用状況を6月の資産運用委員会に報告し、適切な運用と評価を受けた。また、5年度上期の運用状況についても12月の資産運用委員会に報告。 4年5月に施行した新しい基本ポートフォリオに関しては、6月開催の資産運用委員会で初めての検証を実施し、その効率性が保たれていることを確認。 運用受託機関と四半期ごとのミーティングを行うとともに運用状況を適切にモニタリングし、評価基準に基づく運用評価を実施した。また、自家運用資産においては生命保険資産の予定利率引き下げに対する方針に従って一部解約を実施し、外国株式の委託運用においては今後のパフォーマンス回復が期待しにくいと判断した2つのファンドの解約を実施。 運用利回り 5年度 3.44% (4年度 0.36%) 当期総利益 2,704億円 利益剰余金 5年度 7,334億円 (4年度 4,630億円) <p>○中小企業倒産防止共済</p> <ul style="list-style-type: none"> 中小企業倒産防止共済制度に係る共済金貸付回収については、回収専門人材（経営セーフティ共済相談員等）や顧問弁護士の活用等、専門的なノウハウを導入した債権管理・回収体制を引き続き強化した。また、高額貸付先に対する貸付直後 	<p><評価と根拠></p> <p>評価： B</p> <p>根拠： 以下の通り、計画を着実に実施したため、B評価と判断。</p> <p>急激な円安の進行等で市場環境が変動する中、小規模企業共済の着実な運用やファンド事業の厳格な審査・モニタリングの実施により、機構全体で7,601億円（交付金未執行額の収益化を含む）の黒字を計上し、安定的な財務基盤を確保。</p> <p>(1)一般勘定</p> <ul style="list-style-type: none"> ファンド事業の期間損益は、各ファンドの投資実績・運営体制等の厳格な審査や投資後の適切なモニタリングの結果、新興市場が低迷する中でも、年度損益で4.3億円の黒字、累積損益でも685億円の累積利益を確保。 高度化事業において、都道府県に対する債権管理、債権回収に係る支援策の拡充により不良債権を119億円削減（約512億円から約393億円）。 <p>(2)小規模共済勘定</p> <ul style="list-style-type: none"> 小規模企業共済の運用において、4年5月に改定した基本ポートフォリオの効率性を検証するとともに、市場環境が変化 		<p><評価に至った理由></p> <p>所期の目標を達成しており、B評価とした。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <p>(経営に関する有識者からのコメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> 急激な円安の進行など市場環境が変動する中、安定的な財務基盤を確保できたことは大いに評価できる。また、各ファンドにおいても投資後の適切なモニタリングにより累積利益を確保していることは今後の運営に期待できると思われる。 	

	<p>の現況確認、延滞発生直後の早期対応を徹底するとともに、長期延滞者に対する法的措置を実施するほか、個人保証の原則撤廃や償却基準の見直しにより、債務者の負担および管理コストの軽減を図るなどして、着実な債権回収を進めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記に加え、5年度からは一層の回収率の向上を目的に、貸付先の経営改善や経営悪化の防止を図るべく、延滞発生前の貸付先に対し、経営セーフティ共済相談員を中心に機構の経営支援策を周知（累計回収率：5年度 85.7%）。 <p>○インキュベーション施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設整備等勘定については、インキュベーション施設入居率向上による収入増加を通じ、収支改善・自己収入の確保を図った。 <p>■高度化事業</p> <p>○新規貸付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規貸付決定先A方式11件、B方式7件について決算書及び診断報告書から事業計画、償還能力の妥当性を検証し確実な審査を実施。 ・貸付けにあたっては、事業計画の進捗に合わせて複数回の現地支援を実施し、財務状況の精査、償還能力の確認等のほか、診断・助言への対応状況の確認を行うことにより適切な審査を実施。 <p>○正常償還先の経営状況の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正常償還先については、都道府県ヒアリング、決算書による財務分析・実態バランスの把握、貸付先に対する個別ヒアリングの実施などにより適切な経営状況の把握を実施、情報の相互交換に努めた。 <p>○条件変更先に対するアドバイザーによる経営支援の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条件変更を行っている貸付先の経営力強化や課題解決を支援するため、職員及び専門家による経営支援等を実施（支援先15先、支援日数132.5日）。 <p>○都道府県に対する債権管理、債権回収に係る支援策の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高度化事業の債権の回収については、5年度も償還状況や完済の見通しに基づく貸付先の分類化を継続して、定期ヒアリング等を通じて貸付先ごとの分類を都道府県と共有したうえで、都道府県との回収方針の明確化を推し進めた。 ・定期ヒアリングや回収困難な貸付先を抱える都道府県との個別具体的な協議をオンラインにより実施。 ・債権管理、回収に係る都道府県への支援策として、債権管理アドバイザー業務、調査・アドバイザリー業務及び回収委託支援業務を引き続いて実施。 <p>A) 債権管理アドバイザーの派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ・債権管理アドバイザーを5人確保し、都道府県に対して、債権管理・回収に係るアドバイスを6回実施。 <p>B) 調査・アドバイザリー業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・債権回収調査会社による調査・アドバイザリー業務を12県で17件実施。 <p>C) 回収委託支援業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・債権回収会社及び弁護士法人による回収委託支援業務を4県で20件実施したこ 	<p>する中、リバランスの実施等により同ポートフォリオに沿った適切な運用を行い、2,704億円の単年度利益を実現。5年度末の利益剰余金についても、7,334億円となり財務基盤を維持。</p> <p>(3)産業基盤整備勘定（財務省共管業務）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・債務保証先に対しては、その業況に応じた層別管理を実施し、貸付金融機関と連携して保証先の業況や返済状況を確認するなど適切に対応。 ・また、三セクについては、経営状況の把握、配当要求、株式処分の申入れ及び経営健全化計画の進捗状況の管理など適切に実施。 <p>○保有資産の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の方針に基づき、試作開発型事業促進施設（テクノフロンティア）の2施設、中心市街地都市型産業基盤施設1施設の譲渡を行い、対象となるすべての施設の対応を完了した。 	
--	---	--	--

とにより、債務の削減に大きく貢献。

○不良債権の削減額

- ・不良債権全体では約512億円から約393億円へと約119億円削減
- ・個別債務先の財務内容を分析することなどにより、状況に応じた適切な管理を実施するとともに、返済条件変更に係る運用指針等に基づき、中長期的な資金収支等の検証を行い、債権回収の最大化に注力。

○債務保証業務

- ・自己査定を的確に行い、債務保証先の業況に応じた層別管理を実施し、貸付金融機関と連携して保証先の業況や返済状況を確認するなど適切に対応。
- ・5年度の保証履行（代位弁済）はなし。

※機構設立以降の新規保証38社／242億円 代位弁済1.9億円 代位弁済率0.8%

- ・求償権管理については、債権管理・回収の専門的知識と経験を有する専門員を活用し、求償先の状況を定期的に把握し、状況に応じた回収を実施。
令和5年度 求償権回収額：5社4百万円、求償権償却：1社86百万円
- ・債務保証料収入32百万円、求償権残高1,457百万円

■出資三セク事業（出資承継勘定を含む）全体のまとめ

- ・機構が株式を保有する第三セクターは、令和4年度期首時点で73社、令和5年度期末時点では70社。
- ・地方公共団体等との情報交換や協議は、本部担当部と地域本部等で50社に対して延べ99回実施。経営改善等協議を行ったものは27社で延べ60回。
- ・いずれの先においても、決算時及び日常的なヒアリングを通じ、経営状況を適切に把握。適切な配当を求めるとともに、事業の政策的意義、地域経済への諸影響にも留意しつつ、実際に株主総会に極力出席などして、株式処分に向けての申入れや経営状況の改善を求める等の適切な管理を実施。

○出資事業（構造転換三セク、繊維三セク）

- ・旧構造転換法、旧繊維法に基づき出資している4社を管理した。
- ・1社において配当を実施。配当収入7百万円。

○出資事業（高度化三セク、中心市街地三セク）

- ・旧中小企業総合事業団法、改正前中心市街地活性化法、旧地域公団法に基づき出資している43社を管理。
- ・高度化三セク3社清算が完了。清算分配金166.6百万円。
- ・高度化三セク1社において配当を実施。配当収入0.5百万円。

○出資事業（FAZ三セク）

- ・旧輸入・対内投資法に基づき出資している6社を管理。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 社において配当を実施。配当収入 2. 0 百万円。 <p>○出資事業（頭脳三セク及びOA三セク）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 旧頭脳立地法及び地方拠点法に基づき出資している 1 6 社を管理。 ・ 頭脳三セク連絡会及びOA三セク連絡会に参加し、管理経費節減や入居促進等にかかる意見交換を行うなど、経営改善に向けた取組みを実施。 ・ 頭脳三セク 1 社において配当を実施。配当収入 1. 9 百万円。 <p>○出資事業（新事業三セク）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 旧新事業創出促進法に基づき出資している 4 社を管理。 ・ 2 社において配当を実施。配当収入 6. 5 百万円。 <p>○産業用地事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地譲渡割賦債権等については、債務者の業況等のモニタリングを実施し、個別債務者の財務内容を分析する等により、状況に応じた適切な措置を講じ、回収を進めた。土地譲渡割賦債権等回収額 6 億円。残高 1 5 億円（貸倒引当金 8 億円）、うち破産更生債権等 9 億円（貸倒引当金 8 億円）。 <p>○ファンド出資事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ファンド出資事業においては、各ファンドの投資実績・運営体制等の厳格な審査や投資後の適切なモニタリングの結果、新興市場が低迷する中で 4. 3 億円の黒字を確保。 <p>2. 保有資産の見直し等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 試作開発型事業促進施設（テクノフロンティア）については、テクノフロンティア堺（譲渡額 合計 3 4 8. 8 百万円）及びテクノフロンティア伊丹（同 5 5 5. 4 百万円）の 2 施設の売却を実現。全ての施設の譲渡が完了。 ・ 中心市街地都市型産業基盤施設についても、三鷹産業プラザ（譲渡額 1 9 3. 8 百万円）の売却を実現。全ての中心市街地都市型産業基盤施設の譲渡が完了。 ・ 一般勘定資産について、第 2 期中期目標において国庫納付することとした 2, 0 0 0 億円（第 3 期目標期間迄に 9 4 9 億円国庫納付済）について、残余额のうち、5 2 7 億円を国庫納付予定。 ・ 債務保証業務については、経済産業省と債務保証業務のあり方等について継続的な情報交換を実施。 ・ 第 2 種信用基金においては、経過業務に係る債務保証残高が減少しておらず、不用額が生じていないことを確認。 ・ 施設整備等勘定においては、業務運営等に必要となる資産額の検討を行い、必要額を超える分がないことを確認。 ・ 中小企業大学の施設については、研修利便性の向上に係るエレベータ改修工事、安全性の向上に係る外壁、屋根等の改修を実施。 		
---	--	--

	<p>3. 剰余金の使途</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般勘定の利益剰余金については、事業承継・引継ぎ支援、生産性向上、新事業展開の促進、創業や事業再構築の支援、経営環境の変化等の業務に充当。 ・産業基盤整備勘定の利益剰余金については、債務保証業務等に充当。 ・小規模企業共済勘定の利益剰余金については、小規模企業共済業務に充当。 ・中小企業倒産防止共済勘定の利益剰余金については、中小企業倒産防止共済業務に充当。 <p>4. その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>■施設及び設備に関する計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業大学校及びインキュベーション施設の建物、設備等の修繕及び改修工事の実施。また、能登半島地震に伴う緊急修繕工事を行った。 ・449百万円（旭川校、仙台校、三条校、東京校、広島校、人吉校） <p>※能登半島地震に伴う緊急修繕：三条校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1,006百万（インキュベーション施設 24施設） <p>■人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営費交付金や自己資金等の財源の状況を踏まえ、適切な職員数の管理に努め、新卒採用の他、社会人採用や任期付職員採用を実施し、事業の実施に必要な人員を確保・配置（常勤職員数（任期付職員等を含む） 766人） <p>5. 積立金の処分に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主務大臣の承認を受けた前中期目標期間繰越積立金（2,736億円）については、下記の事業・業務等に充当（5年度充当額5億円）。 5年度末前中期目標期間繰越積立金残高 440億円 ・一般勘定（ファンド出資事業に係る出資業務等） 5年度充当額 4億円 5年度末前中期目標期間繰越積立金残高 139億円 ・産業基盤整備勘定（第二種信用基金に係る債務保証業務等） 5年度充当額 0.7億円 5年度末前中期目標期間繰越積立金残高 2億円 ・小規模企業共済勘定（小規模企業共済勘定に係る共済業務等） 5年度充当額 実績なし 5年度末前中期目標期間繰越積立金残高 299億円 ・中小企業倒産防止共済勘定（自己財源取得償却資産に係る減価償却費等） 5年度充当額 0.2億円 5年度末前中期目標期間繰越積立金残高 実績なし 		
--	---	--	--

4. その他参考情報
—

1. 当事務及び事業に関する基本事項			
4	その他業務運営に関する重要事項		
当該項目の重要度、困難度		関連する政策評価・行政事業レビューシート	

2. 主要な経年データ							
③ 主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等	基準値 (前中長期目標期間最終 年度値等)	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	(参考資料) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価			
(別添) 中期目標、中期計画、年度計画			
主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
	主な業務実績等	自己評価	評価 B
<主な定量的指標> — <その他の指標> — <評価の視点> —	1. 内部統制の充実及びコンプライアンスの推進等 ・各部門におけるリスクの把握・評価を基に、機構全体として初めてリスクマップを作成し、重大リスクを可視化。これをリスク管理委員会及び内部統制委員会で報告。両委員会では、情報セキュリティやコンプライアンス推進体制・プログラムについても報告し、内部統制の維持・向上に向けた取組を実施。 ・災害対策支援部及び地域本部と連携し、防災マニュアルを改定。災害発生時の連絡方法を見直し、迅速な安否確認等の実施体制を確認。 ・高度化事業等リスク管理委員会を開催し、信用リスク管理体制の強化に向けた対応状況等について審議。審議結果及び高度化事業を含む金融関連業務に関するリスク管理状況をリスク管理委員会及び内部統制委員会へ報告。また、金利上昇に伴い満期保有債券の含み損が顕在化した場合のリスクについても新たに報告。各委員会での意見や助言を踏まえ、適切な業務運営を実施。 ・内部監査は、個別監査テーマ毎に事前調査等により監査ポイントを明確にした内部監査実施計画を作成し、効率的に監査を実施。情報セキュリティ監査は、より高度な専門的知見を必要とするため、外部専門機関を活用して監査を実施。また、監査結果に対する被監査部門の改善措置について、適時フォローアップを行い状況確認。監事とは適宜、情報交換を実施し、監事・会計監査人による三様監査連絡会も5回実施する等、監査に係る情報共有を推進。 ・令和5年度コンプライアンス・プログラムに基づき、階層別研修や全役職員・専門家・派遣職員、大専業業務委託先を含むEラーニング等の研修を実施。また、	<評価と根拠> 評価： B 根拠： 以下の通り各種計画等を踏まえ着実に実施したため、B評価と判断。 (1)社会課題への対応（支援ノウハウを活用したSDGs・カーボンニュートラル支援の推進） ・中小企業等のSDGsやカーボンニュートラルへの取組を促進するため、経営相談等、様々な手法を用いて多面的に支援を実施。特に、これまでのSDGs・CNの支援ノウハウを活用し、地域の中小企業支援機関等が現場で活用できるQ&A集を整備し、地域の中小企業支援機関等を通じたSDGs・CN支援を推進。 (2)ダイバーシティへの対応 ・多様な働き方を実現するため、「定年年齢の段階的引上げ」や「勤務エリア限定職制度の見直し」、「週次勤務シフト導入・年休取得単位緩和」等の様々な人事制度改革を実施。 ・また、次世代育成推進法及び女性活躍推進法に基づく行動計画に基づき、特に管理職における女性職員の積極的な登用や男性の育児休業取得促進等による仕事と家庭の両立支援を	<評価に至った理由> 所期の目標を達成しており、B評価とした。 <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> — <その他事項> (経営に関する有識者からのコメント) ・中小企業自らが省エネやカーボンニュートラルに積極的に取り組むための環境整備や意識醸成とともに資金的な支援策を強化することを機構に期待したい。 ・常に新たな支援課題が出てくるので、機構の進めるべき活動とそれを支える人材の育成など、ますます高度化していくことと思われる。

自主的な取組として職場でのコンプライアンス・ミーティングの開催を推奨し、98回開催・延べ1,090人が参加する等、コンプライアンス意識を醸成。

- ・機構WAN業務において、ヘルプデスクを通じてのユーザーからの要求対応、監視システムによるイベント管理、CSIRTによるインシデント管理の内容をふまえ、引き続き機構WAN業務の運用マニュアルの見直し・整備を進めた。
- ・小規模企業共済の無資格加入に関する通報事案について、①加入時の資格確認事務のより適切な運用、②契約者に係る加入資格の合致状況の確認、③契約者に係る個人情報の管理徹底を行うとともに、役員会等で合致状況確認調査を行うこととした。

2. 様々な専門スキルを持った人材の確保・育成

- ・令和5年度より、社会人採用者の仲間意識の醸成と機構内のネットワークの拡大を図りながら、職員自身が講師を務め、仕事のやり方・進め方も含めた中小機構の支援業務の理解、機構職員としての役割や今後のキャリアについて考える機会として、社会人2年目研修を実施。
- ・マネジメント力の維持・向上及び業務遂行マネジメント能力の開発を図るため、管理職員及び課長代理級職員に対して、人事グループが指定するカテゴリーから自ら選択したテーマについて、外部機関が主催する研修を2年間に1回受講することを必須として4年7月より運用開始。令和5年度は298人が受講。
- ・令和5年度研修計画に基づき、職員の適性や能力開発段階に応じた育成を図るため多様な研修制度を運用。コミュニケーションの活性化や質的向上を図るため集合型研修および宿泊型研修を再開しつつも、オンライン研修やEラーニングを柔軟に取り入れながら、87テーマ、研修回数105回、受講者数延べ3,302人。業務能力開発教育制度は、延べ121人が活用。
- ・部長、地域本部長を対象に、各々に求められる役割・期待行動、リーダーシップをテーマとした研修を実施したほか、各階層に求められる職務遂行能力向上を図った。また、26年度から組織的に取り組んでいる新入職員に対するOJTについて、職場で実際に指導するトレーナー向け研修を実施。
- ・職員の専門性向上、施策や支援ノウハウ習得、研修を通じたネットワーク構築や視野の拡充を図るため、中小企業診断士養成課程へ5人、省庁や外部研修機関が実施する新政策、会計事務、内部監査、プロジェクトマネジメント、システム開発等の専門分野の研修にのべ62人の職員を派遣。
- ・若手職員に関しては、将来の機構職員としてのキャリアパスが描きやすくなるよう、在籍2、3年の職員を中心に各部門の体制を考慮したうえで、機構職員に必要な共通的・基盤的専門性を習得できる様な配置換えを推進。一方、中堅職員に関しては適材適所の配置を踏まえて人事調書をもとにした本人の意向、職歴及び保有資格を総合的に勘案し、各々の専門性を高める人事異動を推進。
- ・機構の事業ニーズに適合する実務経験を有する人材を22人採用したほか、外部機関への職員派遣を実施。

施（女性管理職割合12.3%(前年10%)、男性の育休取得7人(前年9人)）。役職員を対象としたオンライン研修も実施。

(3)機構内人材育成

- ・職員の適性や能力開発段階に応じた育成を図るため多様な研修を実施。コミュニケーションの活性化や質的向上を図るため、オンライン研修やeラーニングを柔軟に取り入れながら、集合型研修及び宿泊型研修を再開。87テーマ・105回(前年66テーマ・89回)の研修を通じ、人材育成を推進(延べ3,302人受講)。

(4)内部統制の充実及びコンプライアンスの推進等

- ・各部門におけるリスクの把握・評価を基に、機構全体として初めてリスクマップを作成し、重大リスクを可視化。これをリスク管理委員会及び内部統制委員会で報告した。両委員会では、情報セキュリティやコンプライアンス推進体制・プログラムについても報告し、内部統制の維持・向上に向けた取組を実施。
- ・また、5年度のコンプライアンス・プログラムに基づき、階層別研修や全役職員、専門家、派遣職員、大学校業務委託先を対象にEラーニング等の研修を実施。自主的な取組として職場でのコンプライアンス・ミーティングの開催を推奨し、コンプライアンス意識の醸成を図った(98回開催・延べ1,090人参加)。

【指摘事項への対応】

■会計検査院指摘に基づき改善の処置を講じた事項(4年度決算検査報告)

- 熊本地震に係る被災中小企業施設・設備整備支援事業の貸付原資の滞留について
 - ・貸付金の規模の見直しが行われておらず、使用見込みのない状況となっていた資金について、指摘を踏まえ、県との協議を行い、貸付事業に係る県貸付金の規模の見直しを行って使用見込みのない機構貸付金を償還するよう県に対して求め、5年5月31日に返還を受けた。
- 小規模事業者持続化補助金の原資として交付した事業費の滞留について
 - ・使用見込みのない事業費が当機構に返還されないまま事務局に

	<ul style="list-style-type: none"> 多様な働き方を実現するため、「定年年齢の段階的引上げ」や「勤務エリア限定職制度の見直し」、「週次勤務シフト導入・年休取得単位緩和」等の様々な人事制度改革を実施。また、管理職における女性職員の積極的な登用や男性の育児休業取得促進による仕事と家庭の両立を支援。（女性管理職割合12.3%(前年10%)、男性の育休取得7人・(前年9人)） 次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく行動計画（3年4月2日～8年4月1日）（実績：6年4月1日時点） <ul style="list-style-type: none"> 目標1 新規採用者に占める女性職員の割合35%以上：32.6% 目標2 男性職員の平均勤続年数に対する女性職員の平均勤続年数の割合80%以上：73.1% 目標3：管理職に占める女性職員の割合12%以上：12.3% 目標4：育児休業やその他育児支援制度について、性別を問わず利用しやすい環境を整備し、制度の利用を促進：男性の育児休業取得者数7人 高い専門性と支援意欲を持つ外部専門家3,416人を登録・活用し、機構全体としての専門性・多様性の確保・強化を実施。 <p>3. 情報公開による透明性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人通則法に基づく業務実績等報告書を機構ホームページに公表（5年6月）。業務方法書を改正した際には、同方法書を通則法に基づき認可後速やかに機構ホームページに公表（5年4月）。 その他法律や閣議決定等に基づき、財務、監査、入札・契約関連情報、給与実態等の情報を機構ホームページにおいて迅速にわかりやすく公表。 <p>4. 情報セキュリティの確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 5年7月4日付で「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」が改正されたことをうけ、情報セキュリティ管理規程や関連する規程・要領等の改正を実施。また、標的型攻撃メール訓練や定期的なセキュリティ研修、自己点検を引き続き実施した。 	<p>滞留していたことについて、指摘を踏まえ、使用見込みのない事業費のうち、事務費概算払分を差し引いた額を5年5月10日に返還を受けた。</p> <p>■中小企業庁からの指導事項</p> <p>○中小企業等事業再構築促進補助金における個人情報流出について</p> <ul style="list-style-type: none"> 事務局が補助金応募者の個人情報を流出した事案について、指導を踏まえ当機構と事務局において原因分析を行い、セキュリティ強化に向けた再発防止策を講じた（5年9月27日に中小企業庁に対して報告）。 <p>○中小企業等事業再構築促進補助金における採択者情報の不正持ち出しの疑いについて</p> <ul style="list-style-type: none"> 事務局の元職員が不正に情報を持ち出した疑いのある事案について、指導を踏まえ当機構と事務局において原因分析を行い、不適切なアクセスや操作の感知やアクセス制限の実施をはじめとした再発防止策を講じた（6年3月28日に中小企業庁に対して報告）。 <p style="text-align: right;">以上</p>	
--	--	--	--

4. その他参考情報
—

(別添) 中期目標、中期計画、年度計画

項目別調書NO	対応する中期目標	対応する中期計画	対応する年度計画
---------	----------	----------	----------

<p>I-1 事業承継・事業引継ぎの促進</p>	<p>1. 事業承継・事業引継ぎの促進</p> <p>2025年までに70歳を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約245万人存在し、うち約半数の127万人が後継者未定であり、現状を放置し、廃業が急増すると、今後10年間の累計で約650万人の雇用、約22兆円のGDPが失われるおそれがあると言われている。</p> <p>こうした状況を踏まえ、「新しい経済政策パッケージ」及び「未来投資戦略2018」において、10年間程度を事業承継の集中実施期間とした取組の強化を掲げたところ。</p> <p>機構は、中小企業・小規模事業者の事業承継・事業引継ぎを総合的に支援するため、全国の事業引継ぎ支援センター及び地域の中小企業支援機関等への支援ノウハウの提供、支援上の課題への助言、施策情報の提供、事業引継ぎマッチング支援の促進、事業の円滑な承継・事業再編を対象としたファンドへの出資等を行う。</p>	<p>1. 事業承継・事業引継ぎの促進</p> <p>2025年までに70歳を超える中小企業の経営者は約245万人存在し、うち約半数の127万人が後継者未定であり、現状を放置し、廃業が急増すると、今後10年間の累計で約650万人の雇用、約22兆円のGDPが失われるおそれがあると言われている。</p> <p>こうした状況を踏まえ、政府は、「新しい経済政策パッケージ」及び「未来投資戦略2018」において、10年間程度を事業承継の集中実施期間とした取組の強化を掲げたところ。</p> <p>機構は、中小企業・小規模事業者が直面している事業承継・事業引継ぎに関する問題を総合的に解決するため、全国の事業引継ぎ支援センター及び地域の中小企業支援機関等における事業承継・事業引継ぎ支援に関する支援ノウハウの提供、支援上の課題への助言、施策情報の提供、事業引継ぎマッチング支援の促進等を行う。また、事業承継・事業引継ぎ等に対する資金の供給を円滑にするため、事業の円滑な承継・事業再編を対象としたファンドへの出資を図る。</p> <p>令和2年度補正予算（第1号）により措置された出資金については、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月7日閣議決定）に基づいて措置されたことを認識し、新型コロナウイルスの影響により業況が悪化した、地域の核となる事業者の再生・第三者承継を支援する「中小企業経営力強化支援ファンド」の創設に活用する。</p> <p>令和2年度補正予算（第2号）により措置された出資金については、新型コロナウイルス感染症対策の強化を図るために措置されたことを認識し、新型コロナウイルスの影響により業況が悪化した、地域の核となる事業者の再生・第三者承継を支援する「中小企業経営力強化支援ファンド」の拡充のために活用する。</p> <p>令和2年度補正予算（第1号及び第2号）により実施する事業は令和2年度の途中から講じられるが、同年度及びそれ以降の業務実績等報告書に実施状況を記載する。</p> <p>令和3年度補正予算（第1号）により追加的に措置された出資金については、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）に基づき措置されたことを認識し、長期化するコロナ禍の影響により業況が悪化した地域経済の中核となる中小企業等の経営力強化と成長を支援する「中小企業経営力強化支援ファンド」の拡充のために活用する。</p> <p>令和3年度補正予算（第1号）により実施する事業は、令和3年度の途中から講じられるが、同年度及びそれ以降の業務実績等報告書に実施状況を記載する。</p>	<p>1. 事業承継・事業引継ぎの促進</p>
------------------------------	--	---	-------------------------

	<p>(1) 事業承継・事業引継ぎへの支援</p> <p>機構は、より多くの中小企業・小規模事業者の円滑な事業承継・事業引継ぎを促進するため、以下の取組を行う。</p> <p>事業承継においては、経営に関するノウハウの継承や後継者の育成のために早期・計画的な準備着手の必要があるが、準備を先送りしているケースが多い。また、潜在的に事業承継の問題を抱えているにもかかわらず、誰にも相談せずに承継時期を迎えてしまい、廃業してしまうといった実態がある。こうした実態に対して、地域の中小企業支援機関等では、相談を待ち受けるだけでなく、事業承継に係る問題を認識しているものの相談をしない経営者や事業承継に係る問題を認識していない経営者に対して率先して声掛けを行うなど、問題解決のための支援が課題となっている。しかしながら、このような課題について地域の中小企業支援機関等の認識が必ずしも十分ではないことから、機構では支援能力向上や継続的な支援ができる体制構築に向けて、専門家の派遣等による助言、研修、優良事例の情報共有等の支援を積極的に行う。</p> <p>また、事業引継ぎにおいては、親族や従業員、後継者がいない中小企業・小規模事業者の経営者にとって、M&A等の第三者承継が有効な解決策であるとの認識や第三者承継に関する知識を有していないために、廃業してしまうという実態もある。国が都道府県ごとに設置する中小企業・小規模事業者に対する一義的な支援機関である事業引継ぎ支援センター（以下「センター」という。）が個々の中小企業・小規模事業者を支援しているが、機構はセンターがどのような課題に直面し、それに対応するために機構に対してどのような支援ニーズを持っているかを把握することが重要である。具体的には、難度の高いM&A案件に対応するため、各地のセンターが蓄積した支援情報の相互共有や法務・税制面等を踏まえた高度・専門的な助言への支援、各地のセンターが独力では把握が困難な、他のセンターや、地域金融機関、民間仲介会社等の民間支援機関（以下「民間支援機関等」という。）が保有する売り手側企業と買い手側企業の企業情報数の増加や、各地のセンターが保有する売り手側企業と買い手側企業の事業引継ぎの条件等に係る情報を補完するため、民間支援機関等が保有する企業情報の的確な内容と鮮度の高い情報の活用といったニーズがある。</p> <p>これらを踏まえ、機構が担う中小企業事業引継ぎ支援全国本部（以下「全国本部」という。）では、各地のセンターに対して、M&A案件に対応するためのノウハウや法務・税制面に係る知識を相談・助言、研修、優良事例の情報共有等を通じて提供する。</p>	<p>(1) 事業承継・事業引継ぎへの支援</p> <p>①地域の中小企業支援機関等への支援を通じた事業承継の促進</p> <p>より多くの中小企業・小規模事業者の事業承継・事業引継ぎを促進するため、機構の知見とノウハウを結集し、地域の中小企業支援機関等が能動的に事業承継支援を行うために必要な支援能力の向上や継続的な支援を行うための仕組み作り等、地域の中小企業支援機関等が抱える支援上の課題解決に向けて、専門家の派遣等による相談・助言、講習会、優良事例の情報共有等の支援を積極的に行う。</p> <p>②全国の事業引継ぎ支援センターへの支援</p> <p>後継者不足に問題を抱えている中小企業・小規模事業者に対し、全国の事業引継ぎ支援センターが実施する相談・助言及びマッチング支援を通じた事業引継ぎを促進するため、中小企業事業引継ぎ支援全国本部として、各地の事業引継ぎ支援センターの支援能力向上や体制構築のための助言等を実施する。</p> <p>また、マッチングに至る機会を増加させるため、広域マッチング支援に取り組むとともに、事業引継ぎ支援データベースの情報量及び情報の質の充実に向けて、相談者数の増加に資する広報の実施や、質の高い案件情報を保有する地域金融機関、民間仲介会社等の民間支援機関によるデータベースへの案件登録及びマッチングへの参加を促す。</p> <p>さらに、登録民間支援機関やマッチングコーディネーター等の地域における事業引継ぎ実務の担い手の育成等を含め、マッチングの促進に向けた体制整備を行う。</p> <p>なお、事業引継ぎ支援センターへの相談案件の一定割合が経営改善・事業再生を必要としている現状に鑑み、中小企業事業引継ぎ支援全国本部と中小企業再生支援全国本部の緊密な連携が取れる体制での事業マネジメントを行うとともに、各地の事業引継ぎ支援センターが中小企業再生支援協議会に経営改善が必要な案件を紹介するなど、双方の一層の連携強化を図る。</p>	<p>(1) 事業承継・事業引継ぎへの支援</p> <p>①地域の中小企業支援機関等への支援</p> <p>・より多くの中小企業・小規模事業者の事業承継・事業引継ぎを促進するため、国や都道府県が実施する支援施策等や事業承継・引継ぎ支援センターとの連携を図りつつ、地域の中小企業支援機関等の職員等が能動的に事業承継支援を行うために必要な支援能力の向上や支援の仕組み作り及び中小企業・小規模事業者等への事業承継への支援の実施に関する相談・助言、講習会等を行う。これらの取組を通じ、機構が支援した事業承継に関する支援者数を5,000者以上とする。</p> <p>・地域の中小企業支援機関等の支援能力の向上のため、中小企業・小規模事業者の経営者・後継者に対し専門家を派遣し、相談・助言等を行う。</p> <p>・事業承継・事業引継ぎを促進するため、中小企業・小規模事業者等への事業承継の早期・計画的な取組の必要性に関する気付きを与えるためのツール等の提供を行うとともに、施策情報の普及・啓発を図るためのフォーラム等を行う。</p> <p>②全国の事業承継・引継ぎ支援センターへの支援</p> <p>・後継者不足に問題を抱えている中小企業・小規模事業者の円滑な事業承継・引継ぎを支援するため、全国の事業承継・引継ぎ支援センター等に対して、支援能力向上のための相談・助言、研修等を実施する。また、事業承継・引継ぎの重要性の周知、事業承継・引継ぎ支援センターの認知度向上及び事業承継・引継ぎ支援の担い手の育成等を目的として、地域の中小企業支援機関等に対して講習会等を実施する。</p> <p>これらの取組を通じ、機構が支援した支援者数を5,000者以上とする。</p> <p>・事業承継・引継ぎ支援センターへの相談者数を増加させるため、ダイレクトメール送付、事例動画等の広報施策の実施により、経営者及び地域の中小企業支援機関等に対して幅広く訴求する。</p> <p>・事業承継・引継ぎの促進を図るために、地銀・信金や民間のM&A仲介会社等にとっても魅力的な多くの案件を有する利便性・信頼性の高いデータベースを構築・運営するほか、創業に係る支援機関等と連携しつつ、後継者人材バンクの効果的な活用を促進する。</p> <p>・ノンネーム情報連絡会等を通じ、県域をまたいだマッチング支援の強化に取り組む。</p> <p>・以上の取組を通じ、事業引継ぎにおける広域の成約件数を260件以上とする。</p>
--	--	---	---

	<p>また、全国本部では、各地のセンターや民間支援機関等に寄せられている売り手・買い手の情報を、他のセンターが検索・閲覧等することによって、手持ち案件のマッチングに至る機会を増やすことができるよう、事業引継ぎ支援データベースに掲載する相談企業数を増加させるとともに、全国本部にて注力する広域マッチング支援を推進する。</p> <p>さらに、全国本部では、各地のセンターの手持ち案件について、民間支援機関等が把握している独自情報も活用することでマッチングに至る機会を増やすため、事業引継ぎ支援データベースにおいて民間支援機関等有する企業情報の的確な内容と鮮度の高い情報を取り込むことによって、売り案件と買い案件の希望条件等の情報の質を充実させる。</p> <p>なお、業況や財務内容等が芳しくないことで現状のままでは売り手側企業としての魅力に乏しい相談者については、マッチング先の探索の前に経営改善が必要であるため、各地のセンターが中小企業再生支援協議会に経営改善が必要な案件を紹介することなどができるよう、中小企業再生支援全国本部との一層の連携強化を図る。</p>		
	<p>(2) 事業承継ファンドへの出資の強化</p> <p>機構は、事業承継・事業引継ぎ等に対する資金の供給を円滑化するため、地域金融機関等と連携し、事業承継・事業再編を対象としたファンドへの出資の強化を通じてこれらの円滑な進展を図る。</p>	<p>(2) 事業承継ファンドへの出資の強化</p> <p>地域金融機関等と連携し、事業承継・事業再編を対象としたファンドへの出資の強化を通じてこれらの円滑な進展を図り、事業承継・事業引継ぎ等に対する資金の供給を円滑化する。組成したファンドに対しては、継続的なモニタリング等を徹底することによりガバナンスを向上させるとともに、各種情報提供や事業引継ぎ支援センターとの連携等を行うことにより、中小企業・小規模事業者の事業承継を支援する。</p>	<p>(2) 事業承継ファンドへの出資の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域金融機関等と連携し、事業承継・事業再編を対象としたファンドへの出資を通じてこれらの円滑な進展を図り、事業承継・事業引継ぎ等に対する資金の供給を円滑化する。具体的には事業承継ファンドを2ファンド以上組成する。 ・組成後のファンドに対しては投資委員会へのオブザーバー参加やファンド運営者との面談等を通じて、投資決定プロセスや利益相反の確認、投資先支援活動の実態把握を行うなど、継続的なモニタリング等を徹底するとともに、各種情報提供や事業承継・引継ぎ支援センターとの連携等を行うことにより、中堅企業、中小企業・小規模事業者の事業承継を支援する。 ・ファンドからの投資後には、投資から2年経過後の投資先の売上高及び従業員数の増減率等の調査・分析等を行う。 ・令和2年度補正予算(第1号)により措置された出資金については、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月7日閣議決定)に基づいて措置されたことを認識し、新型コロナウイルスの影響により業況が悪化した、地域の核となる事業者の再生・第三者承継を支援する「中小企業経営力強化支援ファンド」の創設に活用する。 ・令和2年度補正予算(第2号)により措置された出資金については、新型コロナウイルス感染症対策の強化を図るために措置されたことを認識し、新型コロナウイルスの影響により業況が悪化

			<p>した、地域の核となる事業者の再生・第三者承継を支援する「中小企業経営力強化支援ファンド」の拡充のために活用する。</p> <p>・令和3年度補正予算（第1号）により追加的に措置された出資金については、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）に基づき措置されたことを認識し、長期化するコロナ禍の影響により業況が悪化した地域経済の中核となる中小企業等の経営力強化と成長を支援する「中小企業経営力強化支援ファンド」の拡充のために活用する。</p>
	<p>【指標1-1】</p> <p>・事業引継ぎにおける広域の成約件数を2021年度までに2018年度比2倍以上、中期目標期間において、1,100件以上とする。【基幹目標】（新規設定）（[参考]2017年度実績：100件）</p> <p>【指標1-2】</p> <p>・中期目標期間において、機構が支援した事業承継・事業引継ぎ支援者数を50,000者以上とする。（新規設定）（[参考]2015～2017年度実績：23,976者）</p>	<p>【指標1-1】</p> <p>・事業引継ぎにおける広域の成約件数を2021年度までに2018年度比2倍以上、中期目標期間において、1,100件以上とする。【基幹目標】（新規設定）（[参考]2017年度実績：100件）</p> <p>【指標1-2】</p> <p>・中期目標期間において、機構が支援した事業承継・事業引継ぎ支援者数を50,000者以上とする。（新規設定）（[参考]2015～2017年度実績：23,976者）</p>	<p>【指標】</p> <p>・事業引継ぎにおける広域の成約件数：260件以上【基幹目標】</p> <p>・機構が支援した事業承継・引継ぎ支援者数：10,000者以上</p> <p>・事業承継ファンド新規組成数：2本</p>
I-2 生産性向上	<p>2. 生産性向上</p> <p>少子高齢化による人口減少、人手不足に対し、十分な対応ができず、中小企業・小規模事業者の労働生産性は伸び悩み、大企業との労働生産性の格差が拡大している状況にあり、中小企業・小規模事業者は生産性向上の課題を抱えている。</p> <p>今後、更なる人口減少が見込まれるなか、日本経済の成長のためには、第4次産業革命技術の社会実装などにより中小企業・小規模事業者が労働生産性を高め、「Society 5.0」の実現や「Connected Industries」への変革などを図っていくことが重要である。</p> <p>そのため、「新しい経済政策パッケージ」及び「未来投資戦略2018」において「生産性革命」を掲げ、日本経済全体の生産性の底上げを図ることとされたところ。</p> <p>機構は、中小企業・小規模事業者の生産性向上に貢献し、イノベーションや地域経済の競争力強化・活性化に資する観点から、IT導入促進支援、多様な経営課題を解決するための相談・助言、ハンズオン支援、経営の基盤となる人材の育成、地域の中小企業支援機関等への支援機能及び能力の強化・向上支援等を行う。</p>	<p>2. 生産性向上</p> <p>少子高齢化による人口減少、人手不足に対し、十分な対応ができず、中小企業・小規模事業者の労働生産性は伸び悩み、大企業との労働生産性の格差が拡大している状況にあり、中小企業・小規模事業者は生産性向上の課題を抱えている。</p> <p>今後、更なる人口減少が見込まれるなか、日本経済の成長のためには、第4次産業革命技術の社会実装などにより中小企業・小規模事業者が労働生産性を高め、「Society 5.0」の実現や「Connected Industries」への変革などを図っていくことが重要である。</p> <p>そのため、政府は、「新しい経済政策パッケージ」及び「未来投資戦略2018」において「生産性革命」を掲げ、日本経済全体の生産性の底上げを図ることとしたところ。</p> <p>機構は、中小企業・小規模事業者の生産性向上に貢献し、イノベーションや地域経済の競争力強化・活性化に資する観点から、IT導入促進支援、多様な経営課題を解決するための相談・助言、ハンズオン支援、経営の基盤となる人材の育成、地域の中小企業支援機関等への支援機能及び能力の強化・向上支援、中小企業・小規模事業者の連携・共同化の促進等を行う。</p> <p>令和2年度補正予算（第1号）により追加的に措置された交付金については、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和</p>	<p>2. 生産性向上</p>

		<p>2年4月7日閣議決定)に基づいて措置されたことを認識し、新型コロナウイルス感染症が事業環境に与える特徴的な影響を乗り越えるため、以下の事業のために活用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業生産性革命推進事業の特別枠創設 ・中小企業・小規模事業者のデジタル化対応を支援するIT専門家への補助や中小企業・小規模事業者が自ら経営課題を認識し、解決するための支援ツール等の整備(以下「中小企業デジタル化応援隊事業」) <p>令和2年度補正予算(第2号)により追加的に措置された交付金については、新型コロナウイルス感染症対策の強化を図るために措置されたことを認識し、業種別ガイドライン等に基づく中小企業・小規模事業者の事業再開を支援するため、中小企業生産性革命推進事業の事業再開支援パッケージの実施に活用する。</p> <p>令和2年度補正予算(第3号)により追加的に措置された交付金については、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、現下及びポストコロナの状況に対応したビジネスモデルへの転換に向けた中小企業・小規模事業者の取組を支援するために措置されたことを認識し、令和2年度補正予算(第1号及び第2号)で措置した中小企業生産性革命推進事業の特別枠を改編した新特別枠(低感染リスク型ビジネス枠)の創設及び小規模事業者の販路開拓のために活用する。</p> <p>令和2年度補正予算(第1号、第2号及び第3号)により実施する事業は令和2年度の途中から講じられるが、同年度及びそれ以降の業務実績等報告書に実施状況を記載する。</p> <p>令和3年度補正予算(第1号)により追加的に措置された交付金については、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)に基づき措置されたことを認識し、生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者を支援し、将来の成長を下支えするため、中小企業生産性革命推進事業において、現行の通常枠の拡充・見直しや新たな特別枠の創設に活用するとともに、円滑な事業承継・引継ぎの推進に活用する。また、課題設定型の伴走型支援に必要な知識やノウハウをオンライン等の研修プログラムとして企画・開発、提供するために活用する。</p> <p>令和3年度補正予算(第1号)により実施する事業は、令和3年度の途中から講じられるが、同年度及びそれ以降の業務実績等報告書に実施状況を記載する。</p> <p>令和4年度補正予算(第2号)により追加的に措置された交付金及び補助金については、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」(令和4年10月28日閣議決定)に基づき措置されたことを認識し、新たな申請類型の創設、補助上限額の引上</p>	
--	--	--	--

		<p>げ、要件緩和、補助対象範囲の拡大 を行う中小企業生産性革命推進事業に活用する。</p> <p>令和4年度補正予算（第2号）により実施する事業は、令和4年度の途中から講じられるが、同年度及びそれ以降の業務実績等報告書に実施状況を記載する。</p> <p>令和5年度補正予算により追加的に措置された補助金については、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）に基づき措置されたことを認識し、新たな申請類型の創設、一部の申請類型における補助上限の引上げ等を行った中小企業生産性革命推進事業に活用する。</p> <p>令和5年度補正予算により実施する事業は、令和5年度の途中から講じられるが、同年度及びそれ以降、事業終了まで業務実績等報告書に実施状況を記載する。</p>	
	<p>(1) 中小企業・小規模事業者へのIT導入促進支援</p> <p>中小企業・小規模事業者のIT化は、コスト削減・省力化のみならず、売上拡大・販路拡大にも効果をもたらし、中小企業・小規模事業者の生産性向上に貢献するものである。</p> <p>このため、「新しい経済政策パッケージ」及び「未来投資戦略2018」において、3年間で中小企業・小規模事業者の約3割に当たる約100万社に対するITツール導入促進を掲げたところ。</p> <p>こうした状況を踏まえ、機構は、ITプラットフォーム（2019年度稼働予定）による情報提供、地域の中小企業支援機関等によるITプラットフォーム活用の促進、機構の支援のツールによるIT導入促進支援により、中小企業・小規模事業者のITツール導入を促進し、中小企業・小規模事業者の生産性向上に貢献する。</p>	<p>(1) 中小企業・小規模事業者へのIT導入促進支援</p> <p>中小企業・小規模事業者のIT化は、コスト削減・省力化のみならず、売上拡大・販路拡大にも効果をもたらし、中小企業・小規模事業者の生産性向上に貢献するものである。</p> <p>このため、政府は、「新しい経済政策パッケージ」及び「未来投資戦略2018」において、3年間で中小企業・小規模事業者の約3割に当たる約100万社に対するITツール導入促進を掲げたところ。</p> <p>こうした状況を踏まえ、機構は、具体的に以下の取組を実施する。</p> <p>①ITプラットフォームによる情報提供及び地域の中小企業支援機関等によるITプラットフォーム活用の促進</p> <p>機構は、中小企業・小規模事業者のIT導入の裾野を広げるため、IT導入に係る中小企業・小規模事業者支援のプラットフォームとして、中小企業・小規模事業者のIT活用の事例、中小企業・小規模事業者が安全・安心に使えるITツール情報等を中小企業・小規模事業者や地域の中小企業支援機関等に届けることとする。</p> <p>また、地域の中小企業支援機関等によるITプラットフォームを活用したIT導入促進を支援するため、当該支援機関等に対し、相談・助言、講習会等を行う。</p>	<p>(1) 中小企業・小規模事業者へのIT導入促進支援</p> <p>①ITプラットフォームによる情報提供及び地域の中小企業支援機関等によるITプラットフォーム活用の促進</p> <p>・機構は、中小企業・小規模事業者のIT導入の裾野を広げるため、生産性向上に関する経営課題をIT導入により解決に導くための情報等を提供するウェブサイトとして、IT導入に係る中小企業・小規模事業者支援のプラットフォーム（ITプラットフォーム）を構築し、中小企業・小規模事業者のIT活用の事例、中小企業・小規模事業者が安全・安心に使えるITツール情報等を中小企業・小規模事業者や地域の中小企業支援機関等に届けることとする。</p> <p>・地域の中小企業支援機関等によるITプラットフォームを活用したIT導入促進を支援するため、当該支援機関等に対し、相談・助言、講習会等を行う。</p> <p>これらの取組を通じて、機構が支援したIT導入促進支援者数を6,629人以上とする。</p> <p>また、ITプラットフォームを活用した中小企業支援機関数を1,800機関以上とする。</p>

		<p>②機構の支援ツールによる I T 導入促進支援</p> <p>機構は、中小企業・小規模事業者の生産性向上に資する I T 導入を促進するため、地域中核・成長企業等に対する企業経営と I T に精通した専門家による相談・助言、ハンズオン支援による長期的かつ一貫した支援、中小企業・小規模事業者及び地域の中小企業支援機関等向けの I T 関連研修、e コマース活用のための情報提供、相談・助言等を行う。</p>	<p>②機構の支援ツールによる I T 導入促進支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業・小規模事業者の生産性向上に資する I T 導入を促進するため、地域中核・成長企業等に対する企業経営と I T に精通した専門家による相談・助言、ハンズオン支援による長期的かつ一貫した支援を行う。 <p>これらの取組を通じ、ハンズオン支援については、派遣終了後の支援先に対して所期の目標達成状況に関する調査を実施し、5 段階評価において上位 2 段階の評価を得る割合を 70%以上とし、派遣開始から 2 年経過後の「売上高」又は「経常利益」の伸び率が、中小企業実態基本調査のデータを 1 割以上、上回ることをとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業・小規模事業者及び地域の中小企業支援機関等向けの I T 関連研修を行う。 ・ I T や e コマースを活用した中小企業・小規模事業者の経営力の充実を図り、生産性向上や国内外の販路開拓の拡大を目指すため、関係団体、民間団体等と連携を図り、中小企業・小規模事業者向けの相談・助言、セミナー、I T サービス提供事業者等とのマッチングイベントを実施する。
	<p>(2) 生産性向上に向けた多様な経営課題への円滑な対応と経営の基盤となる人材の育成</p> <p>中小企業・小規模事業者が事業活動を円滑に行っていく上で直面する経営上の多様な課題に適切に対応し、生産性向上を図っていくためには、中小企業・小規模事業者に対する専門的な相談・助言や経営の基盤となる人材の育成が必要不可欠である。</p> <p>多様な経営課題への相談・助言については、従来からの取組に加え、A I ・ I T を活用した新たな経営相談の仕組みを構築し、効果的・効率的に支援を提供する。また、機構は、イノベーションや地域経済の競争力強化・活性化に資する地域経済を牽引するような地域中核・成長企業等を支援するため、生産性向上支援などの政策意義・要請が大きく、より難度・専門性の高い分野の支援に重点を置き、専門家による相談・助言、ハンズオン支援を行う。</p>	<p>(2) 生産性向上に向けた多様な経営課題への円滑な対応と経営の基盤となる人材の育成</p> <p>中小企業・小規模事業者が事業活動を円滑に行っていく上で直面する経営上の多様な課題に適切に対応し、生産性向上を図っていくためには、中小企業・小規模事業者に対する専門的な相談・助言や経営の基盤となる人材の育成が必要不可欠である。</p> <p>そのため、機構は、具体的に以下の取組を実施する。</p> <p>①多様な経営課題への円滑な対応</p> <p>中小企業・小規模事業者に対する多様な経営課題への相談・助言については、従来からの取組に加え、A I ・ I T を活用した新たな経営相談の仕組みを構築し、効果的・効率的に支援を提供する。</p> <p>また、I T 化、販路開拓、海外展開、成長分野参入、事業承継・引継ぎ、知的財産、ものづくり、製品開発、営業力の強化等の生産性向上に関する経営課題を抱えるイノベーションや地域経済の競争力強化・活性化に資する地域経済を牽引するような地域中核・成長企業等を支援するため、生産性向上支援などの政策意義・要請が大きく、より難度・専門性の高い分野の支援に重点を置き、専門家による相談・助言、ハンズオン支援による長期的かつ一貫した支援を行う。</p>	<p>(2) 生産性向上に向けた多様な経営課題への円滑な対応と経営の基盤となる人材の育成</p> <p>①多様な経営課題への円滑な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業・小規模事業者に対する多様な経営課題への相談・助言については、従来からの取組に加え、A I ・ I T を活用した新たな経営相談の仕組みを活用し、効果的・効率的に支援を提供する。 ・また、I T 化、販路開拓、海外展開、成長分野参入、事業承継・引継ぎ、知的財産、ものづくり、製品開発、営業力の強化等の生産性向上や S D G s ・カーボンニュートラル等への対応に関する経営課題を抱えるイノベーションや地域経済の競争力強化・活性化に資する地域経済を牽引するような地域中核・成長企業等を支援するため、生産性向上支援などの政策意義・要請が大きく、より難度・専門性の高い分野の支援に重点を置き、専門家による相談・助言、ハンズオン支援による長期的かつ一貫した支援を行う。 <p>これらの取組を通じ、相談・助言については、その利用者に対して「役立ち度」に関する調査を実施し、5 段階評価において上位</p>

			<p>2段階の評価を得る割合を70%以上とする。ハンズオン支援については、派遣終了後の支援先に対して所期の目標達成状況に関する調査を実施し、5段階評価において上位2段階の評価を得る割合を70%以上とし、派遣開始から2年経過後の支援先の「売上高」又は「経常利益」の伸び率が、中小企業実態基本調査のデータを1割以上、上回ることをとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業・小規模事業者は、働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイスの導入など、相次ぐ各種の制度変更に継続的に対応していく必要があることに鑑み、令和元年度補正予算（第1号）により追加的に措置された交付金については、中小企業・小規模事業者の生産性向上を図るために措置されたことを認識し、中小企業・小規模事業者の設備投資、販路開拓、ITツールの導入等への支援を行う中小企業支援機関等への助成の制度対応や生産性向上の取組状況等に応じた機動的な実施、制度の内容や支援策、優良取組事例の周知・広報並びにこれらの事業者の制度対応や生産性向上に係る相談対応及び国内外への事業拡大やIT化促進等に係るハンズオン支援（中小企業生産性革命推進事業）のために活用する。 ・令和2年度補正予算（第1号）により追加的に措置された交付金については、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月7日閣議決定）に基づいて措置されたことを認識し、新型コロナウイルス感染症が事業環境に与える特徴的な影響を乗り越えるため、中小企業生産性革命推進事業の特別枠創設のために活用する。 ・令和2年度補正予算（第2号）により追加的に措置された交付金については、新型コロナウイルス感染症対策の強化を図るために措置されたことを認識し、業種別ガイドライン等に基づく中小企業・小規模事業者の事業再開を支援するため、中小企業生産性革命推進事業の事業再開支援パッケージの実施に活用する。 ・令和2年度補正予算（第3号）により追加的に措置された交付金については、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、現下及びポストコロナの状況に対応したビジネスモデルへの転換に向けた中小企業・小規模事業者の取組を支援するために措置されたことを認識し、令和2年度補正予算（第1号及び第2号）で措置した中小企業生産性革命推進事業の特別枠を改編した新特別枠（低感染リスク型ビジネス枠）の創設のために活用する。 ・令和3年度補正予算（第1号）により追加的に措置された交付金については、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）に基づき措置されたことを認識し、生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者を支援し、将来の成長を下支えするため、中小企業生産性革命推進事業にお
--	--	--	---

			<p>いて、現行の通常枠の拡充・見直しや新たな特別枠の創設に活用するとともに、円滑な事業承継・引継ぎの推進に活用する。また、課題設定型の伴走型支援に必要な知識やノウハウをオンライン等の研修プログラムとして企画・開発、提供するために活用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度補正予算（第2号）により追加的に措置された交付金及び補助金については、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」（令和4年10月28日閣議決定）に基づき措置されたことを認識し、新たな申請類型の創設、補助上限の引上げ、要件緩和、補助対象範囲の拡大を行う中小企業生産性革命推進事業に活用する。 ・令和5年度補正予算により追加的に措置された補助金については、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）に基づき措置されたことを認識し、新たな申請類型の創設、一部の申請類型における補助上限の引上げ等を行った中小企業生産性革命推進事業に活用する。
	<p>また、生産性向上に資する多様な経営課題解決のため、経営者、管理者及びこれらの候補となる人材などに対し、Webを活用した研修や地域の中小企業支援機関等と連携した研修などの提供方法を通じて、事例研究や演習などによる実践的な研修等を行う。</p>	<p>②経営の基盤となる人材の育成</p> <p>中小企業・小規模事業者がその経営力を強化し、生産性を向上させることを支援するため、経営者、管理者及びこれらの候補となる人材などに対し、経営戦略、組織マネジメント、人事・労務、マーケティング・営業強化、IT活用・業務効率化、国の政策課題への対応など経営課題解決に資する実践的な研修を事例研究や演習などを交え実施する。研修は、基盤となる経営知識の修得に加え、経営に関する分析力、洞察力、意思決定力などの経営に必要な能力の向上と専門知識の修得などとする。</p> <p>研修の提供方法は、受講のための利便性に配慮し、Webを活用した研修、地域の中小企業支援機関等と連携した研修、地域の都市部などでの研修及び中小企業大学校を活用した研修などとする。</p> <p>また、研修を受講した企業に対して経営指標など研修の具体的な成果の調査・分析等を行い、研修の効果を確認・検証することとする。</p> <p>加えて、中小企業・小規模事業者や地域の中小企業支援機関等に対し、今後中小企業・小規模事業者の課題となり得る環境変化に係る情報提供等を行う。</p>	<p>②経営の基盤となる人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業・小規模事業者がその経営力を強化し、生産性を向上させることを支援するため、経営者、管理者及びこれらの候補となる人材などに対し、経営戦略、組織マネジメント、人事・労務、マーケティング・営業強化、IT活用、デジタル化、生産性向上、国の政策課題への対応など経営課題解決に資する実践的な研修を事例研究や演習などを交え実施する。研修は、基盤となる経営知識の修得に加え、経営に関する分析力、洞察力、意思決定力などの経営に必要な能力の向上と専門知識の修得などとする。 ・これらを踏まえて実施する研修は、次代の経営者を目指す経営後継者に必要な基本的能力や知識を実践的に修得する経営後継者研修、経営能力全般を向上させる経営管理者研修、ケースメソッド教授法を取り入れ経営に関する分析力や意思決定力を養うことができる高度実践型経営力強化コース、国の政策課題を踏まえた「働き方改革」等に対応した人事・労務研修、「生産性向上」に向けたITの活用に関する研修、特定の経営課題や経営に関する能力や知識を修得するために、グループディスカッションや講師による指導などの研修などとする。 ・Webを活用した研修は、Web会議システムを活用し経営課題の解決に向け遠隔地間でディスカッションをするゼミナールと経営管理に関する動画を組み合わせた研修を行う。 ・中小企業等の多様なニーズへの対応や受講者の利便性向上を図るため、中小企業大学校直方校、関西校について拠点都市への機能移転の準備を行うとともに、研修やサテライト・ゼミ等の充実を図る。

			<ul style="list-style-type: none"> ・地域の中小企業支援機関等と連携した研修である「サテライト・ゼミ」に加えて、地域の都市部など地域本部等でも研修を実施する。 ・地域の中小企業支援機関等や企業に働きかけ、機構の知見・ノウハウを活用した自主研修を実施する。 ・Webを活用して小規模事業者などの学習意欲の喚起やノウハウの習得に資するような動画を配信する。 ・中小企業大学校施設での研修、地域本部等での研修、サテライト・ゼミ、Webを活用した研修等を推進し、地域の中小企業・小規模事業者、地域の中小企業支援機関等のニーズを把握しつつ、研修品質の向上を図るとともに、関係機関との協力・連携等の取組により 研修の受講促進を図ることで、第4期中期目標に対応する2023年度の受講者の総数を16,100人以上とする。 ・中長期間の研修等を受講した企業に対し、売上高や利益等について、他の企業群と比較し、研修の具体的成果の調査・分析等を行い、分析結果の確認・検証することとする。 ・中小企業大学校が実施する研修に研修生を派遣した企業に対して、研修終了の一年経過後にフォローアップ調査を実施し、研修生が研修内のゼミナールで取り上げた自社の課題研究テーマについて、「自社に持ち帰った課題を解決済み、又は取組中」と回答した企業の比率を80%以上とする。 ・中小企業・小規模事業者や地域の中小企業支援機関等に対し、今後中小企業・小規模事業者の課題となり得る政策課題、経済動向や話題性の高い経営手法等環境変化に係る情報提供等をセミナーにより実施する。
	<p>(3) 地域の中小企業支援機関等への支援機能及び能力の強化・向上支援</p> <p>生産性向上に向けた中小企業・小規模事業者の経営課題は、より複雑化、多様化、高度化してきており、地域の中小企業支援機関等には、より専門的な知識、具体的な提案能力、幅広いネットワーク等が求められている。</p> <p>機構は、地域の中小企業支援機関等に対する施策情報等の提供、支援課題に対する相談・助言、国の政策課題に則した支援能力向上のための講習会、中小企業大学校等による地域の中小企業支援機関等の支援人材への研修等を通じた地域の中小企業支援機関等の支援機能及び能力の強化・向上を支援する。また、経営課題等に関する情報収集、調査・研究等を行う。</p>	<p>(3) 地域の中小企業支援機関等への支援機能及び能力の強化・向上支援</p> <p>生産性向上に向けた中小企業・小規模事業者の経営課題は、より複雑化、多様化、高度化してきており、地域の中小企業支援機関等には、より専門的な知識、具体的な提案能力、幅広いネットワーク等が求められている。</p> <p>そのため、機構は、具体的に以下の取組を実施する。</p> <p>①地域の中小企業支援機関等への支援機能の強化</p> <p>地域の中小企業支援機関等の更なる支援機能及び能力の強化・向上に資するため、機構の知見とノウハウを結集し、地域の中小企業支援機関等に対する施策情報等の提供、支援課題に対する相談・助言、国の政策課題に則した支援能力向上のための講習会等を行う。</p>	<p>(3) 地域の中小企業支援機関等への支援機能及び能力の強化・向上支援</p> <p>①地域の中小企業支援機関等への支援機能の強化</p> <p>1) 地域の中小企業支援機関等への訪問活動、講習会等を通じた支援機能及び能力の強化・向上</p> <p>・地域の中小企業支援機関等の支援機能及び能力の強化・向上に資するため、当該支援機関等が中小企業・小規模事業者に対して生産性向上やSDGs・カーボンニュートラル等に対応するための支援を行うにあたり、必要な知識・能力・ネットワーク等を把</p>

			<p>握し、施策情報等の提供、支援課題に対する相談・助言、国の政策課題等に則した支援能力向上のための講習会を実施する。</p> <p>上記講習会については、受講者数を6,000人以上とする。また、講習会の実施後において、講習会による受講機関の課題解決率を確認し、5段階評価において上位2段階の評価を得る割合を70%以上とする。</p>
			<p>2) よろず支援拠点全国本部事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・よろず支援拠点の2023年度の体制と地域の実情等を踏まえ、よろず支援拠点の全国本部としてよろず支援拠点への支援体制等の充実、研修の実施、施策等の活用についての情報提供、課題への助言、優れた支援事例の共有等を行うことにより、よろず支援拠点が設定する事業目標を達成できるよう支援を行う。また、よろず支援拠点が実施する業務の評価等を行う。 <p>なお、評価に際しては、拠点が活動基本方針を踏まえた事業計画に基づき、行動指針に従いながら事業を遂行しているかをフォローし、適切に評価を実施する。</p> <p>よろず支援拠点への研修については、受講者数を600人以上とする。また、研修の実施後において、研修による受講機関の課題解決率を確認し、5段階評価において上位2段階の評価を得る割合を70%以上とする。</p>
		<p>②中小企業大学校等の研修を通じた支援能力の向上</p> <p>地域の中小企業支援機関等の支援人材に対し、実践的な研修と国の政策課題に対応した研修を行う。研修の実施に当たっては、中小企業・小規模事業者の成功事例、機構や地域の中小企業支援機関等の支援事例等を取り入れた研修教材を開発し、実践的な研修を行う。</p>	<p>②中小企業大学校等の研修を通じた支援能力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県や地域の中小企業支援機関等の職員等に対し、支援人材の育成及び支援能力の向上を目的とした実践的な研修や政策課題に対応した研修を実施する。研修の実施に当たっては、中小企業・小規模事業者の成功事例等を取り入れた研修教材を開発し、演習等を交えた実践的な研修をするとともに、IT活用の内容も含む生産性向上支援、販路開拓支援、事業承継、カーボンニュートラルなどの政策課題に対応した研修も実施する。 ・中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第31条に規定する認定経営革新等支援機関の中小企業支援能力の向上のための研修を実施する。 ・中小企業等経営強化法における経営革新等支援機関の認定に必要となる中小企業経営改善計画策定支援研修を実施する。 ・地域の中小企業・小規模事業者、地域の中小企業支援機関等のニーズを把握しつつ、研修品質の向上を図るとともに、関係機関との協力・連携等の取組により研修の受講促進を図ることで、第4期中期目標に対応する2023年度の実受講者の総数を16,100人以上とする。（再掲）

		<p>③情報収集・提供の積極的な推進</p> <p>中小企業・小規模事業者の経営環境や業況の把握、支援事例や先進事例の成功要因等に関する調査・研究を行い、中小企業・小規模事業者や地域の中小企業支援機関等に対し、中小企業・小規模事業者の経営課題に即応するために必要な情報提供を行う。</p>	<p>③情報収集・提供の積極的な推進</p> <p>・中小企業・小規模事業者の景気動向を業種別・地域別に把握するための「中小企業景況調査」を行うとともに、調査結果の更なる活用と、集計等業務の再構築を進めるほか、調査業務の効率化を検討する。また、政策課題や支援のあり方に関する調査を実施しWeb等での情報提供を行う。</p>
	<p>(4) 中小企業・小規模事業者の連携・共同化、経営の革新、産業集積活性化の促進</p> <p>中小企業・小規模事業者の生産性向上のための連携・共同化、経営の革新の取組に対し、機構は、高度化事業の周知・支援能力向上研修の強化やこれまでの事業で培ったノウハウを最大限活かすことを通じて、新規案件の組成促進を図るとともに、都道府県等と連携して事業成果向上のための診断・助言と資金支援を行う。</p> <p>また、中心市街地・商店街等が地域社会・経済に果たす役割を踏まえ、これらの活性化の支援を行う。</p>	<p>(4) 中小企業・小規模事業者の連携・共同化、経営の革新、産業集積活性化の促進</p> <p>①高度化事業の推進（都道府県等と連携・協働した診断・助言と資金支援）</p> <p>都道府県等と連携・協働して、中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための連携・共同化、経営の革新を資金面から支援する。そのため、中小企業・小規模事業者、地域の中小企業支援機関等への事業周知活動の強化、都道府県等の診断等の支援能力向上のための研修等の充実を図るほか、これまでに培った診断等の経験とノウハウを最大限に活かし、事業計画の構想段階から都道府県等と連携し相談・助言等を積極的に行い、新規案件を組成する。</p> <p>また、貸付先の経営状況を把握することにより、経営支援が必要な貸付先に対しては、都道府県等と連携し、相談・助言及び専門家の派遣等を行い、経営状況の改善に努める。</p>	<p>(4) 中小企業・小規模事業者の連携・共同化、経営の革新、産業集積活性化の促進</p> <p>①高度化事業の推進（都道府県等と連携・協働した診断・助言と資金支援）</p> <p>・都道府県等と連携・協働して、中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための連携・共同化、経営の革新を資金面と経営支援の面から支援する。</p> <p>特に、中小企業・小規模事業者の経営課題の解決に向けた高度化事業実施事例を発信するなど事業周知活動を強化するとともに、都道府県等を対象とした診断等の支援能力向上のための研修等を企画・開催し、中小企業者・小規模事業者が高度化事業を円滑に実施できるための基盤整備を図る。</p> <p>また、高度化事業の利用が見込まれる中小企業・小規模事業者に対しては、事業構想の初期段階から都道府県、中小企業団体中央会等の中小企業支援機関、株式会社商工組合中央金庫（以下、商工中金）等の金融機関等と連携して説明会、相談助言、専門家の派遣を実施するなど、構想の具体化から事業実施計画の策定までを支援し、案件組成につなげる。事業者が策定した事業計画に対しては相談助言・診断助言、経営サポート事業等を通じてブラッシュアップや計画どおりの事業実現を支援する。</p> <p>・個人・法人保証に依存しない債権保全手段となるよう、令和2年度に改正した「都道府県の債権保全に係る運用指針」について、中小企業庁及び全国卸商業団地協同組合連合会、全国工場団地協同組合連合会と連携して、その主旨の浸透や金融機関保証の導入事例の共有を図る。</p>
		<p>②中心市街地、商店街等への支援</p> <p>中心市街地・商店街等が地域社会・経済に果たす役割を踏まえ、これらの活性化の支援を行う。</p>	<p>②中心市街地、商店街等への支援</p> <p>・中心市街地や商店街等が抱える課題の解決を支援するため、その解決に資する情報提供を行う。さらに、必要に応じ、中心市街地活性化協議会等に対して、外部専門家を派遣し適切な助言等を行うほか、中心市街地の活性化に資する事業等に対し、効率性を高めるため、外部専門家を中心とした支援体制で支援を行う。</p>

			<p>③その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 産業用地事業の全ての用地に企業立地画実現したことを踏まえ、事業終了に向けた取組みを着実に実施する。
	<p>【指標 2-1】</p> <ul style="list-style-type: none"> 中期目標期間において、ITプラットフォームを活用した中小企業支援機関数を6,200機関以上とする。【基幹目標】(新規設定) <p>【指標 2-2】</p> <ul style="list-style-type: none"> 中期目標期間において、機構が支援したIT導入促進支援者数を28,000人以上とする。(新規設定) <p>【指標 2-3】</p> <ul style="list-style-type: none"> 中小企業大学校が実施する研修に研修生を派遣した企業に対して、研修終了の一年経過後にフォローアップ調査を実施し、研修生が研修内のゼミナールで取り上げた自社の課題研究テーマについて、「自社に持ち帰った課題を解決済み、又は取組中」と回答した企業の比率を80%以上とする。(新規設定) <p>【指標 2-4】</p> <ul style="list-style-type: none"> 中期目標期間において、中小企業大学校等による中小企業・小規模事業者向け及び中小企業支援機関等向け研修受講者数を7.5万人以上とする。(前中期目標期間実績(2017年度末実績):20.7万人(無料セミナー及び無料研修含む。無料分除くと5.6万人。)) 	<p>【指標 2-1】</p> <ul style="list-style-type: none"> 中期目標期間において、ITプラットフォームを活用した中小企業支援機関数を6,200機関以上とする。【基幹目標】(新規設定) <p>【指標 2-2】</p> <ul style="list-style-type: none"> 中期目標期間において、機構が支援したIT導入促進支援者数を28,000人以上とする。(新規設定) <p>【指標 2-3】</p> <ul style="list-style-type: none"> 中小企業大学校が実施する研修に研修生を派遣した企業に対して、研修終了の一年経過後にフォローアップ調査を実施し、研修生が研修内のゼミナールで取り上げた自社の課題研究テーマについて、「自社に持ち帰った課題を解決済み、又は取組中」と回答した企業の比率を80%以上とする。(新規設定) <p>【指標 2-4】</p> <ul style="list-style-type: none"> 中期目標期間において、中小企業大学校等による中小企業・小規模事業者向け及び中小企業支援機関等向け研修受講者数を7.5万人以上とする。(前中期目標期間実績(2017年度末実績):20.7万人(無料セミナー及び無料研修含む。無料分除くと5.6万人。)) 	<p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ITプラットフォームを活用した中小企業支援機関数:1,800機関以上【基幹目標】 機構が支援したIT導入促進支援者数:6,629人以上 窓口相談の役立ち度:70%以上 ハンズオン支援における支援先企業の課題解決率:70%以上 ハンズオン支援における支援先企業の「売上高」又は「経常利益」の伸び率:中小企業実態基本調査のデータを1割以上、上回る 中小企業大学校が実施する研修に研修生を派遣した企業に対して、研修終了の一年経過後にフォローアップ調査を実施し、研修生が研修内のゼミナールで取り上げた自社の課題研究テーマについて、「自社に持ち帰った課題を解決済み、又は取組中」と回答した企業の比率:80%以上 中小企業大学校等による中小企業・小規模事業者向け及び中小企業支援機関等向け研修受講者数:16,100人以上 地域の中小企業支援機関等向け講習会による受講機関の課題解決率:70%以上 地域の中小企業支援機関等向け講習会の受講者数:6,000人以上 よろず支援拠点向け研修による受講機関の課題解決率:70%以上

			<p>・よろず支援拠点向け研修の受講者数：600人以上</p>
<p>I-3 新事業展開の促進・創業支援、事業再構築支援</p>	<p>3. 新事業展開の促進・創業支援、事業再構築支援 更なる人口減少、国内市場の縮小を踏まえると、中小企業・小規模事業者が成長・発展していくためには、新たな事業展開や需要の取り込みが必要となっており、これらの企業が成長分野への展開や成長著しい海外市場等を獲得し新たな付加価値を創出することを支援することにより、第4次産業革命技術の社会実装による「Society 5.0」の実現や「Connected Industries」への変革などを図っていくことが重要である。 そのため、特に海外展開においては、「未来投資戦略2018」において、2020年までに中堅・中小企業等の輸出額及び現地法人売上高の合計額2010年比2倍を目指すこと及び中小企業の海外子会社保有率を2023年までに、2015年比で1.5倍にすることを掲げたところ。 こうした状況を踏まえ、機構は、海外企業とのビジネスマッチングを推進するなどイノベーションや地域経済の競争力強化・活性化に資する観点から、国内外での販路開拓を支援するWebマッチングサイトによるビジネスマッチング、これと連動した展示会・商談会の実施、eコマース活用のための支援、成長が見込まれる中小企業・小規模事業者が行う新事業展開への支援等を行う。 また、日本の開業率は、微増傾向ではあるものの4～5%で推移し、直近の2016年度に5.6%まで改善するも、「開業率10%を目指す」とする日本再興戦略に掲げる目標の達成に向け、より一層の取組が不可欠となっている。 そのため、「未来投資戦略2018」においては、創業支援等により、健全な新陳代謝を促していくことを掲げたところ。特</p>	<p>3. 新事業展開の促進・創業支援、事業再構築支援 更なる人口減少、国内市場の縮小を踏まえると、中小企業・小規模事業者が成長・発展していくためには、新たな事業展開や需要の取り込みが必要となっており、これらの企業が成長分野への展開や成長著しい海外市場等を獲得し新たな付加価値を創出することを支援することにより、第4次産業革命技術の社会実装による「Society 5.0」の実現や「Connected Industries」への変革などを図っていくことが重要である。 そのため、政府は、特に海外展開においては、「未来投資戦略2018」において、2020年までに中堅・中小企業等の輸出額及び現地法人売上高の合計額2010年比2倍を目指すこと及び中小企業の海外子会社保有率を2023年までに、2015年比で1.5倍にすることを掲げたところ。 こうした状況を踏まえ、機構は、イノベーションや地域経済の競争力強化・活性化に資する観点から、中小企業・小規模事業者の国内外での販路開拓を支援するWebマッチングサイトによるビジネスマッチング、これと連動した展示会・商談会の実施、中小企業・小規模事業者のeコマース活用のための支援、成長が見込まれる中小企業・小規模事業者が行う新事業展開への支援等を行う。 令和2年度補正予算（第1号）により追加的に措置された交付金については、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月7日閣議決定）に基づいて措置されたことを認識し、中小企業デジタル化応援隊事業に活用する。（再掲） 令和2年度補正予算（第1号）により実施する事業は令和2年度の途中から講じられるが、同年度及びそれ以降の業務実績等報告書に実施状況を記載する。 また、日本の開業率は、微増傾向ではあるものの4～5%で推移し、直近の2016年度に5.6%まで改善するも、「開業率10%を目指す」とする日本再興戦略に掲げる目標の達成に向け、より一層の取組が不可欠となっている。 そのため、政府は、「未来投資戦略2018」においては、創業支援等により、健全な新陳代謝を促していくことを掲げたところ。特に、イノベーションの担い手であるベンチャー企業については、企業価値又は時価総額が10億ドル以上となる、未上場ベ</p>	<p>3. 新事業展開の促進・創業支援、事業再構築支援</p>

	<p>に、イノベーションの担い手であるベンチャー企業については、企業価値又は時価総額が10億ドル以上となる、未上場ベンチャー企業（ユニコーン）又は上場ベンチャー企業の創出を2023年までに20社創出という目標を掲げた。</p> <p>こうした状況を踏まえ、機構は、イノベーションや地域活性化の担い手の創出・成長などイノベーションや地域経済の競争力強化・活性化に資する観点から、新たな成長発展を目標とする中小企業・小規模事業者へ投資を行うファンドの組成、インキュベーション施設の入居企業に対する新事業創出に向けた事業化の促進等、地域中核企業等の創出のためのベンチャー企業等に対する支援ネットワークの構築と機構の多様な支援ツール等を活用した資金調達及び事業提携等の実現に向けた支援を行う。また、創業者及び地域の創業支援機関等に対する支援施策・成功事例等に関する情報提供、起業の準備者へのAI・ITを活用した情報提供・助言等を行う。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の影響により大きな打撃を受けた中小企業・小規模事業者に対して、国は、持続化給付金や家賃支援給付金、日本政策金融公庫等による資金繰り支援等により雇用維持や事業継続を図ってきたところである。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、経済社会構造が大きく変化する中では、事業者が事業再構築に果敢に挑戦し、ウィズコロナ・ポストコロナ時代に対応した体制を構築することが必要となっている。</p> <p>こうした状況を踏まえ、令和2年度第3次補正予算においては、中小企業等事業再構築促進事業が措置され、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中堅企業や中小企業・小規模事業者等が新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等を行う場合に最大1億円を補助する、事業再構築補助金が創設された。機構は本事業の基金設置法人を担うことから、本事業の適切かつ確実な実施に貢献する。また、国及び事務局と緊密に連携して、本事業による事業者の取組を支援する。併せて、機構の支援ツールを用いた事業再構築支援を行う。</p>	<p>ンチャー企業（ユニコーン）又は上場ベンチャー企業の創出を2023年までに20社創出という目標を掲げた。</p> <p>こうした状況を踏まえ、機構は、イノベーションや地域活性化の担い手の創出・成長などイノベーションや地域経済の競争力強化・活性化に資する観点から、中小企業・小規模事業者へのリスクマネー供給を円滑化するための新たな成長発展を目標とする中小企業・小規模事業者へ投資を行うファンドの組成、機構が保有するインキュベーション施設の入居企業に対する成長分野への参入及び新事業創出に向けた事業化の促進、地域中核企業等の創出のためのベンチャー企業等に対する支援ネットワークの構築と機構の多様な支援ツール等を活用した資金調達及び事業提携等の実現に向けた支援、創業者及び地域の創業支援機関等に対する支援施策・成功事例等に関する情報提供、起業の準備者へのAI・ITを活用した情報提供・助言、中小企業大学校施設を活用した創業者の育成を行う。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の影響により大きな打撃を受けた中小企業・小規模事業者に対して、国は、持続化給付金や家賃支援給付金、日本政策金融公庫等による資金繰り支援等により雇用維持や事業継続を図ってきたところである。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、経済社会構造が大きく変化する中では、事業者が事業再構築に果敢に挑戦し、ウィズコロナ・ポストコロナ時代に対応した体制を構築することが必要となっている。</p> <p>こうした状況を踏まえ、令和2年度第3次補正予算においては、中小企業等事業再構築促進事業が措置され、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中堅企業や中小企業・小規模事業者等が新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等を行う場合に最大1億円を補助する、事業再構築補助金が創設された。機構は本事業の基金設置法人を担うことから、本事業の適切かつ確実な実施に貢献する。また、国及び事務局と緊密に連携して、本事業による事業者の取組を支援する。併せて、機構の支援ツールを用いた事業再構築支援を行う。</p> <p>令和3年度補正予算（第1号）により追加的に措置された補助金については、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）に基づき措置されたことを認識し、要件の見直しや新たな申請類型を創設した中小企業等事業再構築促進事業に活用する。</p> <p>令和3年度補正予算（第1号）により実施する事業は、令和3年度の途中から講じられるが、同年度及びそれ以降の業務実績等報告書に実施状況を記載する。</p>	
--	---	--	--

		<p>令和4年度新型コロナウイルス感染症対策予備費により追加的に措置された補助金については、コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」（令和4年4月26日閣議決定）に基づき措置されたことを認識し、加点措置や新たな申請類型を創設した中小企業等事業再構築促進事業に活用する。</p> <p>令和4年度新型コロナウイルス感染症対策予備費により実施する事業は、令和4年度の途中から講じられるが、同年度及びそれ以降の業務実績等報告書に実施状況を記載する。</p> <p>令和4年度補正予算（第2号）により追加的に措置された補助金及び出資金については、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」（令和4年10月28日閣議決定）に基づき措置されたことを認識し、以下の事業のために活用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな申請類型の創設、補助上限額の引上げ、要件緩和を行う中小企業等事業再構築促進事業。 ・将来の日本の雇用・所得・財政を支える新たな担い手となるグローバルメガスタートアップを創出するためのグローバルスタートアップ成長投資事業。 <p>令和4年度補正予算（第2号）により実施する事業は、令和4年度の途中から講じられるが、同年度及びそれ以降の業務実績等報告書に実施状況を記載する。</p> <p>令和5年度補正予算により追加的に措置された補助金及び出資金については、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）に基づき措置されたことを認識し、以下の事業のために活用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業等事業再構築促進基金を活用した中小企業省力化投資補助事業。 ・グループ化や事業再構築への取組を通じた成長を目指す中小企業へのリスクマネー供給やハンズオン支援を実施する中小グループ化・事業再構築支援ファンド出資事業。 <p>令和5年度補正予算により実施する事業は、令和5年度の途中から講じられるが、同年度及びそれ以降、事業終了まで業務実績等報告書に実施状況を記載する。</p>	
	<p>（1）販路開拓・海外展開支援</p> <p>販路開拓・海外展開による中小企業・小規模事業者の成長・発展を支援するため、中小企業・小規模事業者の国内外での販路開拓を支援するWebマッチングサイトによるビジネスマッチング、販路開拓の実現性を一層高めるためのWebマッチングサイトと連動した展示会・商談会、中小企業・小規模事業者のeコマース活用のための情報提供、相談・助言、民間のITサービス提供事業者等とのマッチング、Webサイトを活用した商品の一括プロモーション等を行う。</p>	<p>（1）販路開拓・海外展開支援</p> <p>販路開拓・海外展開による中小企業・小規模事業者の成長・発展を支援するため、中小企業・小規模事業者の国内外での販路開拓を支援するWebマッチングサイトを運営し、優れた製品、技術、サービス等情報の検索、自社情報の大手・中堅企業、中小企業・小規模事業者、海外企業への発信、登録企業間での新規取引や提携等に関する情報交換等のWebマッチング支援を行う。また、販路開拓の実現性を一層高めるため、Webマッチングサイトと連動した展示会・商談会等を行う。なお、展示会・商談会等</p>	<p>（1）販路開拓・海外展開支援</p> <p>・優れた製品、技術、サービス等を有する国内中小企業・小規模事業者と国内外企業を繋ぐWebマッチングサイト「J-GoodTech（ジェグテック）」を運営し、国内外企業とのWebを活用したビジネスマッチングを推進する。運営に当たっては、機構の各種事業や支援機関による商談会等との相乗効果を図るとともに各種Webコンテンツの充実や登録企業による情報発信の促進、SNSを活用した情報発信の強化等によりサイトの活用を促進する。</p>

	<p>加えて、機構の海外展開支援機能を強化するとともに、知財を活用した海外展開支援における独立行政法人工業所有権情報・研修館との連携、中小企業・小規模事業者における高度外国人材活用時の独立行政法人日本貿易振興機構（以下「日本貿易振興機構」という。）や専門機関へのつなぎ、地域の中小企業支援機関等との連携・協働など、他機関とも連携して海外展開を積極的に支援する。日本貿易振興機構とは、定期的に連絡調整を行って連携の強化を図り、一層効果的な海外展開支援につなげていく。また、必要に応じて海外に展開できるポテンシャルがある中小企業・小規模事業者を日本貿易振興機構へ紹介するとともに、経営相談などの支援が必要な中小企業・小規模事業者を日本貿易振興機構から紹介を受けるなど、両機構の機能を踏まえた連携を強化する。</p>	<p>においては、A I ・ I T、医療・介護分野などの国内の成長分野に注力するなど中小企業・小規模事業者の販路開拓に向け工夫を図る。</p> <p>また、中小企業・小規模事業者のe コマース活用等による国内外の販路開拓を促進するため、情報提供、相談・助言、民間のI Tサービス提供事業者等とのマッチング及びW e bサイトを活用した商品の一括プロモーション等を行う。</p> <p>加えて、中小企業・小規模事業者がそのリスクに対応しつつ、競争力のある製品、技術、サービス等を活かした海外展開を行うことに対し、海外展開に関する相談・助言、研修、さらに中小企業・小規模事業者の海外現地での企業情報の展開やマッチングなどを通じた海外グループ調査の実施等により積極的に支援する。支援の実施に当たっては、機構の海外展開支援機能を強化するとともに、知財を活用した海外展開支援における独立行政法人工業所有権情報・研修館との連携、中小企業・小規模事業者における高度外国人材活用時の独立行政法人日本貿易振興機構（以下「日本貿易振興機構」という。）や専門機関へのつなぎ、地域の中小企業支援機関等との連携・協働など、他機関とも連携して海外展開を積極的に支援する。日本貿易振興機構とは、定期的に連絡調整を行って連携の強化を図り、一層効果的な海外展開支援につなげていく。また、必要に応じて海外に展開できるポテンシャルがある中小企業・小規模事業者を日本貿易振興機構へ紹介するとともに、経営相談などの支援が必要な中小企業・小規模事業者を日本貿易振興機構から紹介を受けるなど、両機構の機能を踏まえた連携を強化する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・また、海外展開の実現性をより一層高めるため、W e b マッチングサイトと連動して、日本の中小企業・小規模事業者の300社以上を対象にパートナーとなる海外企業との事業連携を促進するための商談会等を開催する。具体的には、海外政府機関等の協力による海外企業選定、W e b マッチングサイトを活用した商談の事前コーディネート、商談会における通訳等サポート及び商談後のフォローアップを実施し、商談継続中を含めた成約率を33%以上とする。 ・中小企業・小規模事業者の販路開拓や生産性向上、海外展開につながる支援をするため、展示会・商談会の開催などを行う。具体的にはA I ・ I T、医療・介護分野などの国内の成長分野等における中小企業・小規模事業者が開発した優れた製品、技術、サービス等を展示し、販売先・業務提携先などとのマッチングを促進する「中小企業総合展」等を実施する。また、W e b でのバーチャル展示を実施し、マッチングの促進を図る。 ・I Tやe コマースを活用した中小企業・小規模事業者の経営力の充実を図り、生産性向上や国内外の販路開拓の拡大を目指すため、関係団体、民間団体等と連携を図り、中小企業・小規模事業者向けの相談・助言、セミナー、I Tサービス提供事業者等とのマッチングイベント等を実施する。（再掲） ・競争力のある製品、技術、サービス等を活かした海外展開を目指す中小企業・小規模事業者を支援するため、伴走型の海外展開ハンズオン支援、相談・助言、セミナーの開催、情報提供等を行い、海外進出や国際取引等を行う上での経営上の課題解決に努める。海外展開ハンズオン支援等の実施に際しては、成功事例の創出を意識し、支援機関と連携した支援を充実させ、特に、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人国際協力機構、地域の中小企業支援機関、民間団体等との連携・協働した支援に取り組む。 ・中小企業・小規模事業者の海外展開への取組を促進するため、海外展開の検討開始段階の企業から、計画策定、現地パートナー獲得等、各ステージに応じた各種支援ツールの積極的活用を図り、海外展開支援先数を4,000社以上とする。 ・中小企業の海外展開等に係る円滑な事業環境作りに向け、日本との間で中小企業政策への国際協力に関するニーズが高まっている海外の中小企業支援機関や国際協力機関等に対して、機構の支援ノウハウの提供や中小企業支援の仕組み作りへの協力などの連携・交流を進める。
--	---	---	---

	<p>(2) 新事業展開による新たな市場開拓等への支援</p> <p>地域中核・成長企業等が行う新事業展開を支援する。特に、地域から全国展開、更には海外展開を目指すものや地域経済への波及効果が高いと考えられるものなどに注力する。支援の実施に当たっては、民間企業のリソースを活用し、事業計画の策定等から販路開拓まで一貫した支援を行うとともに、機構の支援ツールを組み合わせた総合的な支援を行う。</p>	<p>(2) 新事業展開による新たな市場開拓等への支援</p> <p>地域中核・成長企業等が行う新事業展開を支援する。特に、地域から全国展開、更には海外展開を目指すものや地域経済への波及効果が高いと考えられるもの、A I ・ I T、医療・介護分野などの国内の成長分野に関連するものなどに注力する。支援の実施に当たっては、民間企業のリソースを活用し、事業計画の策定から販路開拓まで一貫した支援を行うとともに、機構の支援ツールを組み合わせた総合的な支援を行う。</p>	<p>(2) 新事業展開による新たな市場開拓等への支援</p> <p>・地域中核・成長企業等が行う新事業展開を支援する。特に、地域から全国展開、更には海外展開を目指す新商品・新サービスの開発や既存商品の改良、着地型観光・インバウンドなど地域経済への波及効果が高いと考えられるもの、A I ・ I T、医療・介護分野などの国内の成長分野に資するものなどに注力する。支援の実施に当たっては、多岐にわたる分野の専門家等の知見を活用したハンズオン支援等により事業計画の策定や事業化に向けた支援を実施する。また販路開拓においても、支援先企業に適した流通チャネルを持つ民間企業との連携拡充を図り、機構の支援ツールを組み合わせた総合的な支援を行う。</p>
	<p>(3) 起業・創業・成長支援</p> <p>日本の開業率の向上や日本経済を牽引するイノベーションの担い手であるベンチャー企業の創出に向けた貢献を図るため、機構は、中小企業・小規模事業者、地域中核企業等へのリスクマネー供給を円滑化するための新たな成長発展を目標とする中小企業・小規模事業者、地域中核企業等に投資を行うファンドの組成、機構が保有するインキュベーション施設の入居企業に対する成長分野への参入及び新事業創出に向けた事業化の促進、地域中核企業等の創出のためのベンチャー企業等に対する支援ネットワークの構築と機構の多様な支援ツール等を活用した資金調達及び事業提携等の実現に向けた支援を行う。また、創業者及び地域の創業支援機関等に対する支援施策・成功事例等に関する情報提供、起業の準備者へのA I ・ I Tを活用した情報提供・助言等を行う。</p>	<p>(3) 起業・創業・成長支援</p> <p>日本の開業率の向上や日本経済を牽引するイノベーションの担い手であるベンチャー企業の創出に向けた貢献を図るため、機構は、具体的に以下の取組を実施する。</p> <p>①中小企業・小規模事業者・地域中核企業等の成長段階に応じたリスクマネー供給の円滑化等（起業支援ファンド、中小企業成長支援ファンドの組成促進等）</p> <p>成長初期段階のベンチャー企業や成長分野の参入等の新事業展開、海外展開、健康・医療分野の事業展開など、新たな成長発展を目標とする中小企業・小規模事業者、地域中核企業等に投資を行うファンドを組成し、中小企業・小規模事業者、地域中核企業等へのリスクマネー供給を円滑化する。ファンドへの出資に当たっては、ファンド組成の政策的意義とファンドの事業採算性の確保に考慮したファンド出資を行う。また、組成したファンドに対しては、ガバナンスを向上させるため、出資ファンドごとの投資活動の実態把握等による継続的なモニタリングを徹底する。</p> <p>ファンドからの投資後に投資先企業のI P O達成状況、新規のファンド運営者への出資状況、地域ごとの企業への投資状況及び投資先の具体的成果の調査・分析等を行う。</p> <p>また、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）に規定する新たな規制の特例措置の適用を受けて新事業活動を行う者が必要とする資金の借入等、投資事業計画の認定を受けたベンチャーファンドの借入、地域再生法（平成17年法律第24号）に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）に規定する経営力向上計画並びに生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）に規定する新技術等実証計画及び革新的データ産業活用計画の認定を受けた事業者の借入等に対する債務保証を行う。なお、金融機関を中心に制度の周知を行う。</p>	<p>(3) 起業・創業・成長支援</p> <p>①中小企業・小規模事業者・地域中核企業等の成長段階に応じたリスクマネー供給の円滑化等（起業支援ファンド、中小企業成長支援ファンドの組成促進等）</p> <p>・中小企業・小規模事業者、地域中核企業等へのリスクマネー供給を円滑化するため、新規のファンドを運営しようとする者等に対し、制度説明や活用事例に関する情報提供等を行うことを通じて出資先候補の発掘に努めることにより、成長初期段階のベンチャー企業や成長分野への参入等の新事業展開、海外展開、健康・医療分野の事業展開など、新たな成長発展を目標とする中小企業・小規模事業者、地域中核企業等に投資を行う政策的意義の高いファンドを8ファンド以上組成する。</p> <p>・ファンドへの出資に当たっては、民間資金の呼び水としての役割に徹しつつリスク分散を考慮し事業採算性の確保を図るため、ファンド運営者の投資実績、投資先企業に対する経営支援実績等を重視したうえで外部有識者等の意見を踏まえた迅速かつ適切な審査を行い、投資対象企業の成長ステージ・業種、ファンド運営者の投資手法・エグジット戦略、組成時期などの面で多様なファンドに出資を行う。</p> <p>・組成後のファンドに対しては投資委員会へのオブザーバー参加やファンド運営者との面談等を通じて、投資決定プロセスや利益相反の確認、投資先支援活動の実態把握を行うなど、継続的なモニタリング等を徹底するとともに、ファンド運営者に対して機構の支援ツールや他の中小企業支援機関等の有効なツール等の情報提供を行うことで、投資先企業の事業成果の向上につなげる。</p> <p>・ファンドからの投資後に投資先企業のI P O達成状況、新規のファンド運営者への出資状況、地域毎の企業への投資状況などの</p>

			<p>調査・分析等を行う。また、成果目標として、IPOを達成した投資先企業の上場時の時価総額（公開価格ベース）が50億円以上となる割合が、新興市場全体の同割合を2割以上、上回ることをとする。ただし、IPOの達成状況や上場時の時価総額については経済状況に大きく影響を受けるため、前年度の実績も含めた2ヵ年度の実績により評価するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）に規定する革新的技術研究成果活用事業計画の認定を受けた新事業活動を行う者が必要とする資金の借入等、並びに特定新事業開拓投資事業計画または外部経営資源活用促進投資事業計画の認定を受けたベンチャーファンドの借入、地域再生法（平成17年法律第24号）に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画、中小企業等経営強化法に規定する社外高度人材活用新事業分野開拓計画及び経営力向上計画の認定を受けた事業者の借入等に対する債務保証を行う。審査については、制度の政策目的を踏まえつつ適切に行う。 令和4年度補正予算（第2号）により追加的に措置された出資金については、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」（令和4年10月28日閣議決定）に基づき措置されたことを認識し、将来の日本の雇用・所得・財政を支える新たな担い手となるグローバルメガスタートアップを創出するためのグローバルスタートアップ成長投資事業に活用する。 令和5年度補正予算により追加的に措置された出資金については、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）に基づき措置されたことを認識し、グループ化や事業再構築への取組を通じた成長を目指す中小企業へのリスクマネー供給やハンズオン支援を実施する中小グループ化・事業再構築支援ファンド出資事業に活用する。
		<p>②インキュベーション施設におけるハイテクベンチャー支援 機構が保有するインキュベーション施設の入居企業に対し、施設に常駐するインキュベーションマネージャーがベンチャーキャピタル、大企業、大学及び地域の中小企業支援機関等と連携し、資金調達・人材・販路・経営ノウハウ等の経営課題解決のために多様な支援ツールを活用した総合的な支援を行い、成長分野への参入や新事業創出に向けて、事業化の促進を行う。</p>	<p>②インキュベーション施設におけるハイテクベンチャー支援 ・機構が保有するインキュベーション施設の入居企業に対し、施設に常駐するインキュベーションマネージャーがベンチャーキャピタル、大企業、大学及び地域の中小企業支援機関等と連携し、資金調達・人材確保・販路開拓・経営ノウハウ等の経営課題に対する相談・助言、機構の持つ多様な支援ツールを活用した総合的な支援を行い、成長分野への参入や新事業の創出等に向けて、事業化の促進を行う。</p> <p>地域のベンチャー支援機関等と連携しながら支援ネットワークを強化することにより、インキュベーション施設におけるソフト支援の一層の充実を図る。</p> <p>これらの取組を通じ、退去企業の施設退去時における売上計上率を70%以上とする。また、施設退去後2年経過後の支援先の</p>

			売上高及び従業者数の増減率、資本規模、地域への定着状況等の調査・分析等を行う。
		<p>③ベンチャー支援</p> <p>将来の地域中核企業等の創出のため、地域のベンチャー企業等に対し、ベンチャーキャピタル、アクセラレーター、大企業、成功起業家、大学及び地域の中小企業支援機関等との支援ネットワークを構築するとともに、機構の多様な支援ツール等を活用することにより、資金調達及び事業提携等の実現に向けた支援を行う。</p>	<p>③ベンチャー支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来の地域中核企業等の創出のため、ベンチャーキャピタル、アクセラレーター、大企業、成功起業家、大学及び地域の中小企業支援機関等との支援ネットワークを構築する。地域のベンチャー企業等に対し、資金調達及び事業提携等の実現に向けた経営課題の解決を図るため、構築した支援ネットワークと機構の多様な支援ツール等を組み合わせた相談・助言、セミナー、マッチング等による複合的な支援を行う。 ・機構が保有するもの以外のインキュベーション施設等に集積するベンチャー企業の事業化促進等支援ニーズに応えるためインキュベーションマネージャー派遣等支援を行う。
		<p>④創業に対する情報提供・助言等</p> <p>創業者及び創業を支援する地域支援機関等に対して、支援施策・成功事例等に関する情報提供を行う。</p> <p>AI・ITを活用し、起業の準備者への情報提供・助言を行うとともに、地域の創業支援機関等を適切に紹介するなど、より効果的な起業を促す。</p> <p>また、中小企業大学校東京校を創業者の育成を行う地域の拠点とし、創業者への施設提供と企業経営経験者等による相談・助言等を一体的に行う。</p>	<p>④創業に対する情報提供・助言等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・起業事例として模範的な経営者等を発掘・表彰する事業（Japan Venture Awards）を行うとともに、創業機運の向上やアントレプレナーシップの醸成に向けて、セミナー等により創業やベンチャー企業の取組事例を紹介する。 ・産業競争力強化法における創業支援等事業計画の認定を受けた市町村や創業支援機関に対し、創業支援スキルの向上に資する支援ノウハウを提供するとともに、起業家教育などの創業無関心者への創業機運醸成や創業関心者への意識啓発など、創業に至るまでの各段階の支援に役立つ情報提供その他の必要な協力を行う。また、AI・ITを活用した起業の準備者への情報提供・助言を行い、地域の創業支援機関等を適切に紹介する。 ・中小企業大学校東京校施設の一部を、創業者の育成を行う地域の拠点として運営し、支援運営内容の充実化を図り、創業者への施設提供と企業経営経験者等による相談・助言等を一体的に行う。
	<p>(4) 事業再構築支援</p> <p>中小企業等事業再構築促進事業の基金設置法人として、機構は基金の管理・運用を適切かつ確実に実施する。また、機構は国及び事務局と緊密に連携して、事業者及び認定経営革新等支援機関・金融機関による計画の策定や事業者による計画の実施に対する支援、事業の進捗状況の確認や改善指導、事業の評価その他中小企業の事業再構築に対する総合的な支援を適切かつ効果的に実施できるよう、情報提供や相談対応等、所要の推進体制を整備した上で支援を行う。</p> <p>さらに、中小企業等事業再構築促進事業の採択事業者に留まらず、より幅広い事業者の事業再構築が進むよう、中小企業等事業</p>	<p>(4) 事業再構築支援</p> <p>中小企業等事業再構築促進事業の基金設置法人として、機構は基金の管理・運用を適切かつ確実に実施する。また、機構は国及び事務局と緊密に連携して、事業者及び認定経営革新等支援機関・金融機関による計画の策定や事業者による計画の実施に対する支援、事業の進捗状況の確認や改善指導、事業の評価その他中小企業の事業再構築に対する総合的な支援を適切かつ効果的に実施できるよう、情報提供や相談対応等、所要の推進体制を整備した上で支援を行う。</p> <p>さらに、令和4年度からの新たな取組みとして、中小企業等事業再構築促進事業の採択事業者に留まらず、より幅広い事業者の</p>	<p>(4) 事業再構築支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業等事業再構築促進事業の基金設置法人として、機構は基金の管理・運用を適切かつ確実に実施する。また、機構は国及び事務局と緊密に連携して、事業者及び認定経営革新等支援機関・金融機関による計画の策定や事業者による計画の実施に対する支援、事業の進捗状況の確認や改善指導、事業の評価その他中小企業の事業再構築に対する総合的な支援を適切かつ効果的に実施できるよう、制度の内容や支援策、優良取組事例の周知・広報並びにこれら事業者の制度対応や事業再構築に係る相談対応等、所要の推進体制を整備した上で支援を行う。

	<p>再構築促進事業を通じて得られた知見も活用しつつ、先進事例の普及、専門家によるハンズオン支援やノウハウ提供、事業者間連携の促進等の支援を行う。</p>	<p>事業再構築が進むよう、中小企業等事業再構築促進事業を通じて得られた知見も活用しつつ、先進事例の普及、専門家によるハンズオン支援やノウハウ提供、事業者間連携の促進等の支援を行う。</p>	<p>・令和3年度補正予算（第1号）により追加的に措置された補助金については、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）に基づき措置されたことを認識し、要件の見直しや新たな申請類型を創設した中小企業等事業再構築促進事業に活用する。</p> <p>・より幅広い中小企業・小規模事業者の事業再構築が進むよう、中小企業等事業再構築促進事業を通じて得られた知見も活用しつつ、専門家によるハンズオン支援や事業再構築計画の事業化率向上に資する研修等の支援を行う。</p> <p>・令和4年度新型コロナウイルス感染症対策予備費により追加的に措置された補助金については、コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」（令和4年4月26日閣議決定）に基づき措置されたことを認識し、加給措置や新たな申請類型を創設した中小企業等事業再構築促進事業に活用する。</p> <p>・令和4年度補正予算（第2号）により追加的に措置された補助金については、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」（令和4年10月28日閣議決定）に基づき措置されたことを認識し、新たな申請類型の創設、補助上限の引上げ、要件緩和を行う中小企業等事業再構築促進事業に活用する。</p> <p>・令和5年度補正予算により追加的に措置された補助金については、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）に基づき措置されたことを認識し、中小企業等事業再構築促進基金を活用した中小企業省力化投資補助事業で活用する。</p>
	<p>【指標3-1】</p> <p>・中期目標期間において、中小企業・小規模事業者と海外企業との商談会終了後の成約率（商談継続中を含む。）を毎年度6%以上増加させ、最終年度に成約率33%以上とする。【基幹目標】（新規設定）</p> <p>【指標3-2】</p> <p>・中期目標期間において、海外展開支援企業数を2万社以上とする。（2015～2017年度実績：1.1万社）</p> <p>【指標3-3】</p> <p>・機構が出資したファンドの投資先の中期目標期間における上場時の時価総額が50億円以上となる割合が、新興市場全体の同割合を、2割以上、上回ることとする。（新規設定）（[参考]2014～2017年：1.8割）</p> <p>【指標3-4】</p>	<p>【指標3-1】</p> <p>・中期目標期間において、中小企業・小規模事業者と海外企業との商談会終了後の成約率（商談継続中を含む。）を毎年度6%以上増加させ、最終年度に成約率33%以上とする。【基幹目標】（新規設定）</p> <p>【指標3-2】</p> <p>・中期目標期間において、海外展開支援企業数を2万社以上とする。（2015～2017年度実績：1.1万社）</p> <p>【指標3-3】</p> <p>・機構が出資したファンドの投資先の中期目標期間における上場時の時価総額が50億円以上となる割合のが、新興市場全体の同割合を、2割以上、上回ることとする。（新規設定）（[参考]2014～2017年：1.8割）</p> <p>【指標3-4】</p>	<p>【指標】</p> <p>・中小企業・小規模事業者と海外企業との商談会終了後の成約率（商談継続中を含む。）：33%以上【基幹目標】</p> <p>・海外展開支援企業数：4,000社以上</p> <p>・機構が出資したファンドの投資先の上場時の時価総額が50億円以上となる割合：新興市場全体の同割合を2割以上、上回る</p>

	<p>・中期目標期間において、起業支援ファンド及び中小企業成長支援ファンド新規組成数（事業承継ファンドを除く。）を40本以上とする。（前中期目標期間実績（2017年度末実績）：53ファンド（うち、第4期中期目標期間には対象としない事業承継ファンド11本を含む。））</p>	<p>・中期目標期間において、起業支援ファンド及び中小企業成長支援ファンド新規組成数（事業承継ファンドを除く。）を40本以上とする。（前中期目標期間実績（2017年度末実績）：53ファンド（うち、第4期中期目標期間には対象としない事業承継ファンド11本を含む。））</p> <p>【指標3-5】</p> <p>・中期目標期間終了時において、中小企業等事業再構築促進事業により事業再構築に取り組んだ事業者のうち、付加価値額又は従業員1人当たり付加価値額の年率平均増加率が3.0%以上となる者の割合を5割以上とする。【基幹目標】</p>	<p>・起業支援ファンド及び中小企業成長支援ファンド新規組成数（事業承継ファンドを除く。）：8本以上</p> <p>・インキュベーション施設の退去企業の施設退去時における売上計上率：70%以上</p>
<p>I-4 経営環境の変化への対応の円滑化</p>	<p>4. 経営環境の変化への対応の円滑化</p> <p>経営資源の確保等が困難な中小企業・小規模事業者にとって、必ずしも事業者の責めに帰することのできない経済的社会的環境の変化が経営を著しく不安定にするおそれがある。</p> <p>中小企業・小規模事業者が経営環境の変化に対し円滑に対応し、経営の安定が図られるようにするため、機構は、将来の事業の廃止等に備えるための小規模企業共済制度及び連鎖倒産の防止のためのセーフティネットである中小企業倒産防止共済制度の確実な運営、両共済制度の基幹システムの大規模な改修への着手、自主的な努力だけでは対応が困難な状況にある中小企業・小規模事業者の事業再生を促進する支援等を行う。</p> <p>また、東日本大震災及び大規模な自然災害等への対応については、国の政策展開と連携しつつ、これまでの知見とノウハウを活用し機動的に復興・再生を支援する。</p>	<p>4. 経営環境の変化への対応の円滑化</p> <p>経営資源の確保等が困難な中小企業・小規模事業者にとって、必ずしも事業者の責めに帰することのできない経済的社会的環境の変化が経営を著しく不安定にするおそれがある。</p> <p>中小企業・小規模事業者が経営環境の変化に対し円滑に対応し、経営の安定が図られるようにするため、機構は、将来の事業の廃止等に備えるための小規模企業共済制度及び連鎖倒産の防止のためのセーフティネットである中小企業倒産防止共済制度の確実な運営、両共済制度の基幹システムの大規模な改修への着手、自主的な努力だけでは対応が困難な状況にある中小企業・小規模事業者の事業再生を促進する支援等を行う。</p> <p>また、東日本大震災及び大規模な自然災害等への対応については、国の政策展開と連携しつつ、これまでの知見とノウハウを活用し機動的に復興・再生を支援する。</p> <p>令和2年度補正予算（第1号）により追加的に措置された交付金及び補助金については、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月7日閣議決定）に基づいて措置されたことを認識し、以下の事業のために活用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者・個人事業主（事業性のあるフリーランス含む）に対する、株式会社日本政策金融公庫・株式会社商工組合中央金庫等の融資分の利子補給 ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者・個人事業主（事業性のあるフリーランス含む）に対する、都道府県等の制度融資分の利子補給 ・認定経営革新等支援機関による、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業・小規模事業者向けの経営改善計画等の策定支援の強化 	<p>4. 経営環境の変化への対応の円滑化</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・再生計画策定の指導・助言、専門人材の紹介・派遣等を通じた中小企業再生支援協議会の強化 ・新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業・小規模事業者の経営相談対応等を行う支援機関等向けの専門家派遣 ・感染症対策を含む中小企業強靱化対策として行う事業継続力強化計画等の策定支援、普及啓発 <p>令和2年度補正予算（第2号）により追加的に措置された補助金及び出資金については、新型コロナウイルス感染症対策の強化を図るために措置されたことを認識し、以下の事業のために活用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者・個人事業主（事業性のあるフリーランス含む）に対する、株式会社日本政策金融公庫・株式会社商工組合中央金庫等の融資分の利子補給の拡充 ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者・個人事業主（事業性のあるフリーランス含む）に対する、都道府県等の制度融資分の利子補給の拡充 ・新型コロナウイルス感染症の影響を受け、過大な債務を抱えた中小企業の再生を図るための中小企業再生ファンドの拡充 <p>令和2年度補正予算（第3号）により追加的に措置された補助金については、令和2年7月豪雨において被害を受けた地域の中小企業・小規模事業者の復旧・復興を図るために措置されたことを認識し、当該事業者に対するなりわい再建資金利子補給事業のために活用する。</p> <p>令和2年度補正予算（第1号、第2号及び第3号）により実施する事業は令和2年度の途中から講じられるが、同年度及びそれ以降の業務実績等報告書に実施状況を記載する。</p> <p>令和3年度補正予算（第1号）により追加的に措置された補助金及び出資金については、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）に基づき措置されたことを認識し、以下の事業に活用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年7月豪雨において被害を受けた地域の中小企業・小規模事業者の復旧・復興を図るためのなりわい再建資金利子補給事業 ・過大な債務を抱えた中小企業の再生を図るための中小企業再生ファンドの拡充 <p>令和3年度補正予算（第1号）により実施する事業は、令和3年度の途中から講じられるが、同年度及びそれ以降の業務実績等報告書に実施状況を記載する。</p>	
--	--	--	--

	<p>(1) 小規模企業共済制度及び中小企業倒産防止共済制度の確実な運営</p> <p>将来の事業の廃止等に備えるための小規模企業共済制度及び連鎖倒産の防止のためのセーフティネットである中小企業倒産防止共済制度については、機構が毎年度策定する加入促進計画に基づき、加入促進に取り組む。特に、小規模企業共済制度は、より多くの小規模事業者を利用してもらう政策的な意義の観点や制度の安定的な運営の観点などから、加入対象者数及び脱退者数等を勘案して前期中期目標期間末の在籍割合を第4期中期目標期間末において向上させるために、新規加入に重点を置き、積極的に加入促進を行うとともに、代理店・委託団体等（以下「委託機関等」という。）に対し、新規加入件数の増加による在籍率の向上に向けた支援を行う。</p> <p>また、小規模企業共済事業及び中小企業倒産防止共済事業運営の基幹システムについて、政策要請への迅速な対応等を含む事業継続性の観点並びに事務品質の向上と顧客の利便性向上及び運営主体としての生産性向上を目的として、業務フローの見直しにより業務の効率化・合理化を行うとともに、大規模なシステム改修に着手する。</p> <p>具体的には、システム化構想・計画の策定を早急に行い、業務フロー及び業務・システム要件の定義を決定し、2023年度末までにシステム開発に着手する。その際、進捗段階に応じて妥当性、安全性、効率性等を確認する体制を構築し、進めることとする。</p> <p>また、小規模企業共済事業の運営に要する経費について、運営費交付金に依拠しないことを基本とする運営を行うべく取組を進めるとともに、中小企業倒産防止共済事業においても同様の運営を行えるか、その方策も含めて検討を行っていく。</p>	<p>(1) 小規模企業共済制度及び中小企業倒産防止共済制度の確実な運営</p> <p>小規模企業共済制度及び中小企業倒産防止共済制度の加入促進については、加入促進に特に重点を置く地域や期間を定めるとともに、代理店・委託団体等（以下「委託機関等」という。）の顧客特性を踏まえた加入促進計画を毎年度策定し、これに基づいた活動を着実に実施する。特に、小規模企業共済制度は、より多くの小規模事業者を利用してもらう政策的な意義の観点や制度の安定的な運営の観点などから、加入対象者数及び脱退者数等を勘案して前期中期目標期間末の在籍割合を第4期中期目標期間末において向上させるために、新規加入に重点を置き、積極的に加入促進を行う。委託機関等に対し、制度の意義、施策としての重要性を普及させるための説明会等の開催や効果的な加入促進事例の情報提供など新規加入件数の増加による在籍率の向上に向けた支援を行う。</p> <p>また、小規模企業共済事業及び中小企業倒産防止共済事業運営の基幹システムについて、政策要請への迅速な対応等を含む事業継続性の観点並びに事務品質の向上と顧客の利便性向上及び運営主体としての生産性向上を目的として、業務フローの見直しにより業務の効率化・合理化を行うとともに、大規模なシステム改修に着手する。</p> <p>具体的には、システム化構想・計画の策定を早急に行い、業務フロー及び業務・システム要件の定義を決定し、2023年度末までにシステム開発に着手する。その際、進捗段階に応じて妥当性、安全性、効率性等について、機構外の専門家による確認体制を構築し、進めることとする。</p> <p>また、小規模企業共済事業の運営に要する経費について、運営費交付金に依拠しないことを基本とする運営を行うべく取組を進め、機構の運営費交付金の効果的な施策への活用を行うとともに、中小企業倒産防止共済事業においても同様の運営を行えるか、その方策も含めて検討を行っていく。</p>	<p>(1) 小規模企業共済制度及び中小企業倒産防止共済制度の確実な運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模企業共済制度の政策的な意義及び安定的な運営の観点から、2023年度における在籍率について、加入対象者数及び脱退者数等を踏まえたうえで、前期中期目標期間末の在籍率を16%ポイント以上向上する。 ・小規模企業共済制度及び中小企業倒産防止共済制度に係る2023年度加入促進計画を策定し、地方公共団体、地域の中小企業支援機関等の協力の下、期間加入促進運動（加入促進強調月間、確定申告期運動等）、代理店・委託団体等（以下「委託機関等」という。）へのトップセールスなどを実施し、両共済制度の普及及び加入促進を図る。 ・小規模企業共済制度の普及及び加入促進による在籍率の向上を図るため、委託機関、関係機関等に対し、制度説明会の開催や効果的な加入促進策の横展開等を積極的に実施する。 <p>こうした取組を通じ、小規模企業共済制度の委託機関等への支援件数を4,000件以上とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入者へ実施している認知媒体調査の結果を今後の加入促進施策の企画・立案、実施の際に反映させることで、より効率的・効果的な加入促進を実施する。 ・若年層が多いフリーランスや、創業間もない経営者や創業を目指す者に対して引続き普及活動を実施するとともに、オンラインとの親和性が高いと見込まれる業界に対して新たにアプローチする。 ・上記の重点ターゲットへの制度の普及及び加入促進を図るため、インターネットやSNS 広告の強化や、共済ホームページのコンテンツの充実を図る。 ・契約者等の利便性の更なる向上及び業務効率化・合理化のため、2025年9月から開始する本格的なオンライン化に向け、システム開発や実施体制の整備をスケジュールに沿って着実に進める。 ・2023年9月から先行的に開始する一部の共済手続きのオンライン化について、着実に実施するため、システムのテスト検証、マニュアルの整備、教育の実施に取り組む。 ・契約者に向けては、2023年9月からのオンライン化の前に画面イメージや操作方法について案内を送付する。また、前掲の共済ホームページにおいて、オンライン手続きを分かりやすく案内する。 ・委託機関向けには、2023年2月から実施しているオンライン化の全体概要やスケジュール説明会を引続き実施し、さらに6月
--	---	--	---

			<p>から 7 月にかけて、具体的な手続きに関する説明会を開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、上記の他に前掲の共済ホームページにオンライン手続きを分かりやすく案内するとともに、商工共済ニュースにオンライン化特集記事を組み、発行回数も拡大するなど、丁寧な周知に努める。
	<p>(2) 中小企業・小規模事業者の事業再生等への支援</p> <p>中小企業再生支援全国本部として、機構は、自主的な努力だけでは経営再建が困難な状況にある中小企業・小規模事業者が適切な事業再生等の支援を受け、その活力の再生が促進されるよう事業再生の支援体制を強化する取組を実施する。支援に当たっては、中小企業・小規模事業者に対する一義的な支援機関である中小企業再生支援協議会（都道府県ごとに設置）が個々の中小企業・小規模事業者を支援する上で、どのような課題に直面し、それに対応するために機構に対してどのような支援ニーズを持っているかを把握することが重要である。具体的には、取引金融機関数が多数に上るケース、株主との権利調整が難航するケース、支援対象がグループ会社のケースなどの困難かつ複雑な再生案件が近年増加しており、これらに効率的・効果的に対応するため、各地の中小企業再生支援協議会が企業の再生支援を通じて蓄積した支援情報の相互共有や法務・税制面での高度な再生手法に係る専門的な助言が必要とのニーズがある。これらを踏まえ、中小企業再生支援全国本部は、全国の中小企業再生支援協議会が行う中小企業・小規模事業者への事業再生支援に対し、質の高い相談・助言を実施するほか、中小企業再生支援協議会に対し、専門家の派遣、支援体制のPDC Aサイクル構築に関する支援、ITを活用したネットワークシステムの提供と情報分析等による支援ノウハウの集約・共有や業務の効率化に関する支援等を実施する。加えて、全国の地域金融機関等との対話を通じ、事業再生等の支援に係る普及・啓発・連携・協働等を行う。</p> <p>また、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第134条第2項に規定する認定支援機関を通じて中小企業・小規模事業者による経営改善・生産性向上の取組を支援する。</p> <p>さらに、地域金融機関等と連携した再生ファンドを組成することで、中小企業再生支援協議会との連携・協働による中小企業・小規模事業者の事業再生の取組に貢献する。</p>	<p>(2) 中小企業・小規模事業者の事業再生等への支援</p> <p>①中小企業・小規模事業者の再生支援</p> <p>中小企業再生支援全国本部として、中小企業・小規模事業者の事業再生に貢献する。具体的には、自主的な努力だけでは経営再建が困難な状況にある中小企業・小規模事業者が適切な事業再生の支援を受けられるようにするため、全国の中小企業再生支援協議会が行う中小企業・小規模事業者への事業再生支援に対し、質の高い相談・助言を実施するほか、中小企業再生支援協議会に対し、専門家の派遣、支援体制のPDC Aサイクル構築に関する支援、先進事例や案件情報の収集・提供、統一的な事業運営基準の明示やITを活用したネットワークシステムの提供と情報分析等による支援ノウハウの集約・共有や業務の効率化に関する支援、中小企業再生支援協議会の支援能力を向上させるための専門家等に対する研修を実施する。</p> <p>これらに加え、全国の地域金融機関、商工団体、士業団体等との対話を通じ、事業再生等の支援に係る普及・啓発・連携・協働を行うとともに、中小企業再生支援協議会が他の関係支援機関と積極的に支援制度を相互活用できるよう、各関係支援機関の全国組織等との意見交換や勉強会を行う。また、事業引継ぎ支援センターへの相談案件の一定割合が経営改善・事業再生を必要としている現状に鑑み、中小企業再生支援全国本部と中小企業事業引継ぎ支援全国本部の緊密な連携が取れる体制での事業マネジメントを行うとともに、各地域において中小企業再生支援協議会が事業引継ぎ支援センターと連携・協働して中小企業・小規模事業者が抱える課題の解決に寄与するよう、双方の一層の連携強化を図る。</p>	<p>(2) 中小企業・小規模事業者の事業再生等への支援</p> <p>①中小企業・小規模事業者の再生支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業活性化全国本部（以下「全国本部」という。）として、全国の中小企業活性化協議会（以下「協議会」という。）に対して、質の高い相談・助言、専門家の派遣、支援体制のPDC Aサイクル構築に関する支援、先進事例や案件情報の収集・提供など、中小企業・小規模事業者から協議会に求められる収益力改善、経営改善、事業再生及び廃業案件に効率的・効果的に対応するための、具体的な解決策の提案などを行い、協議会事業を通じて、自主的な努力だけでは経営再建が困難な状況にある中小企業・小規模事業者が適切な収益力改善や事業再生等の支援を受けられるようにする。 ・全国本部の協議会に対する相談・助言による協議会の課題解決率を70%以上とする。 ・協議会の支援能力を向上させるための専門家等に対する研修については、各支援現場に戻った受講者が複雑化する再生案件への対応に役立つよう、実践的な内容を取り上げたものとする。 ・また、協議会に対して、統一的な事業運営基準を明示し、ITを活用したネットワークシステムを提供することにより、情報分析等による支援ノウハウの集約・共有や業務の効率化に関する支援を強化する。 ・さらに、全国の地域金融機関、商工団体、士業団体等への積極的な訪問等のアプローチより事業再生等の支援に係る普及・啓発・連携・協働を行い、より早期での相談・持込みの促進に努める。また、再チャレンジ支援の定着化と経営者保証ガイドライン単独型の一層の普及に努める。 ・また、協議会が他の関係支援機関と積極的に支援制度を相互活用できるよう、各関係支援機関の全国組織等との意見交換や勉強会を行う。特に、事業承継・引継ぎ支援センターやヨロズ支援拠点等との連携を促進し、収益力改善やガバナンス体制の整備支援等の経営者が抱える事業再生以外の課題の解決にも寄与する。

		<p>②中小企業・小規模事業者の経営改善</p> <p>経営改善の取組を必要とする中小企業・小規模事業者が行う経営改善計画策定を支援することにより経営改善・生産性向上の取組を支援する。</p>	<p>②中小企業・小規模事業者の経営改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定経営革新等支援機関が中小企業・小規模事業者の依頼を受けて実施する経営改善計画策定支援事業、早期経営改善計画策定支援事業及び中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき第三者支援専門家（認定経営革新等支援機関に限る）が実施する事業再生計画策定支援事業、弁済計画策定支援事業の利用申請受け等の業務を行う認定支援機関等に対して、統一的な判断に資する事業運営基準の整備、執行効率化に向けた業務運営方法の提案、適切な助言・指導等を行う。 ・令和2年度補正予算（第1号）により追加的に措置された補助金については、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月7日閣議決定）に基づいて措置されたことを認識し、認定経営革新等支援機関による、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業・小規模事業者向けの経営改善計画等の策定支援の強化のために活用する。 ・社会環境や市場環境の影響により事業が停滞したベンチャー企業に対し、公認会計士等の専門家が資金調達・資本政策、事業の大幅見直し・新たな経営戦略策定、M&A等に関する相談・助言を行い、ベンチャー企業の再発進・再挑戦を促進する。
		<p>③再生ファンドによる事業再生支援等</p> <p>地域金融機関等と連携して再生ファンドを組成し、中小企業再生支援協議会との連携・協働により中小企業・小規模事業者の事業再生の取組に貢献する。組成したファンドに対しては、継続的なモニタリング等を通じて運営面でのガバナンスを向上させるとともに、各種情報や機構支援ツールの提供等を行うことにより、投資先企業の再生を支援する。</p> <p>また、産業競争力強化法に規定する事業再編や事業再生を図るための借入等、農業競争力強化支援法（平成29年法律第35号）に規定する事業再編や事業参入を図るための借入等及び中小企業等経営強化法に規定する事業再編投資計画の認定を受けたファンドの借入に対する債務保証を行う。なお、金融機関を中心に制度の周知を行う。</p>	<p>③再生ファンドによる事業再生支援等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業活性化協議会等との連携の下、地域金融機関、信用保証協会、ファンド運営者に対して制度説明や先進事例に関する情報提供等を行うとともに、既存ファンドの投資進捗及び新規ファンドに対する事業再生ニーズの把握を踏まえ、中小企業再生ファンドの組成促進を行い、中小企業・小規模事業者の事業再生の取組に貢献する。 ・組成後のファンドに対しては投資委員会へのオブザーバー参加やファンド運営者との面談等を通じて、投資決定プロセスや利益相反の確認、投資先支援活動の実態把握を行うなど、継続的なモニタリング等を徹底するとともに、ファンド運営者に対する再生事例の紹介や機構支援ツールの情報提供等を通じて、事業成果の向上につなげる。 ・これらの取組による成果の目標は、ファンドからの投資先企業の存続とし、その達成状況を把握するため、投資先企業の存続率等の調査・分析を行う。 ・産業競争力強化法に規定する事業再編や事業再生を図るための借入等、農業競争力強化支援法（平成29年法律第35号）に規定する事業再編や事業参入を図るための借入等及び中小企業等経営強化法に規定する事業再編投資計画の認定を受けたファンドの借入に対する債務保証を行う。審査については制度の政策目的を踏まえつつ適切に行う。

			<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度補正予算（第2号）により追加的に措置された出資金については、新型コロナウイルス感染症対策の強化を図るために措置されたことを認識し、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、過大な債務を抱えた中小企業の再生を図るための中小企業再生ファンドの拡充のために活用する。 ・令和3年度補正予算（第1号）により追加的に措置された出資金については、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）に基づき措置されたことを認識し、過大な債務を抱えた中小企業の再生を図るための中小企業再生ファンドの拡充に活用する。
	<p>（3）大規模な自然災害等への機動的な対応</p> <p>東日本大震災により被災した地域について、機構は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）などの関係法令に基づく国の政策展開と連携して、その復興の進捗に適合した支援を行う。その中でも特に原子力災害により深刻な被害を受けた福島復興・再生について、引き続きその求められる役割を果たし、中小企業・小規模事業者等の事業再開に貢献する。</p> <p>また、大規模な自然災害等が発生した場合には、これまでの知見とノウハウを活用して、機動的に支援を行う。</p>	<p>（3）大規模な自然災害等への機動的な対応</p> <p>①東日本大震災の復興・再生支援</p> <p>東日本大震災により被災した地域について、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）などの関係法令に基づく国の政策展開と連携して、国の復興・創生期間での出口を目指し、その復興の進捗度と歩調を合わせた支援を展開する。</p> <p>その中でも特に原子力災害で深刻な被害を受けた福島復興・再生について、機構に求められる役割を果たすことで、中小企業・小規模事業者等の事業再開に貢献する。</p>	<p>（3）大規模な自然災害等への機動的な対応</p> <p>①東日本大震災の復興・再生支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針の変更（令和3年3月9日閣議決定）を踏まえ、地域により復興の異なる進捗状況に合わせ機構の知見とノウハウを最大限活用し、被災した地域及び中小企業・小規模事業者の復興と自立化に貢献する。 ・東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）に基づき著しい被害を受けた中小企業・小規模事業者等のための工場・事業場・店舗等の仮設施設整備及び当該施設の有効活用（移設・撤去等）に係る支援については、福島県原子力災害被災12市町村からの依頼に基づき、引き続き実施する。 ・原子力災害により被災した中小企業・小規模事業者の事業・生業の再建、自立化を支援するため、国・福島県・民間で設置する福島相双復興官民合同チームへ参画し、被災中小企業・小規模事業者への個別訪問等を通じて実態の把握等を行うとともに、これをきっかけとして、事業再開や自立化に向かって再スタートを果たそうとする意欲のある被災中小企業・小規模事業者に対し、機構の知見、ノウハウを活かし多様な支援策を提供していくことで福島の産業復興の加速化に貢献する。 ・「ALPS 処理水の処分に関する基本方針」（令和3年4月13日）並びに「ALPS 処理水処分に伴う当面の対策のとりまとめ」（令和3年8月24日）を踏まえ、国等と連携しながら、「ALPS 処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画」（令和5年1月）に基づき、ALPS 処理水の処分に伴う風評影響を受け得る北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び千葉県の中企業・小規模事業者等への当面の対策として、専門家派遣等の支援を行う。

			<ul style="list-style-type: none"> ・このほか原子力災害で深刻な被害を受けた福島復興・再生について、機構に求められる役割を果たすことで、被災中小企業・小規模事業者等の事業再開と自立化に貢献する。 ・東日本大震災で被害を受けた中小企業・小規模事業者等の二重債務問題に対応するため、2011年度に設立された産業復興機構への出資等を行う。加えて、産業復興機構の運営者に対する事務経費の支援、令和2年度までに産業復興相談センターにおいて、再生計画策定支援・債権買取支援の相談を受付けた被災中小企業・小規模事業者等に対して利子補給を行う財団に助成を行う基金の運営を行う。 ・令和2年度までに株式会社日本政策金融公庫等の東日本大震災復興特別貸付等を受けた被災中小企業・小規模事業者等に対して利子補給を行う財団等に助成を行う基金の運営を行う。 ・東日本大震災により被害を受けた中小企業等を対象とする被災道県が実施する貸付制度への支援を継続する。 ・原子力発電所事故によって甚大な影響を被る中小企業・小規模事業者等を対象とする福島県が実施する貸付制度への支援を継続する。
		<p>②大規模な自然災害等への対応</p> <p>大規模な自然災害等が発生した場合には、機構の知見とノウハウを結集し、中小企業・小規模事業者等への支援を国の政策展開と連携し機動的に行う。</p>	<p>②大規模な自然災害等への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模な自然災害等が発生した場合には、関係機関と連携をとり機構の知見とノウハウを結集し、中小企業・小規模事業者等への支援を国の政策展開と連携し機動的に行う。 ・令和2年7月豪雨災害により被災した熊本県の中小企業・小規模事業者等に対して、復興の程度を勘案しながら、専門家の派遣等を通じた相談・助言を行う。 ・令和元年台風第19号災害により被災した宮城県・福島県・栃木県・長野県の中小企業・小規模事業者等に対して、復興の程度を勘案しながら、専門家の派遣等を通じた相談・助言を行う。 ・令和3年2月に発生した福島県沖地震により被災した中小企業・小規模事業者等を対象とする岩手・宮城・福島県が実施する貸付制度への支援を行う。 ・令和元年台風第19号により被災した中小企業・小規模事業者等を対象とする宮城県・福島県・栃木県が実施する貸付制度への支援を継続する。 ・平成30年7月豪雨により被災した中小企業・小規模事業者等を対象とする岡山県・広島県・愛媛県が実施する貸付制度への支援を継続する。 ・熊本地震により被災した中小企業・小規模事業者等を対象とする熊本県が実施する貸付制度への支援を継続する。 ・機構が有する中小企業支援機関等とのネットワークと緊密な連携関係及びこれまで培ってきた経営支援ノウハウを活かし、中小

			<p>企業・小規模事業者による事業継続力強化計画及び複数の中小企業・小規模事業者による連携事業継続力強化計画の策定支援を行うとともに、これらの策定を支援する人材の育成、中小企業・小規模事業者等に対する積極的な情報提供・普及啓発活動に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度補正予算（第1号）により追加的に措置された交付金及び補助金については、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月7日閣議決定）に基づいて措置されたことを認識し、以下の事業のために活用する。 <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者・個人事業主（事業性のあるフリーランス含む）に対する、株式会社日本政策金融公庫・株式会社商工組合中央金庫等の融資分の利子補給 ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者・個人事業主（事業性のあるフリーランス含む）に対する、都道府県等の制度融資分の利子補給 ・新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業・小規模事業者の経営相談対応等を行う支援機関等向けの専門家派遣 ・令和2年度補正予算（第2号）により追加的に措置された補助金については、新型コロナウイルス感染症対策の強化を図るために措置されたことを認識し、以下の事業のために活用する。 <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者・個人事業主（事業性のあるフリーランス含む）に対する、株式会社日本政策金融公庫・株式会社商工組合中央金庫等の融資分の利子補給の拡充 ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者・個人事業主（事業性のあるフリーランス含む）に対する、都道府県等の制度融資分の利子補給の拡充 ・令和3年度補正予算（第1号）により追加的に措置された補助金については、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）に基づき措置されたことを認識し、令和2年7月豪雨において被害を受けた地域の中小企業・小規模事業者の復旧・復興を図るためのなりわい再建資金利子補給事業に活用する。
	<p>【指標4-1】 ・中期目標期間終了時において、小規模企業共済制度の在籍率を、前中期目標期間終了時より16%ポイント以上向上させる。 【基幹目標】（新規設定）（[参考] 2017年度末実績：46.8%）</p> <p>【指標4-2】</p>	<p>【指標4-1】 ・中期目標期間終了時において、小規模企業共済制度の在籍率を、前中期目標期間終了時より16%ポイント以上向上させる。 【基幹目標】（新規設定）（[参考] 2017年度末実績：46.8%）</p> <p>【指標4-2】</p>	<p>【指標】 ・小規模企業共済制度の在籍率：前中期目標期間終了時より16%ポイント以上向上 【基幹目標】</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・中期目標期間において、小規模企業共済制度の委託機関等への支援件数を2万件以上とする。(新規設定)〔参考〕前中期目標期間実績(2017年度末実績):役員等による委託機関等への訪問件数473件) 	<ul style="list-style-type: none"> ・中期目標期間において、小規模企業共済制度の委託機関等への支援件数を2万件以上とする。(新規設定)〔参考〕前中期目標期間実績(2017年度末実績):役員等による委託機関等への訪問件数473件) 	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模企業共済制度の委託機関等への支援件数:4,000件以上 ・再生支援全国本部の再生支援協議会に対する相談・助言による再生支援協議会の課題解決率:70%以上
II-1 業務運営の効率化に関する事項	<p>限りあるリソースのなか、以上に述べた国民に対して提供するサービスを的確に提供し、効率的かつ着実に成果を上げていくために、理事長によるリーダーシップ、トップマネジメントの下、以下の取組を持続的に推進していく。</p>	<p>限りあるリソースのなか、以上に述べた国民に対して提供するサービスを的確に提供し、効率的かつ着実に成果を上げていくために、理事長によるリーダーシップ、トップマネジメントの下、以下の取組を持続的に推進していく。</p>	<p>限りあるリソースのなか、以上に述べた国民に対して提供するサービスを的確に提供し、効率的かつ着実に成果を上げていくために、理事長によるリーダーシップ、トップマネジメントの下、以下の取組を持続的に推進していく。</p>
	<p>1. 顧客重視</p> <p>(1) 顧客重視の業務運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・顧客重視を第一とし、中小企業・小規模事業者や地域の中小企業支援機関等が時間・距離・コストの制約を越えてアクセスできるようAI・ITを活用し、358万の中小企業・小規模事業者に対する支援施策のより一層の利用促進と支援の質の向上を図る。 ・業務運営の効率化を図りつつ実効性のある質の高い支援を実現するため、現場主義を徹底し、現場ニーズの吸い上げを行い、不断に制度・業務を改善するとともに、経済産業大臣等に対し、現場の「気付き」を迅速に提言することで施策の改善や新たな施策への反映を図る。 ・広域的な実施体制を効果的かつ効率的に運用し、機構自らがカバーできていない中小企業・小規模事業者への支援の拡大やより効果的・効率的な支援の提供などの観点から、引き続き政府関係機関、独立行政法人、地方公共団体、地域の中小企業支援機関、民間企業等と連携・協働を図るとともに、既存の連携先のみならず、これらの中の新たな機関との連携・協働について模索していくことで、中小企業・小規模事業者に対し機動的な支援を行う。 	<p>1. 顧客重視</p> <p>(1) 顧客重視の業務運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業・小規模事業者や地域の中小企業支援機関等が時間・距離・コストの制約を越えてアクセスできるようAI・ITを活用し、358万の中小企業・小規模事業者に対する支援施策のより一層の利用促進と支援の質の向上を図る。 ・支援現場における地域や中小企業・小規模事業者のニーズの吸い上げを行い、顧客視点で支援の現場ニーズに即した前例にとらわれない柔軟な発想による取組や支援施策への反映を積極的に推進することとし、不断に制度・業務を改善するとともに、経済産業大臣等に対し、現場の「気付き」を迅速に提言することで施策の改善や新たな施策への反映を図り、実効性のある質の高い支援の実現を目指す。 ・顧客重視を第一とし、地域本部等をはじめとした広域的な実施体制を、効果的かつ効率的に運用する。 ・機構自らがカバーできていない中小企業・小規模事業者への支援の拡大やより効果的・効率的な支援の提供などの観点から、引き続き政府関係機関、独立行政法人、地方公共団体、地域の中小企業支援機関、民間企業等と連携・協働を図るとともに、既存の連携先のみならず、これらの中の新たな機関との連携・協働について模索することで多様な支援の担い手等とのネットワークを強化し、機構はその専門的な知見を活かして、中小企業・小規模事業者に対し機動的な支援を行う。 	<p>1. 顧客重視</p> <p>(1) 顧客重視の業務運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業・小規模事業者や地域の中小企業支援機関等が時間・距離・コストの制約を越えてアクセスできるようAI・ITを活用し、358万の中小企業・小規模事業者に対する支援施策のより一層の利用促進と支援の質の向上を図る。 ・顧客視点で前例にとらわれない柔軟な発想による取組を積極的に推進することとし、制度・業務の改善や新たな施策に反映するため、支援現場における地域や中小企業・小規模事業者のニーズの吸い上げを行う。 ・顧客重視を第一とし、経営方針の徹底及び組織全体に関わる重要課題への対応を行う。また、そのために必要な組織体制の見直しを図る。 ・利用者の利便性向上のため、静岡県について、所管を関東本部より中部本部へ変更する。 ・また、利便性の向上とともに中小企業施策普及の強化等のため、令和3年度設置した北関東及び山陰に加え、新たに3地域(静岡、播磨、筑豊・北九州)にエリアマネージャーを配置する。 ・政府関係機関、独立行政法人、地方公共団体、地域の中小企業支援機関、民間企業、NPO等の多様な支援の担い手等とのネットワークを強化し、機構はその専門的な知見を活かして、これらの関係機関との連携・協働を一層強化する。 ・中小企業SDGs応援宣言に基づき、中小企業者等へのSDGsに関する普及・啓蒙、幅広い相談対応、個社支援の深堀等を実施する。 ・そのために、SDGsに係る相談対応や支援機関と連携した取組から得られる支援ノウハウを共有することにより、職員の支援力のさらなる向上を図る。 ・DXの推進により、顧客本位のサービスの充実と機構における働きがい改革を目指す。具体的には、支援手続きのオンライン

			<p>化などにより顧客利便性の向上を図るとともに、各 データを一 元化し、これらの分析・共有能力を高めることや部門の枠を超え た広範な支援 施策の提案で事業者へ提供する価値の拡大とサー ビスの質の向上を図る。</p>
	<p>(2) 機構の認知度向上による支援施策の利用促進 支援施策の利用促進には、中小企業・小規模事業者それぞれ の課題や対応の必要性に気付いてもらうことが前提となる。その 上で、機構の提供するサービスを知ってもらうことが必要となる が、これには機構の存在、利用価値を含めた機構自身の認知度向 上を図っていくことが不可欠である。その情報発信には、中小企 業・小規模事業者に限らず、その家族、従業員、中小企業・小規 模事業者を支援する者、中小企業・小規模事業者と取引をする者 など幅広い層を対象にしていくことが重要となる。 第4期中期目標期間においては、SNSや動画配信などのウェブ メディアやローカルテレビなどのマスメディアといった様々なツ ールや機会を通じて周知啓発を強化し、機構の認知度に関するア ンケート調査や支援施策の利活用状況などにより適切にその効果 を把握・検証し、改善することにより、支援施策の普及展開を図 る。さらに、機構ホームページ及び中小企業ビジネス支援サイト 「J-Net21」などについて、それぞれの役割、機能の見直しを行 いつつ、更なる利便性向上と内容の充実を図り、中小企業 庁の「ミラサポ」をはじめとする他機関の中小企業・小規模事業 者支援ポータルサイトとの一層の効果的な連携を取りながら、事 業者・支援者等のユーザー目線に立って最適な情報提供を行う環 境を整備する。 また、中小企業支援メニューが大幅に拡充され、事業者からの関 心が一層高まっていることに加え、中小企業庁では、申請手続の 全面電子化に向けた検討やミラサポplusを活用した官民の支 援サービスを連携させるプラットフォームの構築が進められてい る。これを受け、「J-Net21」についても、「ミラサポplus」との一体的運用により、より利便性の高い情報提供を行う こととし、早急に中小企業庁と連携して具体的な目標と取組を定 め、その実行を通じて具体的な成果の創出を図る。</p>	<p>(2) 機構の認知度向上による支援施策の利用促進 支援施策の利用促進には、中小企業・小規模事業者生産性向 上や海外需要の獲得、円滑な事業承継・事業引継ぎなどそれぞれ の課題や対応の必要性に気付いていただくことが前提となる。そ の上で、機構の提供するサービスを知っていただくことが必要と なるが、これには機構の存在、利用価値を含めた機構自身の認知 度向上を図っていくことが不可欠である。また、情報・メッセー ジの発信は、中小企業・小規模事業者に限らず、その家族、従業 員、中小企業・小規模事業者を支援する者、中小企業・小規模事 業者と取引をする者など幅広い層を対象にしていくことが重要と なる。 こうした考えのもと、機構では、設立15周年となる2019 年より、これまでのロゴデザインを一新し、機構ブランドの確立 を通じた戦略的な認知度向上に取り組んでいるところ。第4期中 期目標期間においては、機構からの情報やメッセージをSNSや 動画配信などのウェブメディアやローカルテレビなどのマスメデ ィアを通じて周知するとともに、積極的なパブリシティ活動を展 開していく。これらの取組を通じて幅広く情報発信するととも に、機構の認知度に関するアンケート調査や支援施策の利活用状 況の把握などにより適切にその効果を把握・検証し、改善するこ とにより、支援施策の普及展開を図る。さらに、機構ホームペー ジ及び中小企業ビジネス支援サイト「J-Net21」などにつ いて、それぞれの役割、機能の見直しを行いつつ、更なる利便性 向上と内容の充実を図り、中小企業庁の「ミラサポ」をはじめと する他機関の中小企業・小規模事業者ポータルサイトとの一層の 効果的な連携を取りながら、事業者・支援者等のユーザー目線に 立って最適な情報提供を行う環境を整備する。 また、中小企業支援メニューが大幅に拡充され、事業者からの 関心が一層高まっていることに加え、中小企業庁では、申請手続 の全面電子化に向けた検討やミラサポplusを活用した官民の 支援サービスを連携させるプラットフォームの構築が進められて いる。これを受け、「J-Net21」についても、「ミラサポp lus」との一体的運用により、より利便性の高い情報提供を行 うこととし、早急に中小企業庁と連携して具体的な目標と取組を 定め、その実行を通じて具体的な成果の創出を図る。</p>	<p>(2) 機構の認知度向上による支援施策の利用促進 ・ロゴデザイン及び「Be a Great Small.」を活用した発信を継 続し、機構の利用価値を浸透させ、支援施策の利用促進を図る。 ・機構からの情報・メッセージは、SNSや動画配信等のウェブ メディア及びローカルテレビ等のマスメディア活用やパブリシテ ィ活動等を通じて、中小企業・小規模事業者に限らず、その家 族、従業員、中小企業・小規模事業者を支援する者、中小企業・ 小規模事業者と取引をする者など幅広い層を対象に発信してい く。 ・上記の取組については、その効果を機構の認知度に関するアン ケート調査や支援施策の利活用状況の把握等により適切に把握・ 検証して改善する。 ・中小企業ビジネス支援サイト「J-Net21」のコンテンツ は、働き方改革など制度改正に係る情報や生産性向上、事業継 続・強靱化、事業承継・事業引継ぎなど中小企業・小規模事業者 の重点的な経営課題の解決に役立つものにするるとともに、ユーザ ビリティのより一層の向上を図る。 ・機構の両サイトは、中小企業庁の「ミラサポplus」や、各省 庁の施策目的特設サイトなどの中小企業・小規模事業者支援に資 するサイト等との一層の効果的な連携を取りつつ、事業者・支援 者等のユーザー目線に立って最適な情報提供を行う環境を整備す る。 ・「J-Net21」と「ミラサポplus」との一体的運用に よる利便性の高い情報提供を行うため、中小企業庁と連携して具 体的な目標と取組を定め、その実行を通じて具体的な成果の創出 を図る。</p>

	<p>2. 組織パフォーマンス、組織力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行動指針を策定し、研修等を通じて浸透を図り、各役職員のパフォーマンス及び機構の組織力の向上を図り、顧客の期待と信頼に応え、質の高いサービスを提供する。 ・業務効率を向上し、組織を活性化することにより顧客のニーズに一層迅速かつ効果的に対応できる体制を構築する。 <p>・機構が保有する企業情報、支援事例情報及びノウハウ等（ナレッジ）の組織横断的共有、支援への効果的・効率的な活用などを図るため、企業情報データベースを強化するとともに、事業者情報の秘匿性も踏まえた情報共有ルールに基づき、企業情報データベースを中小企業庁や中小企業支援機関等とも連携させ、事業者データを活用した効果的な支援施策の展開可能性を検討する。</p> <p>・職員に対する業績評価制度を適正に運用し、その評価結果を処遇に適正に反映する。</p>	<p>2. 組織パフォーマンス、組織力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行動指針を策定し、研修等を通じて浸透を図り、各役職員のパフォーマンス及び機構の組織力の向上を図り、顧客の期待と信頼に応え、質の高いサービスを提供する。 ・業務効率を向上し、組織を活性化することにより顧客のニーズに一層、迅速かつ効果的に対応できる体制を構築する。具体的には、必要に応じて組織の柔軟かつ機動的な見直しを行うとともに、組織内の情報共有の強化、意思決定の迅速化等を強化する観点からITを活用したシステムを構築するなどの多様な取組を行い、業務の生産性向上を図り、より働きやすく働きがいのある職場環境を構築する。 <p>・機構が保有する企業情報、支援事例情報及びノウハウ等（ナレッジ）の組織横断的共有、支援への効果的・効率的な活用などを図るため、企業情報データベースを強化するとともに、事業者情報の秘匿性も踏まえた情報共有ルールに基づき、企業情報データベースを中小企業庁や中小企業支援機関等とも連携させ、事業者データを活用した効果的な支援施策の展開可能性を検討する。</p> <p>・職員に対する業績評価制度は、職員の自主性を伸ばし、やりがいや努力が報われるという観点から、必要に応じて改善を行うとともに、その評価結果を賞与や昇給・昇格等の処遇へ反映させる。</p>	<p>2. 組織パフォーマンス、組織力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構の行動指針をテーマとした、階層別研修をはじめとした職員研修やイントラネット・機構内ポータルサイト等を通じて浸透・徹底を図り、各役職員のパフォーマンス及び機構の組織力の向上により、顧客の期待と信頼に応え、質の高いサービスを提供する。 ・業務効率向上と組織活性化のため、業務改善やコミュニケーションの円滑化等を推進し、必要に応じて組織を見直す。 <p>・機構が保有する企業情報、支援事例情報及びノウハウ等（ナレッジ）の組織横断的共有及び事業者情報の秘匿性も踏まえた情報共有・活用のための基準を整備するとともに、データ分析・活用のための人材育成を行う。</p> <p>・中小企業・小規模事業者支援や施策提供等の支援ツールとして運営する「小規模事業者統合データベース」について、事業データの拡充等により企業情報データベースとしての更なる利便性向上に努める。また、事業者データを活用した効果的な支援施策を展開していく。</p> <p>・人事評価制度による2021年度評価結果を職員の賞与及び昇給・昇格の処遇に反映させる。</p>
	<p>3. 業務改善と新たなニーズへの対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PDCAサイクルをより一層徹底し、不断の業務改善を推進していくとともに、新たなニーズに対応した業務やより効果の見込まれる新たな手法での業務に資源を集中すべく、歴史的使命を終えた事業や成果が十分に得られていない事業、民間企業・他の中小企業支援機関等との類似サービスについては改善又は廃止を実施する。 <p>・施策利用者等の情報をもとに、「企画」「実施」「評価・検証」「事業の再構築等」による事業評価を適切に行い、事業成果を向上する。</p>	<p>3. 業務改善と新たなニーズへの対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PDCAサイクルをより一層徹底し、不断の業務改善を推進していくとともに、歴史的使命を終えた事業や成果が十分に得られていない事業、民間企業・他の中小企業支援機関等との類似のサービスについては、改善又は廃止し、新たなニーズに対応した事業やより効果の見込まれる新たな手法での事業に資源を集中する。 ・事業の進捗状況を財務会計情報や事業の評価指標等の内部指標により把握し、日々の的確な経営判断に活用する。業務遂行上の問題は早期に発見し、迅速に対応する。 <p>・本計画における事業評価等は、施策利用者等の情報をもとに、「企画」「実施」「評価・検証」「事業の再構築等」により適切に行い、事業成果を向上させる。</p>	<p>3. 業務改善と新たなニーズへの対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PDCAサイクルをより一層徹底し、不断の業務改善を推進していくとともに、歴史的使命を終えた事業や成果が十分に得られていない事業、民間企業・他の中小企業支援機関等との類似のサービスについては、その必要性を検討し、改善又は廃止することで、新たなニーズに対応した事業やより効果の見込まれる新たな手法での事業に資源を集中することを検討する。 ・業務遂行上の問題を早期に発見し、迅速に対応することができるよう、四半期ごとの損益状況等の確認や事業の評価指標等の内部指標により、事業の進捗状況を把握する。 <p>・本計画における事業評価等は、施策利用者等の情報をもとに、「企画」「実施」「評価・検証」「事業の再構築等」により適切に行い、事業成果を向上させる。</p>

	<p>4. 業務経費等の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営費交付金を充当して行う業務については、一般管理費（人件費及びその他の所要額計上を必要とする経費を除く。）及び業務経費（人件費及びその他の所要額計上を必要とする経費を除く。）の合計について、新規追加分、拡充分及び一般勘定資産の国庫納付に伴って当該年度に新規に運営費交付金で手当される分を除き、毎年度平均で前年度比1.05%以上の効率化を図る。 ・新規追加分、拡充分及び一般勘定資産の国庫納付に伴って当該年度に新規に運営費交付金で手当される分は翌年度から1.05%以上の効率化を図ることとする。 ・国家公務員の給与水準を考慮し、手当も含めた役員報酬、職員給与のあり方について厳しく検証した上で、その適正化に計画的に取り組むとともに、検証結果や取組状況を対外的に公表する。 <p>・独立行政法人会計基準（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成30年9月3日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。</p> <p>・「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日付け総務大臣決定）を踏まえ、機構が定めた「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施し、引き続き外部有識者等からなる契約監視委員会による点検、主務大臣からの評価の「調達等合理化計画」への反映等により、適切かつ効率的な調達等の実施に努める。</p>	<p>4. 業務経費等の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営費交付金を充当して行う業務については、第4期中期目標期間中、一般管理費（退職手当を除く）及び業務経費（退職手当を除く）の合計について、新規追加部分及び一般勘定資産の国庫納付に伴って当該年度に新規に運営費交付金で手当される分を除き、毎年度平均で前年度比1.05%以上の効率化を図る。 ・新規追加部分及び一般勘定資産の国庫納付に伴って当該年度に新規に運営費交付金で手当される分は翌年度から1.05%以上の効率化を図ることとする。 ・役職員の給与水準については、国家公務員及び機構と就職希望者が競合する業種に属する民間事業者等の給与水準との比較などにより、手当も含め厳しく検証した上で、その適正化に計画的に取り組むとともに、検証結果や取組状況を対外的に公表する。 <p>・「独立行政法人会計基準」（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成30年9月3日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。</p> <p>・「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日付け総務大臣決定）を踏まえ、毎年度策定する「調達等合理化計画」に掲げた取組を着実に実施し、引き続き外部有識者等からなる契約監視委員会による点検、主務大臣からの評価の「調達等合理化計画」への反映等により、適切かつ効率的な調達等の実施に努める。</p>	<p>4. 業務運営の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営費交付金を充当して行う業務については、第4期中期目標期間中、一般管理費（退職手当を除く）及び業務経費（退職手当を除く）の合計について、新規追加部分及び一般勘定資産の国庫納付に伴って当該年度に新規に運営費交付金で手当される分を除き、毎年度平均で前年度比1.05%以上の効率化を図る。 <p>・給与水準の適正化に引き続き取組み、その検証や取組状況を公表する。</p> <p>・「独立行政法人会計基準」等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。</p> <p>・令和5年度調達等合理化計画に基づき、本年度重点的に取り組む分野である競争性のある契約における一者応札・応募案件回避に向けた調達の取組みとして、複数回に亘り繰り返し実施している案件については、仕様書にて前年度実績報告書等をサンプルとして例示することとする。また、企画書提出型の調達においては、類似の内容でかつ調達時期の近い案件は、調達時期を調整することにより競争参加の機会を拡大する。</p> <p>なお、契約事務実務マニュアルにあるチェックシートの活用を徹底することにより、発注担当者に対して競争性の確保に向けた意識付けを行なうこととする。</p> <p>障害者就労施設等への優先調達については、「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針」に即して定めた同計画の調達方針に基づき前年度実績を上回る調達に努めるものとする。</p> <p>調達に関するガバナンスの徹底の取組として、随意契約に関する内部統制の確立のために新たに随意契約を締結する案件については、「入札・契約手続委員会」で検証を行うこととする。</p> <p>不祥事の発生未然防止・再発防止については、各会計機関の契約担当職員を対象として、定期的に研修を行うとともに、本部調達担当者による指導や情報交換を通じて、契約担当職員のスキルアップを図る。さらに、入札談合を未然に防止するために必要な</p>
--	---	---	--

			<p>知識、法制度について、役職員等を対象とした研修を実施し、不祥事の未然防止等に努めることとする。</p> <p>一定基準以上の案件の調達方針については「入札・契約手続委員会」に事前に諮ることにより契約手続きの適正性を確保するとともに、事後評価については外部有識者や監事を委員とする「契約監視委員会」において点検を行う。契約監視委員会等で指摘された事項については、実効性等を検討しその後の調達手続きに反映するなど、契約手続きの一層の改善に向けた不断の見直しに引き続き取り組むとともに、地域本部等の契約担当職員への周知徹底及び情報共有を図る。</p> <p>また、入札・契約の適正な実施については、監事等による監査を受けけるものとする。</p> <p>なお、調達等合理化計画及び自己評価結果、契約監視委員会審議概要、関連法人との契約等については、機構のホームページで公表する。</p>
	<p>5. 業務の電子化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業・小規模事業者や地域の中小企業支援機関等が時間・距離・コストの制約を越えてアクセスできるようAI・ITを活用し、デジタル・ガバメントの趣旨を踏まえた各種支援制度の利用手続きの電子化など支援業務のIT化を進めると同時に、データベースに蓄積される事業者データも活用し、358万の中小企業・小規模事業者に対する支援施策のより一層の利用促進と支援の質の向上を図る。 ・機構が保有する企業情報、支援事例情報及びノウハウ等（ナレッジ）の組織横断的共有、支援への効果的・効率的な活用などを図るため、企業情報データベースを強化する。 	<p>5. 業務の電子化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業・小規模事業者や地域の中小企業支援機関等が時間・距離・コストの制約を越えてアクセスできるようAI・ITを活用するとともに、政府が進めるデジタル・ガバメントの趣旨を踏まえた各種支援制度の利用手続きの電子化など支援業務のIT化を進めると同時に、データベースに蓄積される事業者データも活用し、358万の中小企業・小規模事業者に対する支援施策のより一層の利用促進と利便性・支援の質の向上を図る。 ・機構が保有する企業情報、支援事例情報及びノウハウ等（ナレッジ）の組織横断的共有、支援への効果的・効率的な活用などを図るため、企業情報データベースを強化する。 ・定型業務を自動化など事務業務へのIT技術の積極的な活用や、無線LAN環境、モバイルワーク環境などの業務ネットワークインフラやWeb会議などのコミュニケーションインフラの利活用により、業務の更なる生産性向上や効率化、ミスの防止を図る。 	<p>5. 業務の電子化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業・小規模事業者や地域の中小企業支援機関等が時間・距離・コストの制約を越えてアクセスできるようAI・ITを活用し、358万の中小企業・小規模事業者に対する支援施策のより一層の利用促進と支援の質の向上を図る。また、支援手続きのオンライン化を推進する。 ・また、働きがい改革については業務フローの効率化や事務作業の迅速化により事務作業を削減し、付加価値業務へ集中しやすい業務環境を整備する。 ・中小企業・小規模事業者支援や施策提供等の支援ツールとして運営する「小規模事業者統合データベース」について、事業データの拡充等により企業情報データベースとしての更なる利便性向上に努める。また、事業者データを活用した効果的な支援施策展開を展開していく。（再掲） ・機構WANの大規模なシステム更改にあわせ、業務の更なる生産性向上や効率化、ミスの防止を目的とした、定型業務の自動化、情報・経験の収集・蓄積、円滑なコミュニケーションやモバイルワーク環境の実現を図る。
	<p>6. 情報システムの整備管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行う。 ・情報システムの整備及び管理を行うPJMO（ProjectManagementOffice(プロジェクト推進組織)）を支援す 	<p>6. 情報システムの整備管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行う。 ・情報システムの整備及び管理を行うPJMO（ProjectManagementOffice(プロジェクト推進組織)）を支援す 	<p>6. 情報システムの整備管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行う。 ・情報システムの整備及び管理を行うPJMO（ProjectManagementOffice(プロジェクト推進組織)）を支援す

	<p>るため PMO (PortfolioManagementOffice (全体管理組織)) の設置等の体制整備を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報システムについては、投資対効果を精査した上で整備する。 ・機構の情報システムについて、クラウドサービスを効果的に活用する。 ・機構の情報システムの利用者に対する利便性向上 (操作性、機能性等の改善を含む。) や、データの利活用及び管理の効率化に継続して取り組む。 <p>上記の取組の実施に際して、以下を指標とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報システムにおけるクラウドサービスの利用率について ・オンライン手続 (申請等) の利用実績について 	<p>るため PMO (PortfolioManagementOffice (全体管理組織)) の設置等の体制整備を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報システムについては、投資対効果を精査した上で整備する。 ・機構の情報システムについて、クラウドサービスを効果的に活用する。 ・機構の情報システムの利用者に対する利便性向上 (操作性、機能性等の改善を含む。) や、データの利活用及び管理の効率化に継続して取り組む。 <p>上記の取組の実施に際して、以下を指標とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報システムにおけるクラウドサービスの利用率について ・オンライン手続 (申請等) の利用実績について 	<p>るため PMO (PortfolioManagementOffice (全体管理組織)) を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報システムについては、投資対効果を精査した上で整備する。 ・機構の情報システムについて、クラウドサービスを効果的に活用する。 ・機構の情報システムの利用者に対する利便性向上 (操作性、機能性等の BU 改善を含む。) や、データの利活用及び管理の効率化に継続して取り組む。 <p>上記の取組の実施に際して、以下を指標とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報システムにおけるクラウドサービスの利用率について ・オンライン手続 (申請等) の利用実績について
<p>Ⅲ－ 1 財務内容の改善に関する事項</p>	<p>1. 財務内容の改善その他の財務の健全性の確保に関する取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模企業共済資産の運用においては、小規模企業共済法 (昭和 40 年法律第 102 号) 第 25 条第 1 項に基づき、機構が「基本方針」を定めることとされている。この基本方針に沿って安全かつ効率的な運用を図るとともに、定期的に外部有識者等で構成する「資産運用委員会」の評価・助言を受け、必要に応じ、基本ポートフォリオ (運用に係る資産の構成) 等の見直しを行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・施設整備等勘定及び出資承継勘定については、収支を改善するための取組を着実に実行する。 ・施設整備等勘定については、必要に応じ、賃貸施設の賃貸料の見直しを行うなどにより、自己収入確保を図る。 ・出資承継勘定のベンチャー企業に対する出資は、適切な配当を求めるとともに、必要に応じ、株式処分の着実な実行を図る。同勘定の出資先法人 (三セク) に対する出資は、毎年度の決算の報告等を通じて、適切に経営状況の把握を行うとともに、適切な配 	<p>1. 財務内容の改善その他の財務の健全性の確保に関する取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模企業共済資産の運用においては、小規模企業共済法 (昭和 40 年法律第 102 号) 第 9 条に基づき小規模企業共済法施行令第 2 条に定める共済金等の支給に必要な流動性と、中期的に小規模企業共済事業の運営に必要な利回り (予定利率に従って増加する責任準備金等の額及び業務経費として必要な額の合計の資産に対する比率をいう。) を勘案したうえで、安全かつ効率的な運用を図るよう定める「運用の基本方針」に沿った運用を行う。資産運用状況を踏まえ、基本ポートフォリオの効率性や自家運用資産及び委託運用資産に係る収益率等について検証・評価を行い、定期的に外部有識者等で構成する「資産運用委員会」に報告し、評価を受けるとともに、運用の基本方針や基本ポートフォリオなど重要事項について助言を受け、必要に応じこれらの見直しを行う。 ・中小企業倒産防止共済制度に係る共済貸付金の回収は、着実な債権回収を進める。 <ul style="list-style-type: none"> ・施設整備等勘定及び出資承継勘定については、収支を改善するための取組を着実に実行する。 ・施設整備等勘定については、必要に応じ、賃貸施設の賃貸料の見直しを行うなどにより、自己収入確保を図る。 ・出資承継勘定のベンチャー企業に対する出資は、適切な配当を求めるとともに、必要に応じ、株式処分の着実な実行を図る。同勘定の出資先法人 (三セク) に対する出資は、毎年度の決算の報告等を通じて、適切に経営状況の把握を行うとともに、適切な配 	<p>1. 財務内容の改善その他の財務の健全性の確保に関する取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模企業共済資産の運用においては、法令に定める共済金等の支給に必要な流動性と中期的に小規模企業共済事業の運営に必要な利回りを勘案しながら、安全かつ効率的な運用を図るために「運用の基本方針」に沿って実施する。資産運用状況については、基本ポートフォリオの効率性や自家運用資産及び委託運用資産に係る収益率等について検証・評価を行い、定期的に外部有識者等で構成する「資産運用委員会」に報告し、評価を受けるとともに、運用の基本方針や基本ポートフォリオなど重要事項について助言を受ける。特に、令和 4 年度に見直しを行った基本ポートフォリオや委託運用機関の再構成などについては、その課題について整理し、必要に応じて見直しに向けた検討を行う。 ・中小企業倒産防止共済制度に係る共済貸付金回収については、個人保証の原則撤廃や償却基準の見直しなど、債務者の負担軽減や回収事務の低減を図り、着実な債権回収を進める。 ・上記の他に、債権保全調査員を経営セーフティ共済相談員に名称変更し、機構の経営支援の手法を取り入れた債権管理を行い、延滞発生前の貸付先に対する経営支援にも取り組む。 ・施設整備等勘定及び出資承継勘定については、収支を改善するための取組を着実に実行する。 ・施設整備等勘定については、必要に応じ、賃貸施設の賃貸料の見直しを行うなどにより、自己収入確保を図る。 ・産業投資特別会計による出資承継勘定の出資先法人 (三セク) に対する出資については、毎年度の決算の報告等を通じて、適切に経営状況の把握を行うとともに、適切な配当を求める。また、経営健全化計画の実行状況を管理するなど、事業運営の改善を求

<p>当を求める。必要に応じ、事業運営の改善を求めることや関係省庁及び他の出資者との協議による早期の株式処分等の対応を図る。</p> <p>・その他の財務の健全化を確保すべき業務について、特にファンド出資事業ではG P（無限責任組合員）に対する目利きの強化に取り組むなど、適切な審査や債権管理の徹底等を行うなど適切な措置を講じる。</p>	<p>当を求める。必要に応じ、事業運営の改善を求めることや関係省庁及び他の出資者との協議による早期の株式処分等の対応を図る。</p> <p>・高度化事業における新規案件については、事業性評価を含め融資先の返済能力を踏まえた償還可能性等についての確実な審査を行い、また、貸付後については、管理方法の改善を通じた貸付先の経営状況の適切な把握に努め、支援が必要な貸付先については、都道府県に働きかけを行い、連携して経営支援を行うことで新たな不良債権の発生を抑制するとともに、不良債権の管理においては不良債権の削減を図るため、専門家の派遣等により積極的に都道府県に対して関与・協力する。</p> <p>・債務保証業務は、新規保証に係る代位弁済率の抑制を図るための確実な審査の実施を行うとともに、債務保証先の業況に応じた適切な層別管理の実施、求償権の回収管理の徹底・適切な償却処理を行う。</p> <p>・その他出資事業は、出資先の経営状況を適切に把握するとともに、出資者として、当該事業の政策的意義、地域経済への諸影響に留意しつつ、業務の改善を求めることや、出資先の事業が機構の出資を必要としない程度にまで達成されるなど株式を処分することが適当と認められる場合は、関係省庁及び他の出資者との協議により、早期の株式処分等の対応を図る。</p> <p>・その他の財務の健全化を確保すべき業務について、特にファンド出資事業ではG P（無限責任組合員）に対する目利きの強化に取り組むなど、適切な審査や債権管理の徹底等を行うなど適切な措置を講じる。</p>	<p>当を求める。必要に応じ、事業運営の改善を求めることや関係省庁及び他の出資者との協議による早期の株式処分等の対応を図る。</p> <p>・高度化事業における新規の貸付案件については、事業計画の根拠を精緻に把握し、実現可能性・返済財源（キャッシュフロー）の妥当性を精査するなどして、事業性評価を含め貸付先の返済能力を踏まえた償還可能性等についての確実な審査を行う。また、貸付後は、都道府県と連携して貸付先の経営状況の実態把握に努め、支援が必要な貸付先については、都道府県に働きかけを行い、より適切な経営支援を行うことで新たな不良債権の発生を抑制する。</p> <p>・高度化事業における貸付先の債権管理においては、都道府県に対して、専門家の派遣や回収委託支援業務などによる債権回収業務の支援を行い、債権回収への早期着手や回収促進に向けて働きかける。</p> <p>これらの取組を通じて、不良債権の削減を図る。</p> <p>・債務保証業務の実施に当たっては、各制度趣旨に鑑み利用の促進を行い、代位弁済率が抑制されるよう、確実な審査を実施する。</p> <p>また、債務保証先の業況に応じた適切な層別管理を実施するとともに、求償権の回収管理の徹底を図り、適切な償却処理を行う。</p> <p>・その他出資事業は、出資先の経営状況を適切に把握するとともに、出資者として、当該事業の政策的意義、地域経済への諸影響に留意しつつ、業務の改善を求めることや、出資先の事業が機構の出資を必要としない程度にまで達成されるなど株式を処分することが適当と認められる場合は、関係省庁及び他の出資者との協議により、早期の株式処分等の対応を図る。</p> <p>・産業用地事業における土地譲渡割賦債権等については、債務者の業況等のモニタリングを実施し、個別債務者の財務内容を分析する等により、状況に応じた適切な措置を講じ、回収を進める。</p> <p>・その他の財務の健全化を確保すべき業務について、特にファンド出資事業ではG P（無限責任組合員）に対する目利きの強化に取り組むなど、適切な審査や債権管理の徹底等を行うなど適切な措置を講じる。</p>
<p>2. 保有資産の見直し等</p> <p>・保有資産の見直し等について、その利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断の見直しを行うとともに、既往の閣議決定等で示された政府方針を踏まえた措置を講じる。</p>	<p>2. 保有資産の見直し等</p> <p>・保有資産の見直し等について、その利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断の見直しを行うとともに、既往の閣議決定等で示された政府方針を踏まえた措置を講じる。</p>	<p>2. 保有資産の見直し等</p> <p>・保有資産の見直し等について、その利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断の見直しを行うとともに、既往の閣議決定等で示された政府方針を踏まえた措置を講じる。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・一般勘定においては、第2期中期目標において国庫納付することとした2,000億円（第3期目標期間迄に949億円国庫納付済）について、残余额の納付を年度ごとに検討する。その際、機構全体の債務超過や緊急の中小企業・小規模事業者対策等に必要資金の不足に陥ることがないよう、財務の健全性を確保することに留意するものとする。 ・産業基盤整備勘定においては、債務保証のニーズや実績等を踏まえ、改めて適正な事業規模、代位弁済率を精査し、本債務保証業務に真に必要な金額を割り出し、必要額を超える部分については、事務費の確保に留意しつつ第4期中期目標期間中に国庫返納する。 ・施設整備等勘定においては、業務運営等に必要となる資産額の検討を行い、償還期限を迎えた保有有価証券等のうち、必要額を超える分に係る政府出資金については、国庫納付を行うこととする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般勘定においては、第2期中期目標において国庫納付することとした2,000億円（第3期目標期間迄に949億円国庫納付済）について、残余额の納付を年度ごとに検討する。その際、機構全体の債務超過や緊急の中小企業・小規模事業者対策等に必要資金の不足に陥ることがないよう、財務の健全性を確保することに留意するものとする。 ・産業基盤整備勘定においては、債務保証のニーズや実績等を踏まえ、改めて適正な事業規模、代位弁済率を精査し、本債務保証業務に真に必要な金額を割り出し、必要額を超える部分については、事務費の確保に留意しつつ第4期中期目標期間中に国庫返納する。 ・産業基盤整備勘定の第2種信用基金においては、経過業務に係る債務保証残高の減少に応じて、不要額が生じれば随時国庫納付する。 ・施設整備等勘定においては、業務運営等に必要となる資産額の検討を行い、償還期限を迎えた保有有価証券等のうち、必要額を超える分に係る政府出資金については、国庫納付を行うこととする。 ・中小企業大学校の施設は、研修を実施することや、本来業務に支障のない範囲での利用の促進に向けた取組を実施すること、ニーズに対応した改修をすることにより、有効利用を図る。 ・中小企業大学校東京校の土地について、東京都都市計画道路3・4・17号桜街道線の整備に係る一部土地の処分に関し適切に対応する。 ・中心市街地都市型産業基盤施設については、地方公共団体等への売却等に向けた協議等を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2023年度の一般勘定資産の国庫納付の適否及び金額については、今後、機構全体が債務超過に陥ったり、あるいは緊急の中小企業対策等に必要資金の不足に陥ったりすることのないよう、主務省と協議を行い、決定する。 ・産業基盤整備勘定においては、債務保証のニーズや実績等を踏まえ、改めて適正な事業規模、代位弁済率を精査し、本債務保証業務に真に必要な金額を割り出し、必要額を超える部分については、事務費の確保に留意しつつ国庫返納する。 ・産業基盤整備勘定の第2種信用基金においては、経過業務に係る債務保証残高の減少に応じて、不要額が生じれば随時国庫納付する。 ・施設整備等勘定においては、業務運営等に必要となる資産額の検討を行い、償還期限を迎えた保有有価証券等のうち、必要額を超える分に係る政府出資金については、国庫納付を行うこととする。 ・中小企業大学校の施設は、研修を実施することや、本来業務に支障のない範囲での利用の促進に向けた取組を実施すること、ニーズに対応した改修をすることにより、有効利用を図る。 ・中心市街地都市型産業基盤施設については、売却等に向け地方公共団体等と協議等を進める。
<p>IV-1 その他業務運営に関する重要事項</p>	<p>1. 内部統制の充実及びコンプライアンスの推進等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成26年11月28日総務省行政管理局長通知）に基づき、業務方法書に定めた事項の運用を着実に実行するとともに、必要に応じ、関連規程等の見直しを行う。 ・財務の健全性及び適正な業務運営のため、金融業務に係る内部ガバナンスの維持・向上を図る。 	<p>1. 内部統制の充実及びコンプライアンスの推進等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部統制については、その維持・向上を図るため、「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成26年11月28日総務省行政管理局長通知）を踏まえた業務方法書及び関連規程等に定めた事項に基づき着実に運用するとともに、必要に応じて体制や規程等の見直しを行う。 ・財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、金融業務に係る内部ガバナンスについて維持・向上を図る。具体的には、金融業務のリスクを的確に管理するための内部規程等について必要に応じた見直しを行うとともに、外部専門家等による職員研修の充実、事業別収支情報等の情報公開を行う。 	<p>1. 内部統制の充実及びコンプライアンスの推進等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部統制の維持・向上を図るため、引き続きリスクの把握、評価及び対応を行い、内部統制委員会及びリスク管理委員会で報告するとともに、必要に応じて体制や規程等の見直しを行い、適正なガバナンスを確保する。 また、関係部署と連携して、機構のBCPの充実を図り、実効的な事業継続力を高める。 ・金融業務に係る内部ガバナンスの維持・向上を図るため、金融業務ごとの特性に応じたリスク管理状況について内部統制委員会及びリスク管理委員会で報告するとともに、必要に応じて関連規程等の見直しを行う。 また、高度化事業等リスク管理委員会も開催し、当該委員会の意見や助言を踏まえて適切な業務運営を行う。 外部専門家等を活用して職員の能力向上を図り、事業別収支情報等については引き続き情報公開を行う。

	<p>・公的使命を有する組織として、コンプライアンスを徹底する体制、諸規程、研修メニュー等の更なる充実を図り着実に実行する。</p> <p>・その他、政府方針に基づく取組及び会計検査院等の指摘を着実に実施する。</p>	<p>・内部監査は、法令遵守に関する監査の強化、業務の一層の適正化・効率化を行うため、監査計画を策定の上、監事や会計監査人との連携を密に行いながら実施するものとし、監査結果に基づく改善内容について、モニタリングを適切に実施する。</p> <p>・コンプライアンスへの対応は、単に法令遵守にとどまらず、広くステークホルダーとの関係において社会的使命を果たすため、コンプライアンスを徹底する体制、諸規程、研修メニュー等の更なる充実を図り着実に実行する。機構役職員は、法令・社会理念はもとより、機構の基本理念・経営方針に基づき積極的に行動・実践する。</p> <p>・機構WAN業務は、IT技術の積極的な導入、業務ネットワークインフラ及びコミュニケーションインフラの利活用を図るため、適切かつ安定的な構成機器の運用・保守、操作マニュアル等の整備・周知等に取り組む。</p> <p>・その他、政府方針に基づく取組及び会計検査院等の指摘を着実に実施する。</p>	<p>・内部監査については、業務の一層の適正化・効率化を行うためリスクベースに基づいた監査テーマや監査対象部署を選定し、ポイントを明確にした監査計画を策定する。さらに、監事や会計監査人との連携を密に行うとともに、外部専門機関からの助言等を受け、より適切な監査を実施する。また、過去の監査結果に基づく改善内容の確実な実施を確保するため、改善措置状況のモニタリングを適切に実施する。</p> <p>・コンプライアンスを徹底するため、令和4年度コンプライアンス・プログラムを策定し、これに基づき研修等を実施する。機構役職員は、法令・社会理念はもとより、機構の基本理念・行動指針に基づき積極的に行動・実践する。</p> <p>・機構WAN業務は、IT技術の積極的な導入、業務ネットワークインフラ及びコミュニケーションインフラの利活用を図るため、ヘルプデスクを通じてのユーザーからの要求対応、監視システムによるイベント管理（状態の変化の察知）、CSIRTによるインシデント管理を行うことで、適切かつ安定的な構成機器の運用・保守を行うとともに、マニュアル等の見直しや整備に取り組む。</p> <p>・その他、政府方針に基づく取組及び会計検査院等の指摘を着実に実施する。</p>
	<p>2. 様々な専門スキルを持った人材の確保・育成</p> <p>機構がこれまでに果たしてきた中小企業・小規模事業者に対する創業から成長・発展、事業再生、事業引継ぎまでを総合的に支援する役割、地域の中小企業支援機関等の支援機能の向上・強化を支援する役割について、これらの役割を果たしつつ、時代の要請に応じてメリハリの付いた取組を行っていく必要がある。</p> <p>こうした考えの下、限りあるリソースのなか、戦略的に専門人材の確保・育成を行うため、人材確保・育成方針を策定する。具体的には、国民に対して提供するサービスを的確に提供し、効率的かつ着実に成果を上げていくため、内部人材の育成に関する規程に基づき、計画的に人材を育成し職員の専門性の向上を図る。特に中小企業・小規模事業者の海外展開ニーズへの対応力を向上させるため、職員の国際感覚の更なる醸成に努める。また、高度な支援施策の企画立案や実効性のある業務遂行を推進していくため、機構職員のプロジェクトマネージャーなどへの登用に向けた専門性向上やファンド出資事業におけるリスクマネー管理に精通する人材の育成などに取り組む。さらに、定期的な新卒採用にこだわらない採用や民間を含む地域の中小企業支援機関等との人事交</p>	<p>2. 様々な専門スキルを持った人材の確保・育成</p> <p>・機構がこれまでに果たしてきた中小企業・小規模事業者に対する創業から成長・発展、事業再生、事業引継ぎまでを総合的に支援する役割、地域の中小企業支援機関等の支援機能の向上・強化を支援する役割について、これらの役割を果たしつつ、時代の要請に応じてメリハリの付いた取組を行っていく必要がある。こうした考えのもと、限りあるリソースのなか、戦略的に専門人材の確保・育成を行うため、人材確保・育成方針を策定する。具体的には、国民に対して提供するサービスを的確に提供し、効率的かつ着実に成果を上げていくため、内部人材の育成に関する規程に基づき、計画的に人材育成し職員の専門性の向上を図る。</p> <p>・事業承継・事業引継ぎ支援、生産性向上支援、IT化支援、人材育成支援、販路開拓・海外展開支援及び起業・創業支援などの業務で求められる専門性を高めるため、実務経験と職員個々の適性や段階に応じた研修を通じ、専門性の高い職員を計画的に育成する。</p> <p>・特に中小企業・小規模事業者の海外展開ニーズへの対応力を向上させるため、職員の国際対応能力の向上、国際感覚の更なる醸</p>	<p>2. 様々な専門スキルを持った人材の確保・育成</p> <p>・職員の専門性の向上を図るため、オン・ザ・ジョブ・トレーニング、研修の実施及び資格取得の支援を行う。具体的には、階層ごとに求められる役割を効果的に発揮するための階層別研修、支援施策を理解し適切に対応できる力を養うための現場力強化研修、事業部門別人材育成体系に定められた業務遂行能力向上のための各種研修をはじめ、中小企業診断士養成課程、外部機関や関係省庁が実施する研修等への派遣、通信教育、eラーニングなど多様な手段を講じ、人事グループと事業部門が連携して計画的に職員の専門性向上に努める。</p> <p>・若手職員には将来のキャリアパスを描くための業務経験を積み、中堅職員には専門性を磨かせる人事に努める。</p> <p>・業務効率を向上し、組織を活性化することによりお客様のニーズに一層、迅速かつ効果的に対応できる体制を構築する。具体的には、管理職層のマネジメント力の向上のための研修等を行う。また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）の制定に伴い、女性職員の意識やスキルの向</p>

	<p>流を行うことにより、様々な専門スキルを持った人材を確保・育成する。</p>	<p>成に努める。また、高度な支援施策の企画立案や実効性のある業務遂行を推進していくため、機構職員のプロジェクトマネージャーなどへの登用に向けた専門性向上やファンド出資事業におけるリスクマネー管理に精通する人材の育成などに取り組む。さらに、定期の新卒採用にこだわらない採用や民間を含む地域の中小企業支援機関等との人事交流を行うことにより、様々な専門スキルを持った人材を確保・育成する。</p> <p>・A I ・ I T活用、販路開拓・海外展開、起業・創業及び成長分野など特定分野での高い専門性と支援意欲を持つ外部専門家を積極的に登用・活用し、機構全体としての専門性・多様性の確保・強化を行うとともに、外部専門家を適切にマネジメントすることで機構の組織力向上を図る。</p>	<p>上のため、外部機関の研修等を活用するなど、女性の能力発揮の推進に取り組む。</p> <p>・職員の国際対応能力の向上、国際感覚の更なる醸成に努めるため、海外研修等の機会を提供する。</p> <p>・事業ニーズに適合する高度な専門性を有する優秀な人材を確保するため、新卒採用にこだわらない採用や民間を含む地域の中小企業支援機関等との人事交流を行う。</p>
	<p>3. 情報公開による透明性の確保</p> <p>組織・業務・財務等に関する情報、資産保有状況、入札・契約に関する情報、報酬・給与等の水準その他の報告事項を迅速に分かりやすく公表する。</p>	<p>3. 情報公開による透明性の確保</p> <p>組織・業務・財務等に関する情報、資産保有状況、入札・契約に関する情報、報酬・給与等の水準その他の報告事項を迅速に分かりやすく公表する。</p>	<p>3. 情報公開による透明性の確保</p> <p>・組織・業務・財務等に関する情報その他の報告事項を迅速に分かりやすく公表する。</p>
	<p>4. 情報セキュリティの確保</p> <p>「サイバーセキュリティ戦略」(平成30年7月27日閣議決定)、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」等を踏まえ、規程及びマニュアル等を適切に整備し、見直すとともに、政府・関係機関等と情報を共有し、新たな脅威等に常に対応できるようシステム面での対策、人的・組織的対策を行う。</p>	<p>4. 情報セキュリティの確保</p> <p>「サイバーセキュリティ戦略」(平成30年7月27日閣議決定)、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」等を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を実施する。具体的には、規程、マニュアル及び対策等を整備・見直し、新たな脅威等に常に対応できるようシステム面での対策、人的・組織的対策を行う。加えて、研修等により、役職員の情報セキュリティ・情報管理意識の維持・向上を図る。</p>	<p>4. 情報セキュリティの確保</p> <p>・最近のサイバー攻撃の動向及び「サイバーセキュリティ戦略」(令和3年9月28日閣議決定)、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準」等を踏まえ、情報セキュリティ管理規程や関連する規程・要領等を踏まえた情報セキュリティ管理規程等に基づき、新たな脅威等に常に対応できるよう必要な場合はシステム面での対策、人的対応、C S I R Tによる組織的対策を行う。加えて、標的型攻撃メール訓練や研修や自己点検により、役職員の情報セキュリティ・情報管理意識の維持・向上を図る。</p>